

望ましい人間関係の在り方と規範意識の育成について

広島県教育委員会

1 はじめに

近年、都市化や過疎化、核家族化や少子化の進行により、児童生徒には、多様な人間関係の中で触れ合う経験が減少している。

また、携帯電話等の急速な普及により、児童生徒がメールやインターネットを利用する機会が増加している。



これらのことから、児童生徒にとって、人と人が直接かかわり合う機会が減り、文字などを介した間接的なコミュニケーションが増えている。

このため、児童生徒に望ましい人間関係を構築する力が十分育たず、自分の言葉や態度によって他人を傷つけるかもしれないなどの人権感覚が十分身についていない者もいる。

2 望ましい人間関係と規範意識の育成について

(1) 望ましい人間関係の育成について

児童生徒の発達には、知識、技能の習得とともに、望ましい人間関係をつくり、同性や異性の友人との適切な人間関係を形成することが重要である。

特に、学校では、特別活動や総合的な学習の時間等を活用し、集団でのふれあいを通じて、望ましい人間関係を育成することが重要である。

暴力行為やいじめなどは、こうした望ましい人間関係が十分に育成されていないことが背景にあるとの指摘もあることから、単に暴力行為やいじめなどの問題行動



への対応だけでなく、児童生徒相互の望ましい人間関係について積極的な育成を図ることが大切である。

(2) 規範意識の育成について

集団や社会の中で生活するには、一人一人がルールを守って行動するとともに、場に応じた望ましい行動を選択するなどの規範意識の育成が必要である。

規範意識は、家庭における、あいさつや服装等のしつけ、規則正しい睡眠や食事等の基本的な生活習慣等に関する教育が土台となっている。学校においては、こうした家庭教育をもとに、生徒指導、教科指導、道德教育及び人権教育などのあらゆる教育活動を通じて育成されるものである。



そのため、学校における教育活動の中で、校則の遵守、制服の正しい着用、時間の厳守、規律ある集団活動、あいさつ、約束を守ることなど、児童生徒が将来、社会の中で生きていく上で必要な社会的なルールや考え方、望ましい行動様式を身に付けさせることが大切である。また、これらの教育活動を通じて、児童生徒に社会性や規範意識が身に付いていく。

3 望ましい人間関係の在り方や規範意識が身に付いていないために発生しているトラブルの事例について

児童生徒を取り巻く社会の変化の影響を受け、児童生徒の人間関係を築く力や規範意識の低下など、豊かな人間性や社会性が十分身に付いていないことなどから、友人とトラブルになる場合が増えている。例えば、携帯電話のメール、インターネットの掲示板への誹謗中傷等不適切な書き込み、異性間の親密な交際におけるトラブル等、様々な事案が発生しており、これらのトラブルを未然防止するためにも、望ましい人間関係の在り方や規範意識を育成する取組みが重要である。

(1) 友人関係によるトラブル

自分の気持ちを相手に伝えることや相手の立場を考えた行動が不十分であるため、些細なことで友人関係が悪化し、不登校やいじめ等の深刻な問題へ発展するなどの事例が発生している。

事例1

ちょっとした口喧嘩で気まずくなり、どう謝まれば良いのかわからず、人間関係を修復できないまま登校できなくなった。

事例2

仲の良いグループで物品の貸し借りからトラブルとなり、一人を仲間はずれにするなどの問題行動に発展した。

学校においては、学級（ホームルーム）活動での集団指導や個別指導により、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」という心や態度を育成することを通じて、暴力行為やいじめ等の生徒指導上の諸問題の未然防止に努めることが大切である。さらに、学校・学級の一員として、きまりやマナーがなぜあるのかなどについて考えさせ、集団の規範等を尊重し、協力してよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることが必要である。

また、小さなトラブルも見逃すことなく丁寧に対応し、学級（ホームルーム）経営の見直しを含めて指導にあたるとともに、保護者と連携して当該児童生徒への指導を行うことが重要である。



(2) ICT機器によるトラブル

情報化社会の進展にともないインターネットや携帯電話などの普及が進む中で、児童生徒がトラブルに巻き込まれたり、インターネットの掲示板や携帯電話のメールによるいじめ（「ネット上のいじめ」）が起こったりするなど、新たな問題が発生している。

事例1

携帯電話で友人にメールを送ったが、メールの返信が遅かったことに立腹し、仲間を巻き込んで無視するなどの行為に発展した。

事例2

ブログや掲示板に「死ね」「ウザイ」等、特定の友人を誹謗中傷する書き込みを行い、相手を深く傷つけた。

事例3

「×××円くればデートしてもいいよ。」などと自分のプロフに援助交際を募集する書き込みをした。

インターネット上では、匿名性が高いことから規範意識が薄らいだり、インターネットだから許されているかのような錯覚に陥ったりすることから、モラルを逸脱してしまう場合がある。インターネットの世界は公共の場であり、インターネット画面の向こうには見知らぬ人が無数にいることを意識させる必要がある。



そのためには、「他の人とのかわり方を大切にする」「他人を大切にする」など日常生活における対人関係に係るモラルを指導することに加えて、「自分の情報や他人の情報を大切にする」「相手への影響を考えて行動する」「自他の個人情報や第三者にもらさない」などの情報モラルを徹底させることが重要である。

(3) 「デートDV」によるトラブル

異性との親密な交際が低年齢化するにつれて、10代の児童生徒同士の間でも、ドメスティック・バイオレンスが広がっているという指摘がある。

いわゆる「デートDV」には、殴る、蹴るといった身体的暴力だけではなく、精神的、性的、経済的（金銭強要）及び社会的隔離などの形をとった暴力として表れることがある。

しかしながら、「デートDV」について認識していない児童生徒が多く、交際中の相手から暴力や支配を受けたり、「デートDV」を理解していない友人に相談したことで二次被害を受けたりするなど、深刻な問題が発生している。



デートDVとは

ドメスティック・バイオレンスの一種で、特に未婚のカップルの間で起こる暴力のこと。

ドメスティック・バイオレンス（DV）とは

配偶者や恋人など親密な関係にあるものから振るわれる暴力のこと。

事例1

交際中の異性が、勝手に携帯電話のメールアドレスや送受信履歴を見たり、自分以外の異性のアドレスやメールを勝手に削除したりした。

事例2

交際中の異性からデートに誘われたが、他の友人との約束があったため断ると、自分と友人のどちらが大切なのかと逆上した。

事例3

交際中の異性から1日何度もメールがきたり、服装をチェックされたりすることを友人に相談すると、愛情の現れだと言われた。

このように、交際相手の携帯電話の送受信履歴を見たり、友人とのつきあいや行動を制限したりするような相手に対する束縛は、「デートDV」に該当する。

また、被害者自身が相手から受ける支配やコントロールを「愛情」と誤解している場合があり、加害者だけではなく、被害者も周囲の者も自覚できていないことがある。

内閣府男女共同参画局が平成18年4月に実施した「男女間における暴力に関する調査」では、交際相手から暴力を受けた経験のある女性は、13.5%（男性5.2%）であり、女性が被害を受ける割合が高くなっている。

また、交際相手からの被害について「誰にも相談しなかった」は、女性で39.0%、男性で74.3%であり、被害を受けながら誰にも相談していない者の割合が高くなっている。

これらを踏まえ、指導例（望ましい人間関係づくりの指導案）等を参考にして、児童生徒が自らの行動を振り返り、自らの態度や行動を見直すよう指導することが大切である。

デートDV「携帯チェック！」



このように、友達との交際や連絡を監視したり、制限したりすることは、プライバシーの侵害に当たります。

4 おわりに

望ましい人間関係の在り方や規範意識は、社会生活を円滑に営む上で基盤となるものであり、児童生徒の発達段階に応じて着実に定着させる必要がある。

各学校は、家庭と地域の共通理解のもと、それぞれの教育活動で良好な人間関係を育む力や規範意識を育成できるよう、多様な体験を通じた学習を取り入れるとともに、折に触れ、振



り返りを行い、その気づきを次の活動に生かすなど指導の効果を高める工夫が求められている。

また、家庭や地域では、家庭における団らんや役割、地域行事への参加や異年齢交流の機会等を通じて、安心感、責任感や周囲の者への感謝の気持ちなど、思いやりの心や規範意識につながる気持ちを抱いたり、他者とのつき合い方、あいさつの仕方、時間や約束を守ることなど社会規範の大切さについて実感したりすることで、望ましい人間関係の在り方を学ぶことができる。

さらに、児童生徒に望ましい人間関係の在り方や規範意識を育成することのできる集団づくりを進めるため、学校は、家庭、地域に積極的に協力を求め、家庭、地域の教育力を引き出し、うまく組み合わせるなど中心となって計画的に取り組むことが大切である。

【参考文献】

- 生活体験や人間関係を豊かなものとする生徒指導—いきいきとした学校づくりの推進を通じて— 中学校・高等学校編 文部省 昭和63年3月
- 国立教育政策研究所生徒指導研究センター「生徒指導体制の在り方についての調査研究」報告書—規範意識の醸成を目指して— 平成18年5月
- 大分県生活環境部県民生活・男女共同参画課 平成19年3月
- 京都市文化市民局男女共同参画推進課 別冊男女共同参画通信 平成20年1月
- 国立教育政策研究所生徒指導研究センター「規範意識をはぐくむ生徒指導体制」平成20年3月
- 広島県教育委員会 平成20年度広島県教育資料
- NPO法人DV防止ながさき「デートDVを知っていますか」平成20年10月



【参考資料】

- 「デートDVを知っていますか」NPO法人DV防止ながさき
http://www.geocities.jp/dv_greentomato/index.html
- 「デートDV～これって愛？」大分県生活環境部県民生活・男女共同参画課
<http://www.pref.oita.jp/13100/date-dv/index.html>
- 「デートDV（交際相手からの暴力のことです。）」岡山県教育委員会
<http://www.pref.okayama.jp/kyoiku/jinkyo/pdf/siryou/dv.pdf>
- 「女性のためのDV相談室」NPO法人 全国女性シェルターネット
<http://nwsnet.or.jp/>
- 「デートDVについて」佐賀県 健康福祉本部 母子保健福祉課 母子保健担当
http://www.pref.saga.lg.jp/web/_19552.html

指導例：望ましい人間関係づくりの学習指導案

対 象	〇〇中（小・高等）学校 2学年 各学級（HR）40名（男子20名、女子20名）		
日時・場所	平成〇〇年〇月〇日（ ）〇校時・各学級（HR）教室		
指 導 者	各学級（HR）担任及び副担任		
今年度の目標	生徒一人一人が自他の個性を尊重するとともに、集団に一員としてそれぞれが役割と責任を果たし、互いに尊重し、よさを認め発揮し合える開かれた人間関係を育成する。		
本時の題材	具体的な場面設定をして、「デートDV」がどのような行為であり、その行為によって相手がどのような気持ちになるのかをロールプレイングを通して体験する。		
本時の位置づけ	「デートDV」には様々な形態があり、相手を傷つける行為であることに気づくきっかけとする。		
生徒指導上のね ら い	自分の思いを相手に適切に伝えるとともに、相手の考えや意見を受け止めることができるコミュニケーション能力を育成し、同性及び異性の友人との望ましい人間関係づくりを図る。		
題材設定の理由	生徒観	男女間の対立や携帯電話を利用した掲示板への誹謗中傷等の書き込みなどトラブルが発生しており、生徒相互の人間関係が十分確立されていない状況がある。また、自分の気持ちを素直に表現できず、相手の言動に左右されてしまう生徒も見受けられる。	
	指導観	デートDVに係るロールプレイングを体験し、デートDVが友人関係においてどのような影響を与えるのかについて理解するとともに、自分の気持ちを相手に適切に伝えることや相手の立場を理解した行動ができるよう、望ましい人間関係づくりを図ることとした。	
本時の目標	日常的に起こりうる事例をロールプレイングで体験することにより、デートDVがどのような行為であるのか認識し、その対処方法を学ぶ。		
過 程	指導内容	学習活動	指導上の留意点
導 入 （10分）	I 学習内容の説明 II 「デートDV」チェックリスト記入【別紙1参照】	「デートDV」チェックリストを記入し、自分の態度や行動についての振り返りを行う。	◎ 普段の自分の言動や考え方を素直に記入させる。
展 開 （30分）	I アイスブレイキング（例） ① 握手（あいさつ） ② 自己紹介（2人組） など	① 挨拶をして出来るだけ多くの人と握手をする。 ② 最後にペアになった相手と、1分間ずつ自己紹介をする。	◎ 楽しい雰囲気を作りながら、心の準備体操を行う。
	II ロールプレイング（4人組）（役割演技） ① 題材の説明 ② 演技 ③ シェアリング	① ロールプレイングの方法とルールを理解する。 ② 題材について理解する。【別紙2参照】 ③ 題材を決定し、ロールプレイングを行う。 【場面1】 題材A、B、Cから1つを選択する。 [演技者1] 加害者役 [演技者2] 被害者役 [観察者3、4] 観察者 ○ 加害者役と被害者役をそれぞれ交替して行う。（それぞれ3分間） ○ 加害者役から演技を始める。 ○ 加害者役、被害者役を体験する。 ○ 加害者役→被害者役→観察者の順で気づきを述べる。（3分間） 【場面2】 場面1以外の題材を設定する。 ○ 演技者と観察者が交替する。 ○ 場面1と同じ展開をする。 ④全てのロールプレイング終了後、チェックリストや演技を通して気づいたこと、感じたことなどを各グループで振り返る。	◎ ルールを守り、相手を傷つけないよう指示する。 ◎ イメージをふくらませて、役割を演じさせる。 ◎ 演じる題材は各グループで選択させる。 ◎ クラスの男女比により男女のペアで実施できない場合は、同性で行わせる。 ◎ 相手の気持ちや思いを理解させる。 ◎ 演じること、観察すること、振り返ることにより、相互に学びあうことの大切さを強調する。 ◎ 観察者は演技者の暴力的な言動や態度について、気づきや感想を述べるよう指示する。 ◎ お互いの気づきについて否定しないよう指示する。
整 理 （10分）	全体のまとめ I 各グループの発表 II 実施者によるまとめ	① グループの中で気づきや感じたことを話し合い、出た意見をまとめて発表する。 ② 相手の思いや気持ちに気づき、自分も人も大切にすることができる望ましい人間関係の在り方（同性、異性の友人関係）について整理する。	◎ 「デートDV」には、身体的暴力以外にも、精神的、性的な暴力や金銭強要などがあることを正しく理解させる。 ◎ 抱え込まないで相談することの大切さを理解させる。
指導と評価の考察	◎ 日常生活の中で起こりやすい「デートDV」について事例を整理するとともに、発生した場合の対処方法や相談することの大切さを繰り返し指導する。		

参考文献 NPO法人 DV防止ながさき編『デートDVを知っていますか』平成20年10月

デートDV行動チェックリスト

もしかしてデートDV?と思ったら、[デートDV行動チェックリスト]を参考にして、相手や自分の行動をチェックしてみましょう。

また、自分の信頼できる友人や大人に相談しましょう。

チェック1

「自分の態度はどうですか」

- ① 相手が自分に従わないと、いらいらしたり怒ったりする。 ☐
- ② 相手が自分以外の人と仲良くしていると嫉妬したり責めたりする。 ☐
- ③ 腹が立つと、相手の前で物を叩いたり、壊したりする。 ☐
- ④ 相手の考えや希望を尊重しないで決めることが多い。 ☐
- ⑤ 相手は自分より劣っていると思っている。 ☐
- ⑥ 付き合っている相手は「自分のもの」だと思っている。 ☐

※ ひとつでも該当する項目があった場合は、自分の態度・行動を見直しましょう。

チェック2

「相手の行動はどうですか？」

- ① あなたのことを「バカ」などと、おとしめるような言い方をする。 ☐
- ② あなたが誰と話すか、誰と一緒にいるかなど、何でも知りたがる。 ☐
- ③ あなたへ怖い態度をとり、行動をしたあと謝ることが多い。 ☐
- ④ すごく優しいときと意地悪でいやな態度をとるときが極端である。 ☐
- ⑤ 話をそらしたり、話をちゃんと聞いてくれなかったりすることが多い。 ☐
- ⑥ 「自分のことが好きならいいだろう」と気の進まないことをさせる。 ☐
- ⑦ 自分勝手に物事を決めてしまうことが多い。 ☐

※ ひとつでも該当する項目があった場合は、デートDVではないかと考えてみましょう。

チェック3

「これって、暴力？」

- ① 相手のいやなことを言い続ける。 ☐
- ② 相手に自分の意見を押しつける。 ☐
- ③ 何を言っても無視する。 ☐
- ④ 相手にわざと恥をかかす。 ☐
- ⑤ 殴る、蹴る、髪の毛を引っ張るなど。 ☐
- ⑥ つばを吐きかける。 ☐
- ⑦ 部屋に閉じこめる。 ☐
- ⑧ 性行為を強要する。 ☐
- ⑨ AVや雑誌を見せたりする。 ☐
- ⑩ 避妊に協力しない。 ☐
- ⑪ 気分次第で急に怒ったり、責めたりする。 ☐
- ⑫ 勝手に携帯のメールを見たり、着信履歴を確認したりする。 ☐
- ⑬ 相手の大切にしている物を壊す。 ☐
- ⑭ 相手をつけまわす。(ストーカー行為) ☐

※ これらの行為は、すべて暴力行為です。

- ①～④ 言葉の暴力
- ⑤～⑦ からだへの暴力
- ⑧～⑩ 性的暴力
- ⑪～⑭ こころへの暴力

チェック4

「子どもの様子はどうですか？」

- ① 急に学校へ行きたがらなくなった。 ☐
- ② 学習意欲が減退し、成績が下がってきている。 ☐
- ③ 電話がかかってくるとあわてて出かける。 ☐
- ④ 頭痛や胃痛をたびたび訴える。 ☐
- ⑤ 手足等に傷跡やアザが見られる。 ☐
- ⑥ たびたび電話をかけ、相手を怒鳴って切ることがある。 ☐
- ⑦ 交際相手の悪口をよく言う。 ☐
- ⑧ 交際相手を自分の思い通りにしようとする。 ☐

※ ①～⑤は被害、⑥～⑧は加害の立場になっている可能性があります。

※ 【参考】

「男女共同参画通信 別冊 ～デートDV～」
京都市文化市民局男女共同参画推進課

ロールプレイングの題材（例）

1 題材A（精神的な暴力）

状 況	Bは、バスケット部に所属しており、毎日部活動を頑張っている。試合が近づいているため、日曜日は部活動に参加する予定である。 Aは日曜日に映画を見に行こうとBを誘うが、Bは、部活動に参加したいと思っている。
加害者役 (A)	Aは、Bが自分の言いなりになると思っている。しかし、Bが漸わろうとしたため、自分の思いを通そうとする。
被害者役 (B)	部活動に行きたいけれど、Aも大切だしAが怒ると怖いので、自分の思いを伝えることができない。仕方なく誘われるままに映画を見に行くことにする。

2 題材B（携帯電話やメールにかかわるもの）

状 況	Dは、Cに携帯電話を見せてと言われ、携帯電話を渡すと、Cはいきなりメールを見たり、メールアドレスや電話番号を消去したりした。 また、CはDのメールアドレスや通信相手を何度も聞くことがある。
加害者役 (C)	Dのことは何でも知ることができると考えており、Dを独占したい気持ちが強い。
被害者役 (D)	Cのことは嫌いではないので逆らうことができず、仕方なくCの言いなりになる。しかし、メールアドレスや携帯番号は消去してほしくないと思っている。

3 題材C（身体的な暴力～二次被害）

状 況	彼（彼女）から必要以上に監視されたり、ひどく怒鳴られたりすることがある。Fはそのことが不安になり友人のEに相談する。
相談者役 (F)	彼（彼女）との交際は順調ではあるが、何となく束縛されているような感じがしている。 「人と会う。」と言うと「誰と会うのか。」と何度も聞かれたり、服装をチェックされたり、メールをすぐ返信しないと怒られたりするので不安である。
相談を受ける役 (E)	彼（彼女）がFのことを監視したり、怒鳴ったりするのは、Fに対する愛情表現であり、Fは彼氏を怒らせないよう、もっと気をつかわなければいけないと考えている。

児童生徒の規範意識を醸成するための生徒指導体制の在り方について

広島県教育委員会

1 はじめに

子ども達を取り巻く社会環境が大きく変化する今日、児童生徒の健全育成に当たっては、児童生徒一人一人の規範意識や自律心を高め、社会的自立を進めていくことが重要な課題になっている。

また、問題行動の背景・要因には、家庭の養育上の問題、児童生徒本人に関わる問題、社会環境の有する問題などが指摘されているが、同時に学校においては、児童生徒の実態や社会の変化に応じた生徒指導体制の在り方が問われている。

生徒指導体制を確立し、組織的な生徒指導を進めるためには、児童生徒の発達段階を踏まえた生徒指導規程等を整備し周知するとともに、問題行動を起こした児童生徒には、毅然とした対応を行うことが大切である。



2 生徒指導規程等の整備と周知等について

現代社会においては、高度情報化、都市化、少子化にともない「価値観の多様化」がますます進行している。

このような状況の中、学校には、説明責任が課せられており、社会や子どもの変化に柔軟に対応しつつ、学校における教育活動や指導が一般社会と乖離していないか点検することが重要となっている。

また、児童生徒の問題行動や非行に対しては、各学校の生徒指導の基準となる生徒指導規程等をあらかじめ整備し、この規程等に基づき「社会で許されない行為は、学校においても許されない」という学校としての姿勢を明確に示すことが大切である。

さらに、生徒指導規程等を児童生徒や、

保護者等学校関係者に周知徹底することが望ましい。

(1) 生徒指導規程等について

各学校においては、「どのような児童生徒を育てたいのか」という明確な児童生徒像と確かな理念を児童生徒及び保護者に示すとともに、児童生徒の問題行動に係る指導項目や指導方法を明確にしておくことが大切である。

ア 表記すべき項目等について

生徒指導規程等には、その目的を明確に示すとともに、「学校生活に関すること」（登下校、欠席、遅刻、早退、外出、授業規律、制服、身なり、不要物や携帯電話の持ち込みなど）、「校外での生活に関すること」（交通安全、運転免許証の取得、アルバイトなど）、「特別な指導に関すること」（指導対象となる問題行動、反省指導の形態・実施方法、反省期間中の留意事項、反省期間の目安など）について表記しておくことが望ましい。【別紙1】参照

イ 特別な指導の期間について

生徒指導規程等に基づく特別な指導を実施する際は、児童生徒に自ら起こした問題行動を反省させ、より良い学校生活を送るための方法を考えさせ、実行させるよう指導することが大切である。

また、特別な指導の期間についての計画や目安を児童生徒や保護者に事前に伝え、児童生徒への動機付けを行うとともに、反省への展望を与えることが重要である。



指導に当たっては、示している標準

例を参考に、児童生徒の反省の状況やこれまでの指導の経過等を踏まえ、指導期間を定めることが必要である。

一方、特別な指導を実施するに当たり、標準例を形式的に当てはめたり、目的が曖昧なまま、長期間行うことは望ましくない。

（２）生徒指導規程等の整備について

各学校が主要課題や児童生徒の実情に応じた生徒指導規程等を整備し、明確に示すとともに、「なぜ、そのような生徒指導規程等を定めているのか」についても、丁寧に説明する必要がある。

各学校がそれぞれ生徒指導に係る指導基準を明確にすることで、教職員個々の指導に温度差が生じにくくなるとともに、児童生徒や保護者が学校の指導に対して不公平感を持ちにくくなる。

（３）生徒指導規程等の周知について

生徒指導規程等については、児童生徒を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学者説明会、PTA総会などで直接説明することに加え、各学校のホームページに掲載したり、生徒指導だより等を活用したりするなど、機会をとらえ繰り返し周知することが望ましい。

生徒指導規程等を積極的に児童生徒、保護者等学校関係者に公開することで、児童生徒を指導する学校の考え方や方法を明示できるとともに、指導の透明性も確保することができ、児童生徒、保護者に安心感を与えることができる。

３ 組織的な生徒指導体制の在り方について

今日のように変化の激しい時代の中にあつて、各学校には問題行動等の未然防止や生徒指導上の問題が発生した場合の適切な指導など、児童生徒の健全な成長・発達を育む組織的な生徒指導体制の確立が一層求められている。

（１）生徒指導目標の設定に係る留意事項について

学校の経営目標を達成するために、各学校の生徒指導上の諸問題の数量的な分析も踏まえて、生徒指導に係る達成目標や求める児童生徒像を明らかにするとともに、それらに向けて教職員がベクトルの向きを揃えて取り組むことが重要である。

特に、目標を設定するに当たっては、次のことに留意する必要がある。

ア 目標を具体的に設定すること

目標設定には、

- 「何を」（目標項目の明確化）
- 「いつまでに」（スケジュールの検討）
- 「どうやって」（方法の明確化）

○「どの程度」（測定可能な達成基準）

など、具体性があり、達成するためのプロセスを明確にしておくことが有効である。こうすることで、教職員の意欲や効力感を引き出すことができる。

イ 目標の難易度が適切であること

目標が安易過ぎたり、困難過ぎるとその目標を達成しようとするモチベーションが上がらないという指摘がある。

努力すれば達成できる目標を設定し、その達成に向けて常に働きかけることが大切である。

ウ 目標を重点化して設定すること

網羅的な目標設定ではなく、各学校の状況を踏まえ、重要度や緊急度に応じて、目標を重点化して取り組むことが大切である。

（２）教職員の役割の明確化について

生徒指導を組織的に進めるためには、指導に当たる個々の教職員の役割を明確に示すことが大切である。

個々の教職員の役割が明確にされていないと、特定の教職員に負担が集中し、結局一部の人材に依存してしまうなど、組織的な指導ができない状態に陥りがちである。

各学校においては、生徒指導主事等が率先垂範し、模範を示すことも大切であるが、組織的な生徒指導を進めるに当たっては、関係する教職員自身がどのような場面でどう行動すればよいのか、全体との関わりはどうかなどについて役割を意識し、それぞれの責任を自覚して取り組む必要がある。

（３）一貫性のある粘り強い指導について

児童生徒の規範意識を醸成するためには、すべての教職員が曖昧な態度で指導することなく、一貫して「『当たり前』にやるべきこと」を『当たり前のこと』として徹底して指導する」必要がある。

また、児童生徒に「他人に迷惑をかけないこと」「約束を守ること」「時間を厳守すること」など最低限のルールやマナーを遵守させるためには、教職員が自ら範を示しつつ、毅然とした態度で繰り返し粘り強い指導をする必要がある。

さらに、このような毅然とした指導に加えて、なぜ問題行動を起こしたのかなど、児童生徒の内面の問題に真剣に向き合うとともに、発達段階や能力、意欲に応じて「見守り」や「受容」の姿勢を持ち、児童生徒を理解しようとする姿勢も必要である。

4 各学校段階における生徒指導体制の在り方について

家庭や社会が急激に変化しつつあり、それに応じて児童生徒も変化している現在、生徒指導体制の点検、見直しは、小学校、中学校、高等学校の各学校段階で共通して求められている。

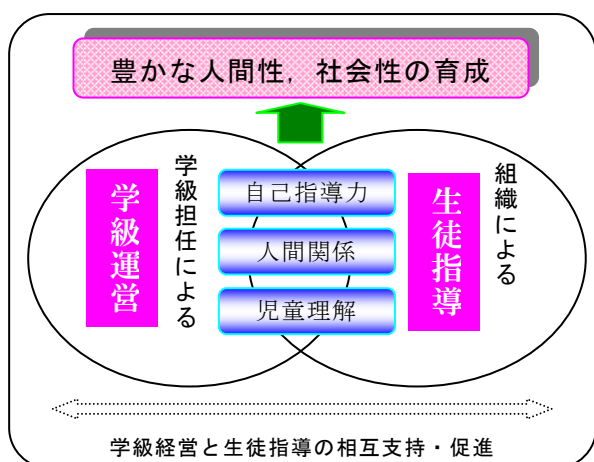
(1) 小学校の生徒指導体制

小学校においては子ども自身が規範意識を高める取組を進めるとともに、子ども達が安全に、安心して学び、生活することのできる環境づくりを推進する観点から、特に、次の事項に取り組むことが重要である。

ア 学級運営と生徒指導の相互支持・促進による生徒指導体制の充実

学級担任の思い込みや抱え込みに陥ることなく、学級運営と生徒指導が相互に補完し合って学校全体としての生徒指導の充実・強化を図ることが必要である。
(関連図参照)

【学級経営と生徒指導の関連図】



イ 児童理解の深化と規範意識の育成

規範意識を育成する上で、児童理解の充実は重要な要素である。

子どもの内面を揺り動かす指導や規範意識の内面化を促すためには、児童の心や行動の実態を十分に把握することが重要である。

また、児童の規範意識を育成するためには、個々の学級で取り組むだけではなく、学年・学校全体として取り組むことが大切である。さらに、社会的なルールやマナーの意味や大切さを子ども自身が実感できるよう学校の生徒指導体制を確立する必要がある。

(2) 中学校の生徒指導体制

中学生期は第二次性徴の出現など固有の発達課題があることを踏まえた指導が

必要である。

したがって、生徒一人一人が自己を見つめ、自分自身と向き合うなど自我を確立し自律できるよう、生徒が気軽に相談できる環境や教職員が複数の視点できめ細かく見守ることができるような校内体制を整備する必要がある。

ア 生徒個々に対するきめ細かな指導体制と規範意識の育成

生徒個々に対するきめ細かな指導体制

個々の教師が個人で判断し、対応するのではなく、校種間、学校間や関係機関等との連携などにも留意して多面的に情報を収集し、協働的に指導・援助することが大切である。

規範意識の育成

学校生活は、規律や社会的ルールを学ぶ場であるという認識に立ち、学習環境の整備や学校内の規律の維持に取り組むとともに、学校と家庭が役割分担を明確にして取り組むことが大切である。

イ コーディネーターの機能を生かした生徒指導体制の充実

学校内において課題解決に向けた協同的な取組を行うためには、生徒指導主事が協同体制の中核となり、コーディネーター（調整役）としての役割を果たすことが重要である。

(3) 高等学校の生徒指導体制

高校生が社会的自立を進めていくためには、生徒指導そのものを広く社会的視野に立ち、「生きる力」をどうはぐくむかという指導として捉え直すことが必要である。それは、社会的ルールやマナーの尊重の上に、自己選択と自己責任を行使する生き方を求めることである。

ア 教職員の共通理解・共通実践の深化と生徒指導体制の充実

客観的資料やデータを基に教職員の共通理解を図り、その上で、各学校の教育目標と生徒指導の関連性を明らかにし、全体構想を立て実践することが大切である。



イ 法令等に関する指導と規範意識の向上

個人の自由と責任や権利と義務の意義についての自覚を一層深める指導を行うとともに、生徒の問題行動と関係法規との関係を明確にし、生徒に対して「社会の一員」としての責任と義務を指導していくことが重要である。

また、校則について、生徒会活動などの特別活動をはじめとするあらゆる教育活動において、生徒に自ら考えさせたり、討議させたりするなど自律性を高める工夫も不可欠である。

ウ 懲戒処分の適切な運用

法的効果を伴う懲戒処分が学校長に認められていることは、高等学校の生徒指導の大きな特質であるが、懲戒処分の適用を検討している生徒について、それまでの生徒指導措置状況を方法・内容面や効果面等から評価・検討した上で、適切かつ効果的に実施する。

5 問題行動を起こした児童生徒への対応について

生徒指導規程等に示した指導項目に違反する行為があった場合、問題行動の事実を明確にするとともに、あらかじめ定めた指導基準、指導方法に従い、毅然とした対応を行うことが大切である。

また、指導基準の適用及び具体的指導に当たっては、すべての教職員間の共通理解を図った上で、一貫性のある粘り強い指導を行うことが重要である。

(1) 適切な初期対応について

- ア 冷静に対応すること
- イ 原則として、複数の教職員で対応すること
- ウ 客観的な事実（何がいけないのか）をその場で自覚させること
- エ 事実の認識に齟齬が生じないように、その場で状況を確認し、明確化すること
- オ 喫煙等の指導の際には、タバコ・ライター等をその場で出させ預かること
- カ 初期対応した教職員は生徒指導部等に速やかに報告すること
- キ 可能な限り短時間で対応すること



不適切な対応

- 推測を伴った発言や児童生徒の人格を否定する発言を行うこと
 - 体罰等の暴力的な対応を行うこと
- ### (2) 事実確認のポイントについて

【別紙2】参照

事実確認は、問題行動に係る事実を明確にすることで、児童生徒自らが間違った行為を自覚し、改善へ結びつけるためのものである。



- ア 原則として、複数の教職員で対応すること
- イ 児童生徒一人一人個別に行うこと
- ウ 問題行動そのものだけでなく、そこに至る経緯等 5W1H を丁寧に聴き取ること
- エ 複数の児童生徒が関わっている場合は、事実を付き合わせ、一致するまで行うこと
- オ 事実経過について当該児童生徒に自書させること

6 保護者との連携の在り方について

生徒指導上の諸問題への対応をはじめ、薬物乱用防止教育、非行防止教育、安全で安心な学校づくりなどを幅広く進めていくためには、学校が積極的に学校の課題等を公表するなど、生徒指導に関する保護者の理解と協力を促す工夫が必要である。

効果的な家庭訪問のポイント

(1) 日常的な連携について

問題行動発生後の対応のみならず、児童生徒の状況(望ましい行動を含む)を積極的に保護者に伝えるなど、日常的な連携を行うことや2(3)に示す生徒指導規程を繰り返し周知することで保護者の理解と協力が得やすくなる。



(2) 連携方法等について

児童生徒の問題行動で保護者と連携するに当たって、保護者連携を担任だけに任せることなく、発生した問題行動の事案や当該児童生徒との関係性等を踏まえ、どの教

職員が保護者対応を行うことが適切であるかを判断する必要がある。

（３）家庭訪問の目的の明確化について

児童生徒の問題行動の指導に係って、家庭訪問を行うことは有効であるが、あらかじめ目的や保護者との連携内容を明確にし、計画的に実施することが重要である。

家庭訪問の目的

- 問題行動の事実を伝える。
- 学校の指導方針等を伝える。
- 家庭での児童生徒の状況を把握する。
- 保護者の考えを把握する。 など

（４）迅速な対応について

児童生徒の問題行動に係る保護者連携に当たっては、正確な事実や指導方針等を丁寧に説明するとともに、迅速な対応を行う必要がある。事実が不明確であったり、保護者への説明が遅れたりすることで学校に対する不信を招くことがある。

（５）不在の場合の対応について

家庭訪問を行う際は、あらかじめ保護者と連携して日程の調整を行うが、訪問時に保護者が不在の場合には、訪問した事実を保護者に伝えるため、郵便ポスト等に訪問を伝えるメモ等を残し、後刻電話連絡してみるなどの対応も必要である。



7 警察等関係機関との連携について

児童生徒の問題行動等への対応に当たって、学校だけで問題の解決を図ることが困難な場合には、警察等の関係機関と協同して取り組む等、開かれた連携を進めることが重要である。

また、警察との連携に当たっては、問題行動発生時のみならず、定期的な情報交換や協議を行うなど、日常的な連携を行い、信頼関係をつくっておくことが大切である。

警察との連携の留意点について

（１）各組織の役割、専門性の理解について

学校と警察がそれぞれの役割及び専門性を理解するとともに、それぞれの機能を生かしながら、子どもが社会の中で自立することができる方法を追求し、積極的な



連絡と協力を図っていくことが重要である。

（２）組織的な連携について

学校が警察の機能、役割を十分に理解し、「どんな問題行動が起きたときに連携するのか」「いつ連携するのか」「誰が連携するのか」「どのように連携するのか」などについて、全教職員が共通理解を持ち、組織的に連携することが必要である。

（３）主体的な取組について

連携の目的を明確にし、警察に任せきりにするのではなく、学校が主体的に取り組む必要がある。児童生徒の問題行動に係る指導計画の中で、どの部分をどのような方法で担ってもらうことが最適であるのか、学校の考え方を十分説明し、協力を求めることが大切である。

（４）保護者との連携について

警察と連携する場合は、そのねらいを保護者に十分説明し、理解を得ることが大切である。そのために、保護者に学校に来てもらったり、家庭訪問を行ったりするなど保護者との連携を十分に行い、取組を進めることが大切である。

8 おわりに

児童生徒の規範意識を醸成するためには、指導方針について教職員に共通理解が強く求められるが、それに加え学校の方針について、保護者の理解と協力が必要である。さらに、教職員と保護者が相互に信頼し合い、両者の間に「指導のぶれ」が生じないようにすることが大切である。そのため、入学前や入学直後のできるだけ早い時期に、学校内のきまりや指導方針を丁寧に説明して、児童生徒及び保護者の理解を深めることが重要である。

また、問題行動を起こす児童生徒の指導に当たっては、あらかじめ定めた生徒指導規程を踏まえ、問題行動を安易に見逃すことなく、一貫性を持って指導するとともに、規則の違反を繰り返す児童生徒には教育相談活動等を通じて、その背景や原因の把握に努めることが必要である。

【参考文献】

- 児童生徒の規範意識の醸成に向けた生徒指導の充実について（通知）平成 18 年 6 月 文部科学省
- 「生徒指導体制の在り方についての調査研究」報告書 平成 18 年 5 月 国立教育政策研究所生徒指導研究センター
- 生徒指導資料第 3 集 規範意識をはぐくむ生徒指導体制 平成 20 年 3 月 国立教育政策研究所生徒指導研究センター

生徒指導規程(例)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。このため、生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

～ 略 ～

(髪型)

第〇条 社会の一員としてふさわしい、高校生らしい髪型とし、次のことを禁止する。

(1) 特異な髪型(モヒカン、パンク、パーマ、アイロン、そり込み等)

(2) 染色・脱色

2 違反があった場合、特別な指導を行う。

(化粧・装飾・装身具)

第〇条 次のことを禁止する。

(1) 口紅(色つきリップクリームを含む)、マスカラ等の化粧類

(2) マニキュア等の爪や皮膚への装飾

(3) ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、カラーコンタクト等の装身具

(4) 眉毛のそり落とし、睫毛の加工

2 違反があった場合、特別な指導を行う。

(制服)

第〇条 校内外の学習活動及び登下校(休業日を含む)の際は、学校が定める制服を正しく着用すること。

(1) 冬服 本校規定のスーツ・ネクタイ及び長袖カッターシャツ

(2) 夏服 本校規定の半袖カッターシャツ(ネクタイは着用しなくてもよい。)

2 自分の体調や季節・気象状況を自らで判断し、本校規定の制服を正しく着用すること。ただし、上着・ベスト・長袖カッターシャツを着用する場合はネクタイを必ず着用すること。

～ 略 ～

第〇章 特別な指導に関すること

(問題行動への特別な指導)

第〇条 次の問題行動を起こした生徒で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

(1) 法令・法規に違反する行為

① 飲酒・喫煙

② 暴力・威圧・強要行為

③ 建造物・器物損壊

④ 窃盗・万引き

⑤ 性に関するもの

⑥ 薬物等乱用

⑦ 交通違反

⑧ 刃物等所持

⑨ その他法令・法規に違反する行為

(2) 本校の規則等に違反する行為

① 喫煙同席・喫煙準備行為(煙草等の所持)

② いじめ

③ カンニング

④ 家出および深夜徘徊

⑤ 無断免許取得(※1)および乗車

⑥ 無断アルバイト

⑦ 暴走族等への加入

⑧ 登校後の無断外出・無断早退

⑨ 指導に従わないなどの指導無視及び暴言等

⑩ その他、学校が教育上指導を必要とする判断した行為

(反省指導)

第〇条 特別な指導のうち、反省指導は次のとおりとする。

(1) 説諭

(2) 学校反省指導(別室反省指導・授業反省指導、奉仕活動等)

(3) 家庭反省指導(※2)

(反省指導の実施)

第〇条 反省指導は、原則として学校反省とする。ただし、状況によっては家庭反省(※2)を行う場合がある。

2 学校反省は登校させて別室で行う反省指導と通常の学校生活(授業等)で行う授業反省指導の2段階とする。

(1) 反省指導期間中にある定期考査等は別室で受験する。

(2) 反省指導期間中にある学校行事や部活動の公式大会への参加は、別途協議する。

(学校反省指導の期間)

第〇条 別室反省指導の期間は、概ね3日から5日とし、授業反省指導の期間は、概ね5日から10日とする。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間を変更することがある。

～ 略 ～

【注(※)は高等学校、特別支援学校高等部のみ】

(なお、※2については、小中学校及び特別支援学校小学部・中学部において、週休日及び休日を活用して実施することができる。)

問題行動に係る事実確認票（例）

記入年月日 平成 年 月 日

学 科	学 年	組	氏 名（ふりがな）	担任氏名
科	年	組		

1 問題行動（＊行った問題行動の後に○印をつけること。）

①	喫煙		⑦	不健全娯楽	
②	暴力行為	対 教 師	⑧	薬物等乱用	
		生 徒 間	⑨	金品強要	
		対 人 器物損壊	⑩	家出	
③	交通違反		⑪	定期券等不正使用	
④	窃盗・万引		⑫	性に関する問題行動	
⑤	飲酒		⑬	無断免許取得	
⑥	カンニング		⑭	上記以外の校則違反（ ）	
			⑮	その他（ ）	

2 確認事項（共通）

発 生 日 時	平成 年 月 日（ ） 時 分～	
発 生 場 所	(例 本館3階男子トイレ)	
	地 図 (詳しく)	
＊同席していた者に★印をつけること。		
状 況	いつ (いつから)	
	だれと	
	何 (誰) を	
	なぜ	
	どのように	
	その他 (詳しく)	
誰から、どのような指導を受けたか。		

3 確認事項（問題行動別）

①喫煙	きっかけは	煙草代はどのようにしているか
	保護者は知っているか	どこで購入しているか
	1日の喫煙本数は (約 本)	どこで吸うことが多いか
②暴力行為	初めてか ()	
③交通違反	違反であることを知っていたか	保護者は知っていたか
	所有免許証の種類	免許証取得年月日
④窃盗・万引	何度目か	所持金はいくらあったか
	計画的であったか	犯罪であることを知っていたか
	窃盗物はどうしたか	自分の意思か
⑤飲酒	きっかけは	酒代はどのようにしているか
	保護者は知っているか	どこでどのようにして購入しているか
	頻度、量はどれくらいか	どこで飲むことが多いか

⑥カンニング	初めてか	計画的であったか
	一人で行ったか	何回目か
⑦不健全娯楽	きっかけは	娯楽費はどこから出していたか
	保護者は知っているか	何回程度行ったか
⑧薬物等乱用	どこで入手使用したのか	誰から入手したか
	薬害について知っているか	代金はどうしていたか
	どれくらい使用していたか	犯罪であることを知っていたか
	知っている者はいたか	体調に変化はあるか
⑨金品強要	金額は合計で約何円か (約 円)	自分の意思か
⑩家出	所持金はいくらあったか	知っている者はいたか
⑪定期券等 不正使用	購入年月日 (平成 年 月 日)	期限切れ年月日 (平成 年 月 日)
	不正使用区間 ～	購入代金はあったのか
	知っている者はいたか	犯罪であることを知っていたか
⑫性に関する 問題行動	きっかけは	保護者は知っているか
	体調に変化はあるか	被害を受けたことはあるか
⑬無断免許 取得	免許の種類	取得年月日 平成 年 月 日
	取得費用はどうしたか	どこで取得したか
	車両は持っているか	いつ使用しているか
	「三ない運動」を知っているか	保護者は知っているか
⑭上記以外の 校 則 違 反	校則があることを知っていたか	何回目か

4 現在の気持ちと今後の決意等

現在の気持ち 【誰にどのような迷惑をかけたと思うか】	
今後の決意 【今後どうしていきたいか】	
謝罪の意思 【誰にどのような気持ちを伝えたいか】	

5 これまでの特別な指導について

これまでにどのような指導を受けたか。	年時		年時	
	年時		年時	

生徒指導部 記入欄	事実確認者	時間	場所	備考
		: ~ :		

※ この確認票は、問題行動を網羅して示しているが、各学校においては問題行動別に確認票を作成して活用するなどの工夫も考えられる。

生徒指導に係る保護者との適切な連携の在り方について

広島県教育委員会

1 はじめに

近年、生徒指導上の諸問題は極めて多岐にわたるものとなっている。基本的な生活習慣に関わる日常の生徒指導上の問題はもとより、不登校や中途退学、いじめや暴力行為などの諸問題も、依然として深刻な状況が見られる。また、学校外における、少年非行の多様化も広く見られるところである。

児童生徒の問題行動等の背景には、家庭、学校、地域社会における様々な要因があり、それらが複雑に絡み合っていることが多い。

そのため、家庭、学校、地域社会、関係機関等がより一層連携・協力した取組が求められているところである。

2 生徒指導上の諸問題の要因・背景について

生徒指導上の諸問題に適切に対応するためには、社会の変化、家庭の変化、子どもたちの変化などを適切に把握することが大切である。

(1) 社会の変化について

都市化が進行するにつれて、地域住民の連帯感や地域活動に対する関心が薄れ、子どもが子ども同士の集団を形成する機会が少なくなり、地縁的な地域社会の教育力の低下が指摘されている。

(2) 家庭の変化について

近年、出生数の減少が続き、合計特殊出生率（1人の女性が一生のうちに産む子どもの数）も低下して少子化が進行している。

また、単独世帯と核家族世帯の中の夫婦のみの世帯が増加するなど、家族構成が大きく変化している。こうした変化に関連して、家庭教育に対する親の自覚の不足、過保護や放任など、教育力の低下が指摘されることもある。



(3) 子どもたちの変化について

社会や家庭の変化に伴って、子どもを取り巻く生活環境や生活実態は大きく変わってきた。

ア 基本的な生活習慣（「就寝時間」）について
内閣府の平成18年の「低年齢少年の生活と意識に関する調査」（※）によると、午後10時頃までに就寝する小中学生は約42%で、平成11年9月の調査の約46%に比べると、就寝時刻が遅くなっている。【図1】

また、「12時頃」以降に就寝する者の割合は、年齢が上がるに従って増加し、9歳では0%、12歳では5.1%、15歳では46.1%となっている。【図2】

※「低年齢少年の生活と意識に関する調査」

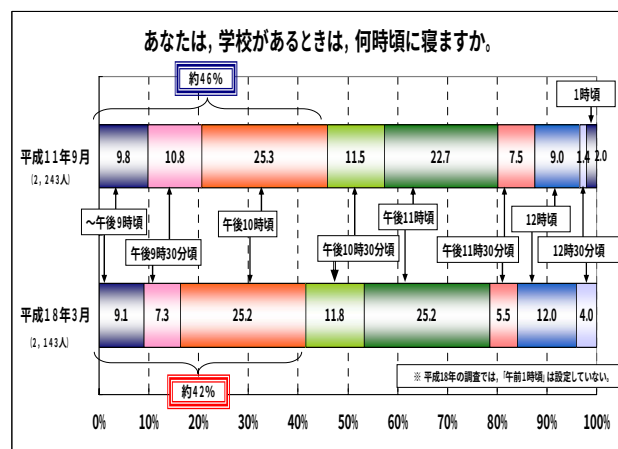
○ 調査対象

小学校4年生から中学校3年生までの男女
：2,143人

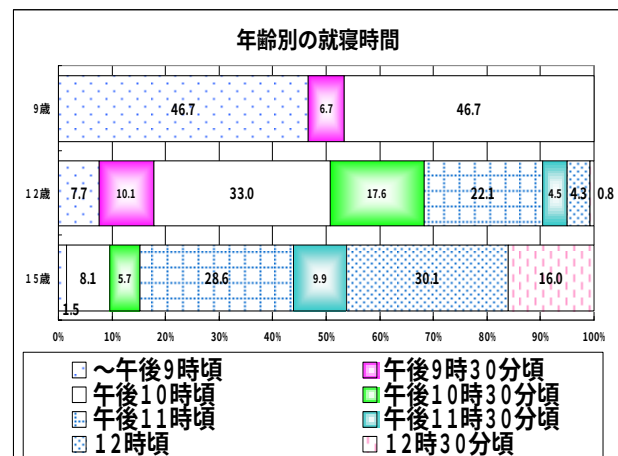
○ 調査地域：日本全国

○ 調査期間：平成18年3月16日から26日

【図1】子どもの就寝時間（平成11年、18年比較）



【図2】子どもの就寝時間（年齢別）

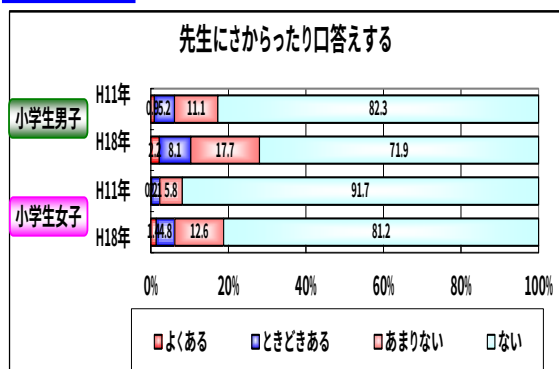


イ 教師に対する意識（「先生にさからったり口答えする」）について

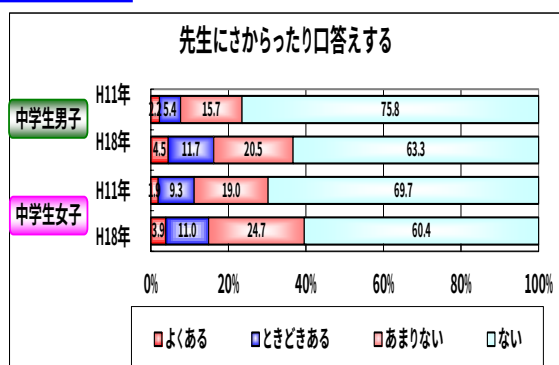
小学生男子・女子，中学生男子・女子ともに「よくある」「ときどきある」を合計した割合は，平成 11 年 9 月の調査に比べて，平成 18 年 3 月の調査の方が高くなっている。【図 3】

【図 3】「先生にさからったり口答えする」

小学生



中学生



3 学校と保護者の適切な連携の在り方について

家庭や地域の協力を得るためには，各学校が保護者等学校関係者に対して，暴力行為・いじめ等生徒指導上の諸問題の状況や生徒指導のきまり等を示した生徒指導規定等を，幅広く情報提供することが重要である。



(1) 保護者との日常的な連携について

児童生徒の学校生活における状況等を，あらゆる機会を利用して保護者に情報提供する



ことで，学校に対する信頼感が増すとともに，保護者が子どもの状況を正確に把握でき，理解と協力が得られやすくなる。

保護者との信頼関係の確立

話すことを通して

- 三者懇談
- 家庭訪問
- 電話連絡
- 学級保護者会
- 地域懇談会 など

活動を通して

- PTA行事，地域行事
- 授業参観
- 「学校へ行こう週間」 など

文字等を通して

- 学級（ホームルーム）通信
- 連絡帳
- ホームページ
- 啓発資料 など

(2) 連携の留意点について

保護者との連携に当たっては，児童生徒一人一人を大切に育てる視点を持ちつつ，問題行動に係る情報等の連絡だけに終始することなく，児童生徒の望ましい態度や活動等，肯定的なメッセージなどを伝えることで，保護者の理解や協力が得やすくなる。

(3) 児童生徒理解の促進について

児童生徒の問題行動のみに視点が偏ること，その背後にある児童生徒の性格や社会性などの個人的な問題，児童虐待・家庭内暴力・家庭内の不和・経済的困難などの家庭の問題，LD（学習障害）・ADHD（注意欠陥多動性障害）などの発達障害，非行少年グループや暴走族等との付き合いなどの対人関係上の問題を見失うことがある。



また，児童生徒理解が不十分なまま対応すると，問題行動の真の解決に結び付かず，事態が深刻化・長期化する場合がある。

日ごろから，教育活動全体を通じて児童生徒の様子を複数の教職員で多面的に把握するとともに，個別面接やアンケート調査を実施し，児童生徒の不安や悩みを積極的に把握するなど，児童生徒理解を深めておくことが重要である。

4 生徒指導に係る保護者への適切な対応について

保護者が、担任の学級（ホームルーム）経営や問題行動等に対する指導方針などが理解できないといった理由で、校長や担任などに対して、不満や苦情等を訴える場合がある。

このような訴えに対して学校は、保護者の思いを積極的に傾聴するとともに、保護者の不安感や焦燥感を共感的に受け止め、「児童生徒をそれぞれの立場でどのように支援できるのか」という姿勢で対応することが重要である。

（１） 基本的な考え方について

ア「事実を基に」対応する。

「いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように」など、客観的な事実に基づいて対応することが重要である。



そのため、「担任はどのように指導したのか、子どもはどのように行動したのか、保護者との連携はどうか」など、指導に係るメモや会議の記録などを保存しておくことが大切である。

イ「誠意を持って」対応する。

問題行動などの事実が明確でないまま保護者と対応したり、学校が、事前に問題行動等に関する指導方針を周知したりしていないことなどで、保護者が学校の姿勢に不満を持つ場合がある。

保護者が学校の指導や対応などに対して抱いている不安や焦り、いらだちといった心理的事実を受け止めつつ、学校が把握している事実やなぜこのような指導方針を示しているのかなどを可能な限り迅速かつ丁寧に保護者に説明するなど、誠意を持って対応することが大切である。

ウ「法的な根拠を踏まえて」対応する。

「私は、この指導方法で苦情を受けたことはない。」「本校では、これまでずっとこのように対応してきた。」など、教職員の経験や勘、先例のみに頼った対応を行うことで、法的な視点から説明できない事態を招く



ことがある。

教職員のこれまでの経験や予測的な理解を踏まえて教育活動を推進することは、効果的な場合もあるが、児童生徒への対応に当たっては、公立小・中学校における出席停止や高等学校等における懲戒など、法的な根拠を踏まえて対応する必要がある。

エ「組織的に」対応する。

平素から児童生徒の状況を適切に把握するとともに、個々の児童生徒への取組の方針を関係する教職員間で共有するなど、校長を中心とした生徒指導体制を確立し、組織的に対応することが大切である。

（２） 保護者の苦情のタイプについて

保護者から学校へよせられる苦情は様々なタイプがあるが、それぞれの苦情のタイプを理解し、適切に対応することが大切である。

問題指摘型

児童生徒の迷惑行為や設備上の瑕疵等を指摘し、善処・改善を求める。

【対応】学校としての「非」を正確に把握し、誠意ある回答と迅速な対応をとることで、以後も良好な関係を保つことができる。

敏感・神経質型

頻繁に学校を訪れ、「教室の窓から家を覗く生徒がいる」「雨樋の音がうるさい」等、次から次へと学校への不平・不満を述べる。地域からの苦情に多く見られる。

【対応】全面的な解決は無理でも、少しでも改善した点を具体的に示すことが大切である。

溺愛型

溺愛・過保護の保護者に多い。学校を子どもと共通の「攻撃対象」とすることで、子どもとの「絆」を保とうとする保護者に多く見られる。

【対応】子どもが一緒にいると、必要以上の「威勢」を見せることもあるため、子どもと別の場所に移動してもらうなど、落ち着いた雰囲気の中で、子どものよさにも触れながら、正しい情報を伝えることが大切である。

利益追求型

金品の要求や無理難題等を押しかけてくる。

【対応】脅迫や恐喝にあたる場合があるので、行政が行う法律相談を受けたり、警察との連携を密に取るなどして、毅然とした姿勢を貫く必要がある。

(3) 対応の留意点

「4 生徒指導に係る保護者への適切な対応について(1)」を踏まえ、次のことに留意して対応することが大切である。

ア 保護者の訴えに耳を傾ける

保護者が何を訴えたいのか、どのような感情を抱いているのかなど、保護者の話に耳を傾け、しっかり傾聴することが大切である。

客観的な事実が明確でない段階で、「とにかく謝っておこう。」などといった対応は適切ではない。

イ 面談の三原則を守る

★「人の制限」

保護者の訴えが生徒指導に係るものか、進路指導に係るものか、学級（ホームルーム）運営に係るものかなどを組織的に判断し、対応者を決めるとともに、複数の教職員で対応することが重要である。

また、学校が、誰と会うのか事前に確認し、それ以外の人が行きついたり来たときは、別室で待ってもらったりなど、法定代理人である保護者と対応することが原則である。

学校は、法定代理人（通常は、親権者。親権者がいない場合は、未成年後見人）と対応すること。ただし、委任を受けた弁護士など権限のある代理人（委任状等で確認）であれば、これに対応する必要がある。

★「場の制限」

対応する場所は、児童生徒の家庭を訪問する場合もあるが、学校の応接室など、公的機関の開放された部屋が望ましい。

★「時の制限」

対応する時間を事前に保護者に伝えておくことが大切である。状況を

丁寧に説明し保護者の理解を得るよう最善を尽くすことは大切であるが、対応が長時間に及んだり、深夜に至ったりすることがないように、対応時間を制限することが大切である。

ウ 正確な記録を残す

学校が保護者に説明した内容や保護者の訴えなど、対応の記録を正確に残すことが大切である。

記録を正確に残すことは、学校の対応を振り返り、今後の対応策を検討する材料にできたり、警察への通報の必要性が生じた場合や訴訟問題に発展したりした場合に、重要な「証拠」となる。

エ 教育委員会と連携する

理不尽な要求や脅迫等があったときは、学校だけで対応することなく、教育委員会と迅速に連携して対応することが重要である。

5 おわりに

生徒指導に係る保護者からの苦情等には、特定の教職員だけでなく、全ての教職員が適切に対応する必要がある。

そのため、保護者との対応方法等について、ロールプレイング等の実践的な研修を計画的に実施し、教職員の力量を向上させるなど、校内研修の改善、充実を図ることが大切である。

また、校内研修は自校で発生した事案や予測されるトラブルなど、より具体的な場面を想定して実施することで適切な対応を行うことができる。



【参考文献】

- 国立教育政策研究所 生徒指導資料第1集(改訂版)「生徒指導上の諸問題の推移とこれからの生徒指導」平成21年7月
- 学事出版「緊急時の対処の仕方が身につく 生徒指導の危機管理」平成14年8月 嶋崎政男
- ほんの森出版「困った親」への対応 こんなとき、どうする?」平成20年4月 嶋崎政男

【参考資料】

- 「低年齢少年の生活と意識に関する調査」平成19年2月 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)

不登校対策実践指定校の取組について

広島県教育委員会

1 はじめに

不登校は「特定の子どものみ特有の問題があることによって起こることではなく、どの子どもにも起こり得ること」として捉える必要があります。

また、不登校の解決には、様々な背景や要因を分析し、総合的に取り組む必要があるため、「不登校への取組が、教育力を高める」という基本認識を持ち、学習の基礎・

基本の定着、生活習慣の改善、望ましい人間関係づくりなど、学校としての対応力を高め、組織的に取り組むことが大切です。



2 不登校への適切な対応の必要性について

不登校の背景・要因については、家庭、学校、本人に関わる様々な要因が複雑に絡み合っている場合が多いなど、多様化、複雑化する傾向にあることが指摘されています。

また、あそび・非行による怠学や学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、保護者等による子どもへの虐待などの課題も指摘されており、個々の要因に応じた適切な対応が求められています。



さらに、不登校解決の最終目標は、児童生徒の「社会的な自立」であるといわれています。したがって、不登校は「心の問題」のみならず「進路の問題」でもあるとの認識に立って、一人一人の状況を的確に把握し、進路形成に資する学習支援や情報提供等を積極的に行うことが重要です。

3 不登校対策実践指定校について

県教育委員会は、平成16年度から、公立小・中学校の不登校の解決を図るため、不登校対策実践指定校を指定して多様な支援を行う取組を実施しています。各指定校の積極的な取組を促すために、公募に基づいて指定し、学校名を公表して取り組むことにしました。

(1) 指定校数

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
小学校	20	20	30	60	60	60	50	52
中学校	20	20	30	30	30	30	30	30

平成19年度からは、小学校と中学校の連携を強化するため、小学校は、指定中学校区内の小学校を不登校児童数に応じて1校から3校を指定した。

(2) 平成22年度の不登校対策実践指定校の状況

ア 不登校児童生徒数の前年度比較

	H22	H21	増減(人数・割合)
小中学校 80校	574	683	-109 -16.0%
小学校 50校	103	134	-31 -23.1%
中学校 30校	471	549	-78 -14.2%

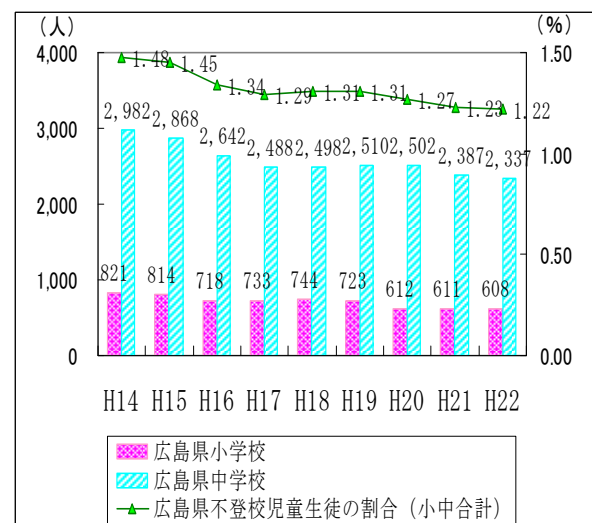
イ 成果の上がった学校の特徴

- 不登校を減少させた中学校21校は、年間で平均約90回の小中連携を行っており、不登校が増加した中学校7校よりも年間で約19回多く実施しています。
- 不登校を減少させた中学校21校では、11校が暴力行為を減少させています。

4 本県の不登校の状況について

(1) 不登校児童生徒の人数及び割合の年次推移

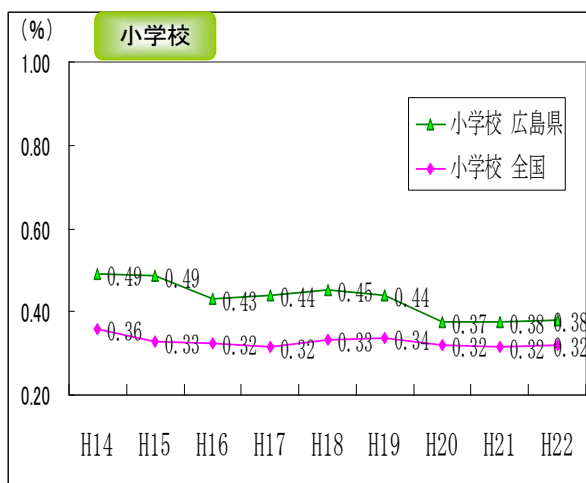
平成14年度をピークとして減少しています。



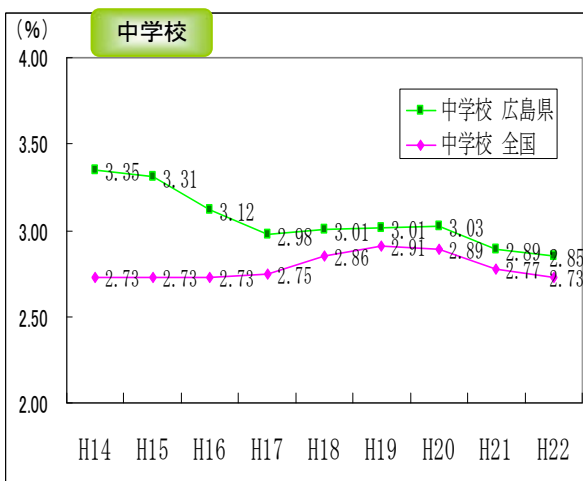
不登校児童生徒の人数及び割合の年次推移(H14～H22)【図1】

(2) 不登校児童生徒の割合の年次推移

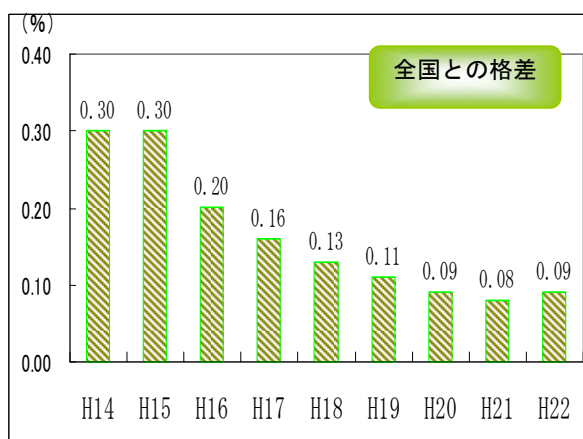
本県の不登校児童生徒の割合は減少傾向にあり、本県と全国との格差は縮小しています。



不登校児童の割合の年次推移 (H14~H22) 【図2】



不登校生徒の割合の年次推移 (H14~H22) 【図3】



不登校児童生徒の割合(小中合計)の全国との格差の年次推移 (H14~H22) 【図4】

(3) 平成 22 年度の不登校の状況

平成 22 年度の本県の国・公・私立小中学校における不登校児童生徒数の合計は、2,945 人で前年度と比較すると 53 人(1.8%)減少しています。【図 1】

しかしながら、全国と比較すると不登校児童生徒の割合は、小学校で 0.06 ポイント、中学校で 0.12 ポイント、小・中合計で 0.09 ポイント上回っていることから、不登校の解決は本県の大きな課題となっています。【図 2, 3, 4】

5 不登校対策実践指定校の取組の柱について

不登校対策実践指定校が取り組む際の主な視点は、次のとおりです。

(1) 生徒指導体制の確立

○ 不登校対策委員会の開催

不登校対策委員会を定期的に開催し、情報の共有等を行い、組織として不登校児童生徒への具体的な対応を明確にすること。

○ 小中連携の充実

年間を通じて計画的に「あいさつ運動」や「授業参観」、「小中学校教員合同の家庭訪問」といった行動連携を行ったり、取組を効果的に進めるための児童生徒に係る情報連携を行ったりすること。

○ 生徒指導規程の整備

安心して学べる学校づくりを推進するため、生徒指導規程(生徒指導に係る指導基準や指導方針等を明確化したもの)を児童生徒、保護者に周知徹底することで、指導に係る透明性を高めること。

【生徒指導資料 No. 27「生徒指導重点校の取組みについて」平成 17 年 9 月参照】

コラム 1

中途退学防止に向けての積極的な指導とは

不登校から中途退学に至るケースが多いため、高等学校においても中途退学を未然に防ぐ十分な不登校対策を行う必要があります。

また、中途退学者の多くが、小中学生の時に不登校経験があることなどから、中途退学は高等学校の問題だけにとどまらず、義務教育課程を含め、児童生徒の学力及び社会性を充分にはぐくむ教育指導が大切になってきます。

【生徒指導提要 p.190 「第 13 節 中途退学」から抜粋】

○ 特別な指導の実施

問題行動発生時には、すべての教員が、どの児童生徒に対しても、同じ基準で指導するとともに、振り返りを促す特別な指導を行うこと。

【生徒指導資料 No. 32「児童生徒の規範意識を醸成するための生徒指導体制の在り方について」平成 21 年 10 月 参照】

(2) 生徒指導の三機能を生かした授業づくり

すべての教員が生徒指導の三機能を生かした授業づくりに努め、児童生徒の学習意欲を向上させるとともに、分かる授業の工夫を行うことが大切です。

○ 学習のつまずきの早期発見

学習のつまずきを組織的に把握する取組を実施し、個々の児童生徒の状況に応じた個別の指導を行うこと。

○ 授業規律の確立

具体的な実践項目を設定し、すべての教員が一貫した指導を行うこと。

○ 特別支援教育の充実

特別支援教育に係る校内研修等を実施し、発達障害のある児童生徒を含む特別な支援を必要とする児童生徒への適切な支援を行うこと。

(3) 開かれた学校づくり

○ 家庭や地域、関係機関等との連携

保護者や地域への説明責任を果たすとともに、公開性を高めること。

また、学校だけで問題の解決を図ろうとするのではなく、家庭や地域、こども家庭センターや福祉事務所、警察、家庭裁判所等と連携し、協働して取組を進めること。

(4) 家庭訪問の充実

○ 組織的・計画的な家庭訪問の実施

個々の児童生徒の状況を適切に把握し、スクールカウンセラー等の見立て（アセスメント）等を参考にしながら、家庭訪問を行うこと。



(5) チームによる支援・個別の指導記録票の活用

○ 関係教職員によるチームの結成

不登校につながるおそれのある児童生徒及び不登校児童生徒について、不登校の未然防止や学校復帰をめざす関係教職員によるチームを結成し、支援を行うこと。

○ 個別の指導記録票の作成

チームによる支援を行う際の基礎資料となる個別の指導記録票を作成し、教職員間で情報を共有すること。



(6) 望ましい集団づくり

○ 体験活動等の実施

体験活動や人間関係トレーニングを充実させ、社会性をはぐくみ、児童生徒間の絆を強め、望ましい集団を育成すること。



○ 入学時及び進級時等の指導の充実

学校生活への適応を促進するため、特に入学時及び進級時にガイダンスや集団づくりの充実を図ること。

コラム 2

問題行動等の指導に当たっては、「解決志向アプローチ」が有効です。

解決志向アプローチについて

このアプローチの最大の特徴は、「問題やその原因、改善すべき点」を追求するのではなく、解決に役に立つ「リソース＝資源（能力、強さ、可能性等）」に焦点を当て、それを有効に活用することにあります。

「何がいけないのだろう？」と考える代わりに「自分が望む未来を手に入れるために、何が必要なのだろう？ 何が出来るのだろう？ どうやったらできるのだろう？」と考え、一緒に解決を創り上げていきます。

子どもの問題から成人の問題まで、さまざまな相談への対応が研究されており、日本においても、効率的で実践的なアプローチとして、さまざまな現場で適用されています。

【一般社団法人 日本臨床心理士会ホームページから抜粋】

6 効果的な取組例について

生徒指導体制の確立（１）

1 取組の実際

- (1) 不登校対策に係るコーディネーター役の教員（生徒指導主事等）を学校組織の中に位置づける。
- (2) 不登校対応マニュアルを作成し、学校全体で一貫した指導を行う。
- (3) 生徒指導規程を整備し、児童生徒、保護者及び学校関係者に周知する。
- (4) 生徒指導規程に基づく特別な指導を実施する。

2 取組の工夫及び留意点

- (1) 不登校対策委員会は、管理職、生徒指導主事、各学年教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等を構成員とし、毎週定期的に開催する。
- (2) 不登校対策委員会において、児童生徒に関する情報交換とともに、スクールカウンセラー等による専門的な視点からのアセスメントを踏まえ「いつ」「誰が」「どのように」など、具体的な対応を明確にする。
- (3) 個々の児童生徒の指導・支援計画を立て、全教職員の共通認識のもと、役割を分担して取り組み、取組について評価を行い、改善を図る。
- (4) 生徒指導主事が「朝の会」の時間に各学級を巡回し、児童生徒の欠席状況等を把握し、適時適切な家庭連絡や家庭訪問を行う。
- (5) 校種間で生徒指導規程について情報交換する。
- (6) 問題行動を起こした児童生徒の個別指導を行う部屋を確保する。



3 取組の効果

- (1) 不登校対策委員会で学校の指導方針を検討することで、教員が自信を持って取り組むことができる。
- (2) 組織的な取組が推進されることで、学級担任等の抱え込みがなくなる。
- (3) 対応マニュアルに基づいて全教員が共通認識を持って対応することで、対応の不統一が減少するとともに、適切な状況把握や早期対応が可能になる。
- (4) 生徒指導規程に基づき、一貫した指導を行うことで、児童生徒の規範意識が醸成される。

生徒指導体制の確立（２）

1 取組の実際

- (1) 小中学校が連携し、定期的に登校時のあいさつ運動や出前授業などを実施する。
- (2) 小中学校の生徒指導主事が生徒指導上の情報共有等を行う連絡会議を毎週実施する。
- (3) 中学校区の小中学校が授業改善や生徒指導規程の作成など共通の取組を行う。
- (4) 小学校6年生に対して、中学校の部活動の体験、オープンスクール等を実施する。



2 取組の工夫及び留意点

- (1) 中学校の入学当初に小学校の教員が関係中学校へ出向き、生徒に声を掛けたり、中学校入学前に中学校の教員が関係小学校へ出向いたりするなどタイムリーに取り組む。
- (2) 小中連携を行う生徒指導主事等の時間割を調整するなどして、年間を通じて計画的に連絡会議が実施できるようにする。
- (3) 中学校区の関係小学校と中学校で学習のきまりや生活のきまり、問題行動への対応など、発達段階に応じ、義務教育9年間を見通した指導を行う。
- (4) 小学生が中学校の教育活動を体験し、身近に感じるように取り組んだり、中学校入学前の児童の疑問や不安を交換ノートに記入させ、中学校の教員が返事を返したりする。



3 取組の効果

- (1) タイムリーな小中連携により、児童が不安や悩みを身近な教員に相談しやすくなり、中1ギャップの解消につながる。
- (2) 連絡会議の開催により、前籍校の状況や兄弟姉妹の情報を共有することで、児童生徒の不安や保護者の思い等を把握することができる。
- (3) 中学校区の関係小中学校が指導の基準をそろえるなど共通の取組を行うことで、授業や生活への適応が促進される。
- (4) 中学校生活への見通しが持てることで、児童の不安が和らぎ、校種間の接続が円滑になる。



1 取組の実際

- (1) 生徒指導の三機能を生かした授業を実施する。
- (2) 学習のつまずきの早期発見や基礎学力の定着を図る。
- (3) 授業規律を確立する。

2 取組の工夫及び留意点

- (1) 生徒指導の三機能を生かした学習指導案を作成し授業を行う。
- (2) ペアやグループ等，学習形態を工夫し，児童生徒が自分の考えを出し合い，相手の考えも受け止めながら，考えを決定していく場を設定する。
- (3) 児童生徒の発言に対して，傾聴の姿勢をもって接するとともに，「よくできたね。」など賞賛や励ましの言葉をかける。
- (4) 板書にあたっては，囲いや色づけをして重要なポイントを強調するなどの工夫をしたり，図や挿絵を示して説明したりするなどの視覚的支援を行う。
- (5) 児童生徒の学習のつまずきを早期に把握し，「帯タイム」や放課後等を利用するなどして個々の児童生徒の状況に応じた個別指導を行う。
- (6) 生徒指導部と教務部等が連携して，全校共通の授業規律に係る項目を教室に掲示するなど，日頃から全教員で徹底した指導を行う。



3 取組の効果

- (1) 教員と児童生徒，児童生徒同士が関わり合う活動の中で，自分の考えや思いを受け入れてもらうことで，児童生徒の満足感や自己肯定感が高まる。
- (2) 児童生徒が，教員や他の児童生徒から「気にかけてもらっている」「大切にされている」と実感し，自己存在感が高まることで，学級が心の居場所となる。
- (3) 児童生徒が「わかる喜び」や「できる喜び」を実感し，学習に対する自信を深め，学校生活や学習への意欲が高まる。
- (4) 授業規律の徹底を図ることで，落ち着いた雰囲気ですべての授業が行われ，児童生徒が安心して授業に臨むことができる。



1 取組の実際

- (1) こども家庭センター(児童相談所)や福祉事務所，民生児童委員，スクールカウンセラー等と定期的にケース会議を開催する。【情報連携】
- (2) 各関係機関にまたがるサポートチームを組織し，多角的・多面的に取り組む。【行動連携】

2 取組の工夫及び留意点

- (1) 緊急性の高い事案から優先的にケース会議を行い，対応方法を検討する。
- (2) 児童生徒の健全育成や不登校の状況について，関係機関等との緊密な情報交換や連携・交流を日常的に実施する。
- (3) 関係機関等の持つ専門的な知識や見立て等を踏まえて，保護者との連携を行う。
- (4) 効果がすぐに期待できないようなケースについても，粘り強く連携し，取り組む。

3 取組の効果

- (1) 児童生徒の状況や環境の変化等の情報を多面的に把握できることから，状況に応じた対応が可能になる。
- (2) 学校や教育機関だけで対処しきれない状況への働きかけが可能になる。
- (3) 地域社会の様々な教育力を生かすことで，児童生徒の社会的自己指導能力を育成することができる。

コラム 3

ラポールの形成と傾聴の姿勢が，面接等を行う際に重要です。

ラポールとは

臨床心理学の用語で，心理療法を行う治療者とこれを受ける相談者との間に親密な信頼関係があり，心の通った状態にあることです。

心理療法や調査・検査などを行う場面において重視すべき基本的な前提条件とされています。

【生徒指導提要 p. 68 「第4節 児童生徒理解の資料とその収集」から抜粋】

家庭訪問の充実

1 取組の実際

- (1) 児童生徒の状況に応じて適切に行う。
- (2) 関係機関等と連携しながら、保護者への支援の視点を持って行う。
- (3) 家庭訪問の状況を組織で共有する。



2 取組の工夫及び留意点

- (1) 家庭訪問がかえって事態を悪化させることも考えられるため、訪問者については、「学級担任が一人で」と安易に決めるのではなく、児童生徒の状況や態様、家庭の状況等に応じて、組織的に家庭訪問の時機、訪問者、訪問方法等を決定する。
- (2) 「どうして登校できないのか」「家庭にも問題があるのではないか」といった安易な質問や指摘をしない。
- (3) 子どもの養育が十分に行われていなかったり、保護者が経済面などの課題を抱えていたりするなど、保護者自身への支援が必要な場合は、こども家庭センター（児童相談所）や福祉事務所等と連携しながら行う。
- (4) 家庭訪問で把握した客観的な事実を個別の指導記録票に記載する。
- (5) 本人、保護者に会えない場合は、訪問者からのメッセージを伝える手紙等を入れておくなど工夫する。



3 取組の効果

- (1) 児童生徒の状況を踏まえることで、児童生徒や保護者との信頼関係を築きやすくなる。
- (2) 関係機関の持つ専門性を活用することで、学校だけでは対応できない面を補完することができる。
- (3) 個別の指導記録を活用することで、学年や校種が変わっても情報が共有できることなどから、保護者との信頼関係の構築や適切なアセスメントができる。

チームによる支援・個別指導記録票

1 取組の実際

- 個別指導記録票を作成し、不登校対策委員会で、児童生徒の様子を交流する。

2 取組の工夫及び留意点

- (1) 個別指導記録を作成する目的として、「不登校の早期発見、早期対応をするため」、「児童生徒の状態や必要としている支援の適切な把握のため」などがあることを教職員間で共通認識を持つておく。
- (2) 個別指導記録の作成を始める時機（連続して欠席したり、登校をしぶったりする状況が続いた場合など）を明確にしておく。
- (3) 小中学校で個別指導記録票の様式を統一する。
- (4) 家庭との連携については、いつ、どのような働きかけをしたなど、客観的な事実を記述する。
- (5) 不登校対策委員会を開き、個別の指導記録票をもとに、一週間の児童生徒の様子や、取組の成果と課題を整理するとともに、次週に向けての指導方針を明確にする。
- (6) 個別指導記録票は、コーディネーター役の教員など、あらかじめ決めた教員が管理するようにし、文書管理やそのセキュリティに十分注意する。



3 取組の効果

- (1) 児童生徒や保護者に組織的・計画的に丁寧に関わることで、本人、保護者との信頼関係を築くことができる。
- (2) 個別指導記録票をファイリングすることによって、児童生徒の情報を積み上げることができ、より系統的な指導に役立てることができる。
- (3) 個別指導記録票の様式を統一することで、情報の共有、交換が円滑に行えるようになるとともに、記録票を分析することで、欠席のパターンを把握し、個々の児童生徒に応じた適切な指導が行えるようになる。
- (4) 2(1)に示す他、「学年や校種を超えて一貫した継続的な指導」ができたり、「家庭や関係機関等との連携」が円滑に推進されたりする。
- (5) 個々の教員の経験や勘に基づく対応ではなく、客観的な事実を踏まえ、組織的に対応することで、指導方針にブレが生じにくい。

望ましい人間関係づくり

1 取組の実際

- (1) 学級（ホームルーム）活動，児童生徒会活動及び学校行事などでの自主的な体験活動を実施する。
- (2) 各学級（ホームルーム）の状況，発達段階等に
応じた人間関係トレーニングを実施する。

2 取組の工夫及び留意点

- (1) 年度当初に，学校生活や学級（ホームルーム）の人間関係に関するアンケート調査や個人面談等を実施し，学年・学級（ホームルーム）の実態把握をする。
- (2) 体験活動の実施に当たっては，「体験する」→「気づきを指摘し合う」→「指摘を分析する」→「次の体験での行動を仮説化する」→「仮説を次の機会に試みる」というステップを繰り返すよう計画的に実施する。
- (3) 家庭や地域と一体となった体験活動を年間を通じて計画的に実施する。
- (4) 構成的グループ・エンカウンターやロールプレイング等，人間関係トレーニングを実施する。
- (5) 体験活動後には，振り返り（シェアリング）を行い，感じたことや気づいたことを伝え合う。



3 取組の効果

- (1) 体験活動等を通じて，児童生徒の自己肯定感が高まり，社会参加の意欲や態度など，豊かな心が育成される。
- (2) 体験による学習を通して，自分と他者との関係を理解し，自己の意識改革や自分の周りの人との関わりを変革できる。
- (3) 人間関係トレーニングを通して，自己理解，自己主張，他者理解，受容性，感受性，信頼性の体験をすることによって，よりよい人間関係をつくる力が育成される。

7 おわりに

不登校対策実践指定校の取組は，着実に成果を上げることができました。

これは，不登校対策実践指定校が，特別なことを行ったものではありません。各不登校対策実践指定校が，「育てたい児童生徒像」を明確にするとともに，生徒指導上の課題を数値を基に分析し，課

題を明確にした上で対策を立て，組織的に取り組んだことが，成果につながったと捉えています。

このように，不登校をはじめとする生徒指導上の諸問題の解決には，地道に教育活動を積み重ねることが大切です。

また，生徒指導提要には，5つの「不登校に対する基本的な考え方」が示されています。

- 不登校解決の最終目標は社会的自立
- 不登校を見極め適切に対応するために必要な連携ネットワーク
- すべての児童生徒にとって居場所となる学校を目指して
- 関係を構築しつつ，適切な働きかけやかかわることの大切さ
- 保護者を支え，家庭の教育力を充実させる

これらの基本的な考え方や「5 不登校対策実践指定校の取組の柱について」は，各学校が不登校への取組を推進する上で指針となるものです。

これらが，単に抽象的な理念として捉えられるのではなく，常に実践目標として機能するとき，不登校への取組が充実・改善されるといえます。

コラム 4

親と子，教員と児童生徒の「絆」の大切さ

少年非行の防止を考える上で，逆にどうして多くの児童生徒が非行に走らないのかについて考えてみることに立ちます。

部活や勉強に打ち込んでいる，失いたくない大切なものがある，喜びや苦勞を分かち合う仲間がいる，そして，何よりも家庭や学校に居場所がある，などが考えられますが，そこには，児童生徒と家庭や学校とをしっかりとつなぎとめる「絆」があります。

他方，非行に走る児童生徒は，家庭や学校との「絆」がない，又は，切れかかっていると言えます。家庭や学校で非行を未然に防止する秘訣は何かと問われれば，児童生徒と家庭や学校との「絆」をどのようにしたら強く切れにくいものにするかということに尽きると言えます。

【生徒指導提要 p.169 「第4節 少年非行」から抜粋】

【参考文献】

- 生徒指導提要 平成22年3月 文部科学省
- 生徒指導資料 第2集 不登校への対応と学校の取組について—小学校・中学校編— 平成16年6月 国立教育政策研究所生徒指導研究センター
- 生徒指導のてびき（改訂版）平成22年3月 広島県教育委員会

【参考資料】

- 一般社団法人 日本臨床心理士会ホームページ

児童生徒の命を守る指導の在り方について

広島県教育委員会

1 はじめに

警察庁の発表によると、わが国の年間自殺者数は、平成 24 年度に 15 年ぶりに 3 万人を下回ったものの、小学生・中学生・高校生の自殺者数が 336 人にのぼるなど、依然として深刻な社会問題となっています。

青少年期の心の健康は、その後の人生の基礎となる重要な課題であり、今こそ、児童生徒の自殺予防など、児童生徒の命を守る指導の充実が必要となっています。

2 命の教育の意義

命の教育とは、命の大切さについて考えさせる指導であり、児童生徒が生や死の意味について真剣に考え、かけがえのない命や人生が一度しかないことについて理解し、命の大切さとともに生きる喜びを実感できるよう指導することが大切です。

(1) 命を取り巻く危機的状況について

暴力行為・いじめ・薬物乱用・デートDV・自傷行為・自殺など、他者や自分自身を傷つける児童生徒が後を絶ちません。



その背景として、少子化や核家族化、都市化など、急激な社会変化の中で、児童生徒が家族の誕生や親族の死など、命に関わる重要な場面に直接触れる機会や体験が極端に少なくなっている

ことが指摘されています。

(2) 命の教育の必要性について

ある県で小学校 5 年生から中学校 2 年生に対して、命に関するアンケート調査を行ったところ、「人は死んでも生き返る」と思っている子どもが 10% 弱いたことなどを考えると、児童生徒の命の重みに関する感受性が弱まっているとも考えられます。

(3) 命の教育を進める視点

道徳の時間はもとより、総合的な学習の時間や教科（国語や理科、生活科や公民、保健体育など）の中で、また、特別活動等との関連も図りながら、生と死や命に関わるテーマを立て、



教育課程全体を見渡して、命の教育に取り組むことが求められます。

実施に当たっては、次の 4 点に留意する必要があります。

1

児童生徒が自分自身を価値ある存在として認め、自分を大切に思う自尊感情をはぐくむ

- 学校の教育活動全体を通じ、生徒指導の三機能を生かすことが大切です。
- 日ごろから児童生徒一人一人の言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取ろうとする姿勢が重要です。
- 児童生徒が努力した結果や過程を見逃さず賞賛することが大切です。

2

命の大切さを実感できるような自然や人と豊かに関わる体験活動の充実を図る

- 豊かな人間性や社会性をはぐくむためには、様々な体験活動の機会を意図的、計画的に提供する必要があります。

3

児童生徒個々の発達の段階に配慮する

- 各学校段階や各学年段階、また年齢と共に形成されてくる精神性や社会性の程度とともに、個々の児童生徒の状況を十分に踏まえることが大切です。

4

教員自身が生と死や命に向き合う自らの姿勢を問い直すための研修の充実を図る

○ 年間を通じて計画的に研修を実施するなど、教員一人一人が絶えず研修に努めるという心構えが大切です。

3 暴力行為やいじめ等の被害を受けた児童生徒等への適切な対応について

学校は、被害を受けた児童生徒を（物理的、心理的に）守るという視点を強く持って対応することが大切です。繰り返し被害を受けたり、



「また被害を受けるのではないか」といった不安を持って学校生活を送ったりするなど、安心して登校できない状況とならないよう、被害を受けた児童生徒への配慮や適切な支援を行うことが大切です。

そのためには、暴力行為やいじめ等の問題行動に係る事実確認を行う際や加害児童生徒が被害児童生徒に謝罪する際にも配慮が必要です。

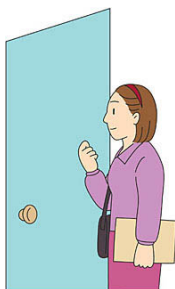
(1) 問題行動に係る事実確認を行う上での配慮事項等

ア 複数の教員で被害と加害児童生徒双方から個別に事実を確認します。【力関係への配慮】

イ 時間(時刻)、場所等に配慮します。特に、多くの児童生徒がいる場面での呼び出し等は避けます。【周囲の児童生徒との関係への配慮】

ウ 被害児童生徒に対しても、事実確認の後、学校はどのように指導を進めるのかななどを丁寧に説明します。【被害児童生徒に安心感を持たせる対応】

エ 事実確認の概要については、必ず教員が保護者に説明します。【被害児童生徒の心理的負担感の軽減】【学校としての指導方針の正確な伝達】



(2) 謝罪の場における留意事項

暴力行為やいじめ等の問題行動の指導に当たっては、関係児童生徒と保護者等による謝罪の場を設けることで、被害児童生徒に安心感を持たせることができます。

謝罪に係る指導の進め方について

1 目的

問題行動に対する特別な指導の一つであり、被害と加害の児童生徒間の関係修復や加害児童生徒への問題行動に対する反省を深めさせ、関係児童生徒の今後の生活をより良いものにするために行うものです。

2 留意点

(1) 加害児童生徒への事前指導

「何をしたのか」、「何がいけなかったのか」、「相手にどのような迷惑をかけたのか」、「今後どうすればよいのか」といった項目を、謝罪の場に臨む前に整理させることが大切です。

⇒ 事前指導が不十分なために、被害児童生徒及び保護者に謝意が伝わりにくくなる場合があります。

(2) 被害児童生徒及び保護者への事前説明

なぜ、謝罪の場を持つのか、その目的や謝罪の場の進め方について、事前に丁寧に説明しておくことが重要です。

⇒ 説明が不十分なために、被害児童生徒が過度に不安感を持ったり、保護者が感情をぶつける場になってしまったりする場合があります。

(3) 司会進行

特別な指導の一つであり、組織的に実施するものであるため、生徒指導部員、担任等が立会いのもと、生徒指導部員が司会進行します。

⇒ 加害児童生徒が反省を述べる態度でないなど、謝罪の場としての目的が達成できないと判断せざるを得ない場合があります。

(4) 振り返り

加害児童生徒に対して、謝罪の場の後に、振り返り指導を丁寧に行うことで、被害児童生徒及び保護者の感情に気づくことができます。

⇒ 振り返りが不十分な場合、「謝らされた」などの感情を抱いたままになり、反省が深まらない場合があります。

(3) 定期的な面接等による被害児童生徒の状況把握

加害児童生徒による謝罪終了後も担任や生徒指導部員、部活動顧問、養護教諭、スクールカウンセラー等が、当該児童生徒に対して

計画的に面接を行い、出欠状況や新たな被害を受けていないか（客観的事実）とともに、不安や悩みはないか（心理的事実）などについて把握します。

(4) 関係機関等との連携

ア スクールカウンセラーとの連携

スクールカウンセラー配置校にあっては、計画的に被害児童生徒の心のケアのためのカウンセリングを実施し、当該児童生徒の不安等を減少させるとともに、状況を組織的に共有します。

イ 関係機関との連携

学校だけで被害児童生徒への対応のすべてを行うことは困難であるという認識を持つことが大切です。そのため、より専門的な援助が必要と判断した場合には、被害を受けた状況を踏まえて、警察やこども家庭センター、精神保健福祉センター等と連携します。

(5) 教育相談の充実

ア 体制づくり

教育相談は、学校生活において児童生徒と接する教員にとっての不可欠な業務であり、学校における基盤的な機能の一つといえます。教育相談の機能が発揮されるためには、学校が一体となって対応することができる校内体制を構築する必要があります。

イ 校内研修

教育相談で必要とされる教員の資質としては、人間的な温かみや受容的態度が成熟しているなどの人格的な資質と、実践に裏付けられたアセスメントやコーピングなどに関する知識と技術の両面が大切です。これらをバランスよく磨くことが、教員研修では必要です。

コラム

コーピングとはストレスに対処するための働きと行動のことです

生活する中で、「困った」、「つらい」などの否定的感情が要因となり、ストレス反応が生じる。この嫌悪的で不快なストレス反応を低減させ、増幅させないことを目的とした認知機能、又はそのための対処法をコーピングと呼んでいる。コーピングをうまく機能させるためには、児童生徒への共感的立場で理解を図り、対応を考える必要がある。

【生徒指導提要 p.97 「第5章 教育相談 第2節 教育相談体制の構築」参照】

(6) 性的被害を受けた児童生徒の心身のケアについて

性的虐待や性的被害などに遭遇した児童生徒は、外傷後ストレス障害（PTSD）を引き起こすことも多く、心身に及ぼす影響は深刻なものが多いため、対応が難しいケースがあります。性的被害が疑われる場合は、早期に専門家に相談する必要があります。

その上で、養護教諭、担任、学校医、スクールカウンセラーなどが連携し、援助していくとともに、こども家庭センターや医療機関などと連携して、対応に当たることが大切です。



ポイント

被害にあった児童生徒に対して関係者が次々と本人に何度も同じ質問をすることによる二次的被害を避けるよう、最大限の配慮が求められます。

4 児童生徒の自殺の防止について

自殺は様々な要因が複雑に関連して生じる現象です。危険因子が多く当てはまる児童生徒には、潜在的に自殺の危険が高まる可能性があるため、早い段階で、専門家から助言が受けられるよう働きかける必要があります。

(1) 自殺の危険因子

自殺の危険因子の中でも、次の4点には、特に留意する必要があります。

重要

1

自殺未遂歴

これまでに自殺未遂に及んだことがあるという事実は最も深刻な危険因子です。手首自傷（リストカット）や過量服薬といった、たとえ死に直結しない自傷行為であったとしても、適切なケアを受けられないと、その後も同様の行為を繰り返して、自殺が生じる危険が高いです。

重要

2

心の病

中高生くらいの年代になると、自殺の危険の背景に十分にコントロールされていない心の病が存在する場合があるので、その疑いがあるときには専門医による治療が欠かせません。

重要

3

孤立感

自殺を理解するキーワードは「孤立感」です。児童生徒が自分の居場所を失ってしまったと強く感じるような状況に陥っていないか注意を払う必要があります。

自殺はある日突然何の前触れもなく起きるといふよりは、それに先立って無意識的な自己破壊傾向がしばしば生じてきます。自分の健康や安全が守られないような行動が起きていないかという点に注意を払います。

(2) 自殺の危険を感じた場合の対応

自殺の危険を察知した場合の対応として TALK の原則があります。これは、「Tell」, 「Ask」, 「Listen」, 「Keep safe」の頭文字をとってまとめたものです。

T

子どもに向かって心配していることを言葉に出して伝えます。

「死にたいくらいつらいことがあるのね。とってもあなたのことが心配だわ。」

A

真剣に聞く姿勢があるならば、自殺について質問しても構いません。むしろ、これが自殺の危険を評価して、予防につなげる第一歩となります。

「どんなときに死にたいと思ってしまうの？」

L

傾聴です。叱責や助言などをせずに子どもの絶望的な訴えに耳を傾けましょう。

K

危険を感じたら、子どもを一人にせず一緒にいて、他からの適切な助言を求めてください。自殺未遂に及んだ事実があるならば、保護者にも知らせて、子どもを医療機関に受診させる必要があります。

(3) 医療機関との連携

自殺の可能性の高い児童生徒を支えていくには、学校・家庭・医療機関が緊密な連携をとりながら、長期的な治療計画を立てる必要があります。独力で対応するのではなく、それぞれの立場でできることは何かを考えながら、協力関係を打ち立てなければなりません。

(4) 子どもに必要な自殺予防の知識

自殺の危険の高い児童生徒への対応をよりスムーズにするには、日常の教育活動の中で次のような取組を行うことが大切です。

ア ひどく落ち込んだときは相談する

ひどく落ち込んで解決が難しいと思われる問題が起こったとき、もちろん自分の力で乗り越えようとすることは大切です。しかし、人に相談できることも生きていく上ですばらしい能力だということを普段から伝えておくことも大切です。

イ 友達に「死にたい」と打ち明けられたら、信頼できる大人につなぐ

ある中学校の調査では、友達から死にたいと打ち明けられたことのある生徒は2割にもものぼっています。しかし、話を聴くといった関わりをした生徒は16%、大人に相談した生徒は3%にしかすぎないという結果が報告されています。

「死にたい」と打ち明けられたら、その友達の気持ちを大事にしながら話を聴いて、信頼できる大人につなぐことがとても大切であるという点を強調します。子どもの場合、相手に同調することで共に自殺の危険が増してしまう場合も考えられるからです。

ウ 自殺予防のための関係機関について知っておく

自殺予防のための相談機関や医療機関にはどのようなものがあるか普段から知っておくことも必要です。日頃から解決のための選択肢を増やしておくことは、死を考えるほど行きづまったときに命を救うことになります。

5 おわりに

暴力行為やいじめ等の生徒指導上の諸問題の背後には加害児童生徒とともに、被害を受けている児童生徒の存在があります。

学校は安全で安心して通える場所でなければなりません。加害児童生徒が行った問題行動には毅然とした指導を行い、反省を促すとともに、被害児童生徒に対しては、定期的・計画的に状況把握やカウンセリングを行うなど、被害児童生徒の立場に立った継続的な支援の視点が大切です。

また、児童生徒がかけがえのない命を自ら絶つことがないよう、子どもたちの「助けて!」という心の叫びを敏感かつしっかりと受け止める必要があります。子どもの自殺予防のためには、学校単独の努力では十分な成果が上がりません。家庭、地域、学校、関係機関が協力し、子どもの自殺予防に全力を挙げて取り組む必要があります。

【参考文献】

- 生徒指導提要 平成22年3月 文部科学省
- 生徒指導のてびき(改訂版)平成22年3月 広島県教育委員会
- 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議(平成23年度)(第4回) 議事要旨
- 教師が知っておきたい 子どもの自殺予防 平成21年3月 文部科学省

児童生徒の心の回復力を育成する指導の在り方について

広島県教育委員会

1 はじめに

自殺は「孤立の病」とも呼ばれています。子供が発している救いを求める叫びに気づいて、周囲との絆を回復することこそが、自殺予防につながります。自殺が現実起きてしまう前に子供は必ず「助けて！」という必死の叫びを発しているものです。

教職員も一人でこの問題を抱え込むことなく、周囲の教職員や児童生徒の家族と情報を共有して子供のサインを敏感にキャッチできるようにするとともに、必要な場合は、医療従事者などとも協力して、この危機に向き合うことが大切です。

2 自殺のサインと対応について

子供の自殺は、他の世代に比べて遺書が残されていることが少ないために、文部科学省や警察庁の発表をみても、明確な原因を特定できるケースが多くありません。

また、大人には信じられないような些細なきっかけでも自ら命を絶ってしまうこともあります。自殺の引き金となる「直接のきっかけ」を主たる原因としてとらえがちですが、自殺の真の理由を理解するためには、複雑な要因が様々な重なった「準備状態」に目を向けることが大切です。



(1) 自殺者の心理

自殺はある日突然、何の前触れもなく起こるというよりも、長い時間かかって徐々に危険な心理状態に陥っていくのが一般的です。

自殺に追い詰められていく子供の心理には、次のような共通点を挙げることができます。

ア ひどい孤立感

「誰も自分のことを助けてくれるはずがない」、「居場所がない」、「皆に迷惑をかけるだけだ」としか思えない心理状態に陥り、頑なに自分の殻に閉じこもってしまいます。

イ 無価値感

「私なんかいない方がいい」、「生きていても仕方ない」といった考えがぬぐいされなくなります。幼い頃から虐待を受けてきた子供たちに典型的にみられます。愛される存在としての自分を認められた経験がないため、生きている意味など何もないという感覚にとらわれてしまいます。

ウ 強い怒り

自分の置かれているつらい状況をうまく受け入れることができず、やり場のない気持ちを他者への怒りとして表す場合も少なくありません。何らかのきっかけで、その怒りが自分自身に向けられたとき、自殺の危険は高まります。

エ 苦しみが永遠に続くという思いこみ

自分が今抱えている苦しみは、どんなに努力しても解決せず、永遠に続くという思いこみにとらわれて絶望的な感情に陥ります。

オ 心理的視野狭窄

自殺以外の解決方法が全く思い浮かばなくなる心理状態です。

(2) 危険因子

子供の周りにいる大人たちは、子供が自殺に追い詰められる前に、自殺の危険性に気づくことが大切です。特に、自殺の危険因子が数多く認められる子供には、潜在的に自殺の危険が高いと考える必要があります。

どのような子供に自殺の危険が迫っているのか

自殺未遂

◇薬の服用、リストカットなど

心の病

◇うつ病、統合失調症など

安心感の持てない家庭環境

◇虐待、養育態度の歪みなど

独特の性格傾向

◇未熟・依存的、衝動的など

喪失体験

◇離別、死別、病気、急激な学力低下など

孤立感

◇友達との軋轢、いじめなど

安全や健康を守れない傾向

◇事故や怪我を繰り返すなど

(3) 自殺直前のサイン

自殺の危険因子が多くみられる子供に、普段と違った顕著な行動の変化が現れた場合には、自殺直前のサインとしてとらえる必要があります。特に、小学校低学年くらいまでの子供は、言葉ではうまく表現できないことも多いので、態度に表れる微かなサインを注意深く取り上げる必要があります。



これらのサインの中には、子供ではそれほどめずらしいことではないと考えられるものもありますが、総合的に判断することが大切です。子供に関わる大人は、子供の変化を的確にとらえて、自殺の危険を早い段階で察知し、適切な対応を取ることが大切です。

(4) 対応の原則

信頼感のない人間関係では、子供は心のSOSを出せません。子供の中に「あの先生なら助けてくれる」、「親に話せば受け止めてくれる」といった思いがあるからこそ、子供は救いを求める叫びを発することができるとの認識を大人が持つことが大切です。

自殺が迫った子供への対応においては、次のような**TALKの原則**が求められます。

TALKの原則

■ Tell

子供に向かって心配していることを言葉に出して伝えます。

(例)「死にたいくらいつらいことがあるのね。とってもあなたのことが心配だね。」

■ Ask

真剣に聞く姿勢があるならば、自殺について質問しても構いません。むしろ、これが自殺の危険を評価して、予防につなげる第一歩となります。

(例)「どんな時に死にたいと思うの？」

■ Listen

傾聴です。叱責や助言などをせずに子供の絶望的な訴えに耳を傾けましょう。

■ Keep safe

危険を感じたら、子供を一人にせず一緒にいて、他からの適切な助言を求めてください。自殺未遂に及んだ事実があるならば、保護者にも知らせて、子供を医療機関に受診させる必要があります。

(5) 対応の留意点

ア 一人で抱え込まない

自殺の危険の高い子供を一人で抱え込むことなく、多くの教師で子供を見守るとともに、生徒理解を深めることが大切です。組織で対応することによって、教師自身の不安感の減少にもつながります。

イ 急に子供との関係を切らない

自殺の危険の高い子供に親身に関わっていると、しがみつくように依存してくることも少なくありません。そのような行動がみられる時には、子供に対して、次回以降の面談の時間や場所等の予定を示すことで見通しを持たせたり、学校以外にも相談できる機関があることを知らせておいたりするなど、急に関係を切ってしまうといったことにならないようにすることが大切です。

ウ 「秘密にしてほしい」という子供への対応

子供が「死にたい」と訴えてきたり、手首の傷跡などから自殺の危険が高いことを知ったりしたとしても、本人が「他の人には言わないで」などと訴えてくることがあります。自殺の危険は一人で抱えるには重すぎます。子供のつらい気持ちを尊重しながらも、子供が「死にたい」と考えている事実を必ず保護者に伝える必要があります。家庭と学校が協力して子供を支援する必要があることを理解させます。

コラム1

心のエネルギーの枯渇

家庭や学校で安心して過ごせる、自分の気持ちをよく分かってもらえる、充実感を体験する、認められるといった体験が心のエネルギーの源となる。

愛される、愛する、大事にする、大事にされる、認める、認められるといった精神的充足が得られることで意欲や成長へのエネルギーが湧いてくる。子供は家庭でどれだけ心のエネルギーを補充されているのだろうか。

様々な問題行動はこうした心のエネルギーの枯渇が原因になっていることが少なくない。「気になる行動」は「もっと私のことを気にしてほしい」、「手のかかる行動」は「もっと僕に手をかけてほしい」というメッセージでもある。

不安や放任などで心のエネルギーの枯渇している児童生徒に「がんばれ」「がまんしなさい」などといっても行動には結びつかない。児童生徒は不安と戦い心のエネルギーを満たすことに精一杯で余力がないからである。

エ 手首自傷（リストカット）

自傷行為は、将来起こるかもしれない自殺の危険を示す大きなサインです。本人の苦しい気持ちを受け止める姿勢で関わりつつ、家庭と早急に連携し、医療機関などの関係機関につなげることが大切です。

3 「心の回復力」の育成について



児童生徒の自殺を未然に防止するためには、児童生徒の「心の回復力」を育成することが大切です。

自殺の危険因子には、心の病や安心感の持てない家庭環境、孤立

感などが挙げられます。

アメリカの二人の心理学者エミー・ワナーとルース・スミスは、このような状況にあっても、精神的に健康に成長する子供がいることに注目した研究を行っています。

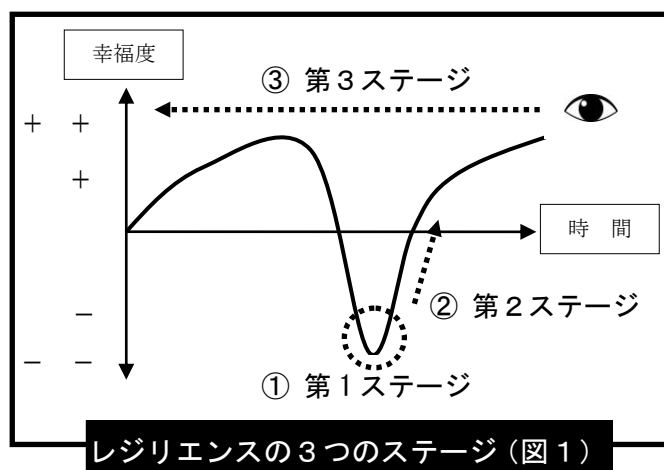
(1) レジリエンス（心の回復力）とは

アメリカ心理学会では、レジリエンス（心の回復力）のことを「逆境やトラブル、強いストレスに直面したときに、適応する精神力と心理プロセス」と説明しています。

心の回復は、子供の生まれつきの特徴や形成された能力だけで達成できるものではないため、心の回復力は、子供の力と子供を取り巻く環境の支援が一体になってつくられる合成的な力だと言えます。

(2) レジリエンスを鍛える3つのステージと7つの技術の関係

ステージ		技術	段階
第1ステージ	ネガティブ感情に対処する	第1	ネガティブ感情の悪循環から脱出する
		第2	役に立たない「思いこみ」をてなずける
第2ステージ	レジリエンス・マッスルを鍛える	第3	「やればできる!」という自信を科学的に身に付ける
		第4	自分の「強み」を活かす
		第5	こころの支えとなる「サポーター」をつくる
		第6	「感謝」のポジティブ感情を高める
第3ステージ	逆境体験を教訓化する	第7	痛い体験から意味を学ぶ



(3) レジリエンスを養う7つの技術

ア 第1ステージ：ネガティブ感情に対処する

(図1 ①)

精神的な落ち込みから抜け出し、下降を底打ちさせる段階

(ア) 第一の技術

「ネガティブ感情の悪循環から脱出する」

失敗の恐れや不安などのネガティブ感情は、しつこく繰り返されることにより「行動回避」につながる悪循環を生みだします。そのサイクルを断ち切るための気晴らしの方法を持つことが第一の技術となります。

◇ 対応例

失敗やトラブル、人間関係のもつれなどの困難な状況に直面したときに、ネガティブな感情をまず、認知することを教えます。そしてその感情を反芻（はんすう）させないために、自分にあった「気晴らし」の方法をとります。決して特別なことではなく、○運動系 ○呼吸系 ○音楽系 ○筆記系といったシンプルで簡単な方法があります。



(イ) 第二の技術

「役に立たない“思いこみ”をてなずける」

「思いこみ」とは、過去の体験によって刷り込まれた信念や価値観のことです。同じ体験をしても人によって異なる反応をすることがあります。ストレスやトラブルなどの体験から生まれる刺激がきっかけとなり、「思いこみ」から感情や行動に違いが生じます。深層心理に刷り込まれた「思いこみ」を発見し、効果的に対処することでネガティブ感情が生まれる根本原因を解消することにつながります。

◇ 対応例

同じ体験を見てもある人にはポジティブな明るい体験に見え、別の人にはネガティブな暗い体験に見えてしまうことがあります。認知療法を開発したアルバート・エリスは、この思考プロセスを「ABCモデル」と名付けました。

A (adversity = 逆境) とは、困ったことが起きたその状況を表します

B (belief = 信念) とは、その出来事が起きたのかの自分への説明を表します

C (consequence = 結果) とは、反応としての感情や行いを意味します

「ABCモデル」は、何か困ったことが起きると、その刺激や情報が、私たちの信念・思いこみの「色眼鏡」を通して解釈され、その結果何らかの感情や行動が生まれるきっかけとなる一連の思考・感情・行動パターンを示しています。

つまり、AがBを引き起こし、BがCを引き起こす。このモデルを活用すると、失敗やトラブルに直面したときの自分の内面に瞬時に起きているプロセスが明確になります。

レジリエンス・トレーニングでは、「ABCモデル」を分かりやすく理解できるように「A体験 → B思い込み → C感情」の順でシンプルに構成された「思い込みワークシート」(図2)に記入させて整理させます。

体 験	友達の態度が冷たい。まるで自分のことを無視しているかのようだ
思いこみ	私は、仲間外れにされるのだろうか
反 応	憂鬱だ。勉強が手につかない

思い込みワークシート[例] (図2)

自分にとって問題となる出来事（体験）は、思いこみという色眼鏡を通して感情を生み出す（反応）原因となります。そのため、「思い込みワークシート」を活用し、感情が生まれた原因を考えさせたり、自分自身の思いこみのパターンを認識させたりする働きかけが大切です。

思い込みワークシート[例]のケースにおいては、教師が子供に対して、「体験したことを他の友達に相談してみたらどうか」と助言しました。

その結果は、次のとおりです。

勇気を出して別の友達に聞いてみたら、私を無視したと思っていた友達は、「前日の夜に母親と言ひ合いになり、誰とも会話をする気にならなかったらしい」ということでした。私の「仲間外れにされる」という思いこみが姿を消し、憂鬱感も解消されました。

イ 第2ステージ：レジリエンス・マッスルを鍛える (図1②)

レジリエンス・マッスルを使って、再起する段階

(ア) 第三の技術

「『やればできる』という自信を科学的に身に付ける」

ある目標や行動に対して「自分ならやればできる!」と感じる度合いを表す「自己効力感」を高めることこそが、困難な目標に向かって這い上がる筋力である「レジリエンス・マッスル」を鍛える一つの方法です。

カナダ人の心理学者で、現在はアメリカ・スタンフォード大学心理学部教授であるアルバート・バンデューラ博士は、自己効力感を『その人の持つ目標や成果の達成への自己の能力への確信と信頼』と定義しています。



コラム2

レジリエンス・マッスル

イースト・ロンドン大学のイローナ・ボニウェル博士は、困難に立ち向かう力であり、逆境を乗り越えて再起するために重要な心理的筋肉のことを「レジリエンス・マッスル」と名付けました。

「レジリエンス・マッスル」は、「再起するための筋肉」という意味であり、逆境を乗り越えるために使う心理的なたくましさの源でもあり、ストレス度の高い体験から自分の大切な心や自尊心を守る緩衝材としての役割も果たします。

「レジリエンス・マッスル」が、平時にどれだけ鍛えられているかが、外的なストレスに対する耐性の違いや有事に困難な壁を乗り越えられるかどうかには表れてきます。

自己効力感とは一般的な自信とは異なり、ある特定の分野の目標に対して発揮されるポジティブな心理能力です。どれほど壁が高くても、「努力さえすれば乗り越えることができる」と自分をどれだけ信頼できるかが自己効力感のレベルの違いを表します。

◇ 対応例

自己効力感を育成する四つの方法

1 実際に行い成功体験を持つこと

■ 直接的達成体験 → 「実体験」

自分で設定した目標に向かって必要な「実体験」を繰り返し行うことです。「やればできる!」という自己効力感を育成するには、小さくても構わないので成功体験を味わう機会を与えます。そして、うまくいった体験を振り返り、友達や教師、家族などと共有します。



特に、苦手と思えることに打ち勝った成功体験は、自己効力感を強く育てます。

2 うまくいっている他人の行動を観察

■ 代理体験 → 「お手本」

人は、自分に近い立場の人が困難と思われることを成し遂げた時、自分にもそれを達成することが可能だと思えることがあります。お手本は「ロールモデル」とも呼ばれますが、自分が目指すゴールをすでに達成した人、または、目的を成し遂げるために必要なスキルや能力をすでにマスターしている人がロールモデルとしては望ましいです。

3 他者からの説得的な暗示を受けること

■ 言語的説得 → 「励まし」

何か困難な課題に挑戦しているときに、「あなただったらできる」、「才能があるからあきらめずに続ければ何とかできる」と励ましの言葉をもらうことを示します。

子供は、小さな成功をしたときに「よくやったね。おめでとう。」と褒め言葉をもらおうと、それが自分の小さな自信の源となり、自己効力感が向上する好循環のきっかけになることが多くあります。

また、口で伝えた励ましも効果的ですが、それが書面で伝えられた場合、受け取った本人が繰り返しその文書を目にすることで、励ましの効果が再現されるため、長期にわたる効果があります。

4 高揚感を体験すること

■ 生理的・情動的喚起 → 「ムード」

「ムードを変化させポジティブな気分にする」ことです。生理的・情緒的高揚ともいわれるように、体の感覚でその変化を察知することができます。

たとえば、人の前で話をするときには、手のひらが汗でびっしょりになって、心臓の動悸が高まり、のどが渇いてきます。これらはすべて怖れの感情の結果、体に出た生理的変化のサインですが、それらを気にしすぎると、ますます怖れが高まるといった悪循環になってしまいます。

ネガティブ感情が現れて悲観的な思考にスイッチが入る前に、ムードを変えて高揚感を生み出すことが効果的です。

(イ) 第四の技術

「自分の『強み』を活かす」

失敗に負けて新しい挑戦を回避してチャレンジできないでいる人と失敗にめげることなく自分が目指しているゴールに粛々と歩み続けることができる人との違いのひとつに、本人が自分の強みを把握して、それを活かしているかどうかあげられます。



強みとは、心理学的に「本質的で自分に活力を与え、最高の実力と成功へと導く、内に存在する資質」と定義づけられています。

自己の強みを把握し、それを活用することは、自分自身の本質を研究し資質を開発する「自己の研究開発」でもあり、その結果、逆境を乗り越えるための「レジリエンス・マッスル」が鍛えられます。

◇ 対応例

自分に隠された強みを発見する方法として「強みコーチング」があります。信頼できる誰かにコーチングしてもらうのが理想です。人から出された質問を耳にすると、自分の思考が働き、普段は考えていな

いような答えを返す対話の作用が働きます。

「強みコーチング」を行う際の「強みの五原則」と質問例は次のとおりです。

原則1 **すべての人に強みはある**

→ 質問「(これまで生きてきた中で) 最も大きな達成・成功は何？」

原則2 **強みにフォーカスすることが成果をあげる秘訣である**

→ 質問「自分の一番好きなところはどこ？」

原則3 **私たちの最大の可能性は強みにある**

→ 質問「何をしているときに最も楽しく感じる？」

原則4 **自分の強みを自分ができる小さなことに活かすことが、大きな違いにつながる**

→ 質問「どんな時に自分らしく感じる？」

原則5 **成功の多くは強みが最大活用された結果である**

→ 質問「自分がベストで最高の時はどんな時？」

(ウ) 第五の技術

「心の支えとなる『サポーター』をつくる」

困難を乗り越えなくてはならない場面が必要になってくるのが、教師や家族、友人などのサポートです。これは、逆境を経験し、そこから再起して成長した人のほとんどが「自分ひとりの力では立ち直れなかった。助けられたことにとても感謝している」と回想していることから、レジリエンスに欠かせないものであると考えられます。

この「ソーシャルサポート」の形成を平時から意識して行うことによって、有事の事態に対処する「レジリエンス・マッスル」を鍛えることになります。

つらい時に自分を励まし、心の支えとなる人の存在であるサポーターがいるのといないのでは長期にわたり、大きな違いをもたらすことになることが研究によってわかっています。【(5) (6) 参照】

(エ) 第六の技術

「感謝のポジティブ感情を育てる」

感謝とは、人に助けてもらったときや良い状況に恵まれたときに生まれる感情で

あり、自分の置かれた境遇をありがたいと深く感じる気持ちでもあります。

米国のロバート・エモンズ博士は、感謝の習慣を持つことで、心・感情・体において様々なメリットが生じることを解明しました。主な効果は次の5つです。

a 幸福度を高める

感謝が深い人は、良いことがあるとその体験をより長く強く深く感じるができます。それにより幸福感が増します。

コラム3

感謝というポジティブな感情を高める3つの代表的なテクニック

● 感謝日記を書く

- ① 一日の終わりに感謝したことを思い出します
- ② その出来事を日記形式で書き出してみます
- ③ できれば「なぜこの良い出来事が起きたのか」についてもじっくり考えてみます
- ④ そして「ありがたいなあ」という気持ちを胸の内で感じながら、日記を閉じます

● 三つの良いことを思い出す

- ① その日に起きたことを振り返って、うまくいった三つの事柄を回想します
- ② 「ありがたい」、「運がよかった」と感じる内容を箇条書きで記述します
- ③ なぜうまくいったのかについても理由を考えます

● 感謝の手紙を書く

- ① 自分が過去にお世話になった、助けられた人で感謝を伝えられなかった人を選びます
- ② その人に向けて感謝の気持ちを表す手紙を書きます
- ③ どんな親切を行い、好意ある態度を示してくれたかを回想します
- ④ その結果、どんな好影響を自分の人生に与えてくれたのかも言及します
- ⑤ その人がいなければ、今の自分がどう変わっていたのかについても考えます
- ⑥ 書いた手紙は、本人に手渡しするか、送付するか、またはそのまましまっておきます

b ネガティブ感情を「中和」させる

感謝には不安や憂鬱感といったネガティブな感情を「中和」させる効果があります。

c 体の健康につながる

感謝する頻度が高い人は、高血圧になり

にくい、免疫力が強化され風邪をひきにくいなどの健康な状態を保つ作用が確認されています。

d 思いやりが生まれる

感謝の豊富な人には「利他」の精神が生まれます。その結果、助け合いの行動や思いやりのある行為が自然と生まれます。これらの行動は、見返りを求めた利己的なものではなく、相手に感謝されるかどうかは関係ありません。仮に報われなかったとしても道徳的な行為をすること自体に意義を感じるので、本人は満たされた気分になります。



e 前向きでいる

いつも感謝することを忘れない人は前向きです。逆境に直面してもめげず、あきらめることもしません。それは、感謝にはどんな体験であろうとも、過去に起きた体験には何か意味があったに違いないと前向きに内省する動機づけとなるからです。

ウ 第3ステージ：逆境体験を教訓化する (図1③)

過去の逆境体験から一歩離れて、高い視点から俯瞰する段階

第七の技術

「痛い体験から意味を学ぶ」

不幸に感じるような体験、心に痛みを感じるような体験をした人の中には、素晴らしい自己成長を遂げる人がいます。その成長は計画的にできるものではありません。予期せぬ問題に直面し、心や感情が揺さぶられるようなつらい体験をし、それを乗り越えたときに達成できる心理的な成長です。

その成長は、困難や苦しみから逃げることなく、たとえ自分が不快に感じることで、精神的な痛みを感じようとも、勇気をもってその挑戦を受け入れることができた人にだけ与えられる報酬なのです。この変容は「PTG (トラウマ後の成長)」と呼ばれています。

米国のノースカロライナ大学のリチャード・テデスキ博士はPTGを「非常に挑戦的な人生の危機で、もがき奮闘した結果起こるポジティブな変化の体験」と定義しています。

自分の力ではどうにもならないような危機をもがき苦しみながらも努力の結果乗り越えたときに、「ポジティブな変化」がその人の内面で生まれます。

P T Gを体験した人には次のような変化が見られます。

(ア)「生への感謝」

それまで気にもしていなかったような小さな出来事に対しても、喜びを感じるようになります。毎日の生活の中で、感謝の念を感じる事が多くなります。その背景にあるのは、自分の生命に対してのありがたみ、感謝の気持ちです。

(イ)「深い人間関係」

真の友人とは人生の修羅場で助けの手を差し伸べてくれる人です。しかし、逆境になったときに、親友だと思っていた人が助けてくれないことがあり、逆にしばらく会っていない人に救われることもあります。新しい人間関係が得られる一方で、過去の人間関係を失うこともあるといった痛みを伴う変化です。

(ウ)「自己の強さ」

自分の力ではどうすることもできないほどの危機を乗り越えたとき、大いなる自信が湧いてきます。その自信は過去のものとは異なり、より正確な自己の強さの認識であるとともに、自分の人間としての弱さやはかなさの知覚でもあります。

(エ)「新しい価値観」

感謝の念、人間関係の変化、自己の強さの認識が自分の視野を広げ、その後の人生の全く新しい可能性を感じさせるドアを開かせます。人生観・価値観等が根底から変化します。

(4)「心の回復力」を持つ者の特徴

様々な研究から「心の回復力」により危機を乗り越えた人の特徴が明らかになってきています。その特徴は、およそ10にまとめられます。

この特徴は、信念、能力、スキル（技能）及び態度という要素から成り立っています。

ア 自己信頼

自分を信頼して、あきらめないで自分が努力をすれば問題は解決し成功できると信じる。

イ 未来志向・楽観主義

つらい時期があっても、未来は必ず今より良くなると思っている。

ウ 自尊心・自己の存在の意味の認識

自分にはこの世に存在する意味があり、人生には何か意味があると思い、自分を大事にする。

エ 自己受容

少々の欠点や失敗があることを認めながらも、自分を愛せる。

オ 肯定的人間観

人間というものは本質的に良いものだと思う。

カ 他者の信用と利用

自分を見守ってくれる人は必ずいると信じ、必要なときには人の助言や助けを求めることができる。

キ 平静さ

困難な状況や危機にあっても、事態はある程度客観的にみることができる。

ク 情報収集

困難な状況を解決するために必要な情報を求めることができる。

ケ リスクテークング

必要なときには、危険を冒すことができる

コ 実存的孤独

自分の人生は、自分独自のもので、自分自身の意思で立ち向かう必要もあることを知っている。最後は自分が決めなければならないことを知っている。

(5)「心の回復力」の育成について

「心の回復力」を育成するためには、(4)「心の回復力」を持つ者の特徴を教育活動全体を通じて育成するとともに、家庭や地域社会と連携して育成していく必要があります。

例えば、自尊心を育成するためには、「親からの関心など、自分は人から関心を持たれていることを感じて育つことが重要であること」や「無関心が自尊心を育てる上では最悪の対応であること」などが指摘されています。

(6)「メンター」とは

心の回復研究の中で、心の回復ができた子供には「メンター」がいたことが見出されています。

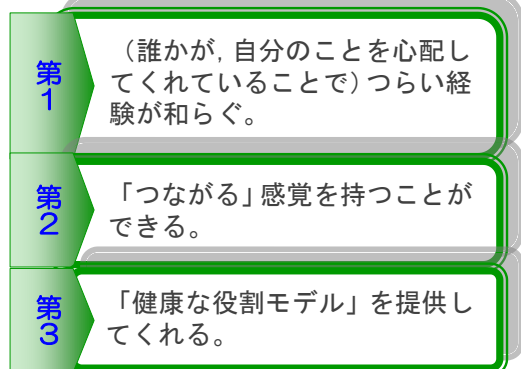
「メンター」とは、社会的に未成熟な段階にある青少年に対して、関心を寄せ、見守り、指導してくれる年長者のことです。



(7) 「メンター」がいることの効果について

オサリヴァンの研究によると、「強いストレスを受け続けた子供の心の回復が起こるかどうかの最も重要な要因は、『メンター』がいたかどうか」ということでした。

「メンター」がいることの効果について、オサリヴァンは3つの点をあげています。



また、アロノビッツという研究者は、リスクを経験した青年たちの心の回復過程について調査し、心の回復を達成できたことについて、次のように報告しています。

自分を心配してくれる、また、有能で責任をもって自分を見てくれる成人の誰かとの結びつきがあったと感じていたことが共通していた。

このように、メンターの役割の中核は、子供たちに対して、自分を心配してくれる人がある、あなたは決して一人ではないというメッセージを伝え、自分は一人ではないという感覚を与えることにあると言えます。

また、少なくとも一人の家族と強い絆を持ち、規律正しい生活を送る子供は、レジリエンスが強くまっすぐに育つという研究もあります。

なく、様々な複雑な問題が重なって起きています。誰かが一人だけで自殺の危険の高い子供を支えることはできません。学校、家庭、地域、関係機関がそれぞれの立場で協力し、子供が危機を乗り越えるのを手助けする必要があります。それぞれの能力と限界を見極めながら、子供の命を守るという視点をもって協力体制を築くことが大切です。

【参考文献】

- 「教師が知っておきたい子供の自殺予防」
平成21年3月 文部科学省
- 「生徒指導提要」平成22年3月 文部科学省
- 『「レジリエンス」の鍛え方』平成26年2月 実業之日本社 久世浩司 著
- 『こころが育つ環境をつくる 発達心理学からの提言』平成26年3月 新曜社 子安増生・仲真紀子 編著

【出典】

- 3 「心の回復力」の育成について(4)から(7)は 仁平義明 著「子どもの“心の回復力”を育てる」前掲 子安増生・仲真紀子(編著)『こころが育つ環境をつくる 発達心理学からの提言』pp. 74-77 から引用



4 おわりに

児童生徒に豊かな人間性や社会性など「生きる力」や「心の回復力」を育成するためには、あらためて、学校、家庭、地域、関係機関がそれぞれの果たすべき役割を自覚して、それぞれの教育力を生かすことが大切です。



自殺はたった一つの原因から生じるのでは

学校生活適応プログラムに基づく特別な指導について

広島県教育委員会

1 はじめに

都市化や少子化、情報化が進展する中で、社会全体で様々な課題が生じており、また、児童生徒の問題行動の背景には、規範意識や倫理観の低下が関係しているとも指摘されています。

問題行動を起こした児童生徒の指導に当たっては、安易に指導から切り離すことは根本的な解決にならないという基本認識にたつて、個々の児童生徒が学校生活に適應できるよう、児童生徒の性格や能力、生活環境、発達の程度、学校での生活の状況など、課題を明確にして組織的に取り組むことが大切です。



2 生徒指導規程の整備と周知について

[生徒指導資料 No. 32(改訂版) 参照]

現代社会においては「価値観の多様化」がますます進行しています。このような状況の中、学校には、説明責任が課せられており、社会や子供の変化に柔軟に対応しつつ、学校における教育活動や指導が一般社会と乖離していないか点検することが重要となっています。

また、児童生徒の問題行動や非行に対しては、各学校の生徒指導の基準となる生徒指導規程等をあらかじめ整備し、この規程等に基づき「社会で許されない行為は、学校においても許されない」という学校としての姿勢を明確に示すことが大切です。

(1) 生徒指導規程の整備について

各学校が主要課題や児童生徒の実情に応じた生徒指導規程等を整備し、明確に示すと

ともに、「なぜ、そのような生徒指導規程等を定めているのか」についても、丁寧に説明します。

各学校がそれぞれ生徒指導に係る指導基準を明確にすることで、教職員個々の指導に温度差が生じにくくなるとともに、児童生徒や保護者が学校の指導に対して不信感や不公平感を持ちにくくなります。

(2) 生徒指導規程の周知について

生徒指導規程については、児童生徒を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、PTA総会などで直接説明することに加え、各学校のホームページに掲載したり、生徒指導だより等を活用したりするなど、機会をとらえ繰り返し周知します。

生徒指導規程等を積極的に児童生徒、保護者等学校関係者に公開することで、児童生徒を指導する学校の考え方や方法を明示できるとともに、指導の透明性も確保することができ、児童生徒、保護者に安心感を与えることができます。



3 特別な指導について

[生徒指導資料 No. 25(改訂版)、生徒指導資料 No. 32(改訂版)、生徒指導のてびき(改訂版) 参照]

児童生徒が、自ら起こした問題行動を反省し、よりよい充実した学校生活を送るためにはどうすればよいかを考え、実行するよう指導することが大切です。

(1) 特別な指導の基本的な考え方について

ア 学校は、教育の場であることを重視し、教育的配慮のもと、児童生徒の望ましい成長に繋がるよう指導します。

イ 教職員と児童生徒の人間関係を重視し、児童生徒が自らの在り方や生き方を考えることができるよう指導・支援します。

ウ 学校教育法第 11 条，学校教育法施行規則第 26 条の懲戒停学と明確に区別して行います。（高等学校・特別支援学校高等部）

エ 特別な指導を実施することそのもので、原級留置になったり，中途退学になったりしないよう，生徒の進級や卒業につながるための反省指導とします。（高等学校・特別支援学校高等部）

(2) 特別な指導の留意点について

ア 特別な指導について，生徒指導規程に明記し，普段から児童生徒・保護者及び学校関係者等に説明するなど，周知を徹底します。

イ 細部まで突き詰めた事実をもとに指導します。

ウ 特別な指導を行う児童生徒及び保護者に，指導の目的や進め方等について，できるだけ文書で説明します。

エ 定期考査や進級に関わる教育活動，特別活動などについて配慮し，原則受験，参加させます。

オ 個別指導記録は，当該児童生徒ごとのファイルに保存し，事後の指導等に生かします。

カ 時間厳守や反省態度について考えさせ，行動化させます。活動ごとの評価をし，反省状況を教職員で共有するとともに，児童生徒及び保護者にフィードバックします。

キ 児童生徒の学習のつまずきを把握し，児童生徒に応じた適切な支援を行うなど，学習の基礎基本を徹底します。



(3) 特別な指導の形態について

ア 学校反省指導

学校における特別な指導には授業実施場所以外の別室で行う「別室反省指導」と授業に出席しながら行う「授業反省指導」があります。出欠の記録に係る取扱については，学校，各教科ともに原則，出席扱いとします。

(ア) 別室反省指導

通常の授業場所とは別の場所において，生徒指導規程に示された指導期間，指導内容等を踏まえて計画的に実施する特別な指導のことで，反省記録に基づいて，当該児童生徒にフィードバックするとともに，その指導内容は教職員で共有します。



(イ) 授業反省指導

通常の授業場所において他の児童生徒と同様の教育活動を行いながら，反省すべき事項を踏まえて，適切な行動がとれるよう計画的に実施する特別な指導のことで，各授業等における反省記録に基づいて，当該児童生徒にフィードバックするとともに，その指導内容は教職員で共有します。

イ 家庭反省指導

週休日や休日を活用するなどの家庭における特別な指導のことで，

学校生活を離れた家庭反省指導においては，児童生徒が学習課題やテーマに従った振り返りを行うとともに，保護者等と時間を共有し，積極的に会話や活動を行います。

家庭反省指導は，別室反省指導に入る前の 1～2 日間又は卒業式・運動会などの学校行事の際，保護者の理解を得て実施する場合があります。（高等学校・特別支援学校高等部）

4 学校生活適応プログラムについて

問題行動を起こした生徒のうち、特に、少年鑑別所や少年院等に送致されていた生徒が、所属校に復帰するに当たっては、自ら起こした問題行動の大きさや繰り返してしまったことなどを真摯に反省し、再び問題行動を起こすことなく、学校生活に適応できるよう指導・支援するため、学校生活適応プログラム（以下、プログラムという。）に基づく特別な指導を行うことが大切です。

このプログラムは、各学校が整備している生徒指導規程を踏まえた特別な指導として実施します。

プログラムの実施に当たっては、「何が、どの程度、いつまでにできればよいのか」などの到達目標や期間をあらかじめ明確にしておくことが大切です。また、生徒が自分自身の将来の目標や夢を明確化し、実現に向けて挑戦する態度を育成します。

そのため、生徒の状況に応じてプログラムのメニューを作成するとともに、生徒及び保護者に事前に丁寧に説明し、十分な理解を得ておくことが大切です。



(1) プログラムのメニュー（例）について

ア Program 1 [必須]

■ 事実関係の振り返りについて

(ア) 事実経過の整理 【何をしたのか】

「いつ、誰と、何を、どのように」など、起こした問題行動について事実経過を整理します。

(イ) 問題行動に至った要因

【何故したのか】

「なぜ、問題行動を起こしたのか」これまでの自分自身の学校生活や学校外で

の生活、学習の状況、友人関係等について振り返ります。

イ Program 2 [必須]

■ 現在の気持ちと今後の決意【目標・夢】について 【今後どうするのか】

(ア) 現在の気持ち

誰に、どのような迷惑をかけたと思いますか。

(イ) 謝罪の意思

誰に、どのような気持ちを伝えたいですか。＜伝える必要があると思いますか。＞

(ウ) 今後の決意【目標・夢】

どのような目標や夢を持っていますか。今日からできることは何ですか。

ウ Program 3 [必要に応じて]

■ これまでの生活の振り返りについて

自分自身のこれまでの生活を振り返り、感謝の手紙を書きます。

- ① 自分が過去にお世話になった、助けられた人で感謝を伝えられなかった人を選びます。
- ② その人に向けて感謝の気持ちを表す手紙を書きます。
- ③ どんな親切を行い、好意ある態度を示してくれたかを回想します。
- ④ その結果、どんな好影響を自分の人生に与えてくれたのかも言及します。
- ⑤ その人がいなければ、今の自分がどう変わっていたのかについても考えます。
- ⑥ 書いた手紙は、本人に手渡しするか、送付するか、またはそのまましまっておきます。

エ Program 4 [必須]

■ 学習課題について

別に示す時間割によって学習し、あらかじめ示された到達目標（内容・質・量）を達成します。その際、教科担当者や教務部等と連携するなどして、生徒の学習のつまずき等に応じた適切な学習課題を準備することが大切です。

オ Program 5 [必須]

■ 面接等について

- (ア) 別に示す時間割によって教職員等（管理職，生徒指導部，担任・副担任，教科担当教員，部活動顧問等）と面接をします。その際，反省期間中の望ましい行動変容等に対しては，積極的にフィードバックし自己肯定感や自己効力感を育成します。
- (イ) 特別な指導が終了した後も定期的に同様の面接を行います。

カ Program 6 [必要に応じて]

■ 奉仕作業について

別に示す時間割によって奉仕作業（学校内外の清掃や物品の整理整頓等）を行います。その際，ただ単に作業するだけでなく，実施後に振り返る機会を与え，気づきをまとめることが大切です。

キ Program 7 [必要に応じて]

■ 人間関係トレーニング等について

学校においては，知識・技能の習得とならんで，友人と相互に尊重しあう適切な人間関係を形成することのできる力を育成することが重要です。人間関係トレーニングは，体験による学習を通して，自分と他者との関係を理解し，自己の意識改革や自分の周りの人との関わりを変革していこうとするものです。また，自分の感情のコントロールや様々なストレスへの対処法を学ばせるとともに，これからの学校生活等の目標や具体的な行動計画を主体的に考えさせます。

- ソーシャルスキルトレーニング
○ アサーショントレーニング
○ レジリエンストレーニング
○ アンガーマネジメント
○ ストレスマネジメント
○ 生活分析的カウンセリング など



ク Program 8 [必要に応じて]

■ スクールカウンセラー等との連携について

「心の専門家」であるスクールカウンセラー等が，専門的な知識や技能を活用して，生徒の不安や悩み等を受け止めます。

(2) 指導期間について

- (ア) 特別な指導期間におけるプログラムは，起こした問題行動の内容や生徒の状況等により校長が判断します。（あらかじめ基本的なプログラム例を作成しておくことが望ましい。）
- (イ) 問題行動の繰り返しがある場合や悪質な問題行動の場合等は，別途校長が判断します。
- (ウ) 定められた期間中に到達目標が達成できない場合は，達成できていない内容・質・量を明確にし，反省期間の延長等について校長が判断し，生徒，保護者に丁寧に説明します。

(3) 学校生活適応プログラムに基づく特別な指導の実施手順について

特別な指導を実施するに当たっては，次に示す各取組について，手順を踏むことが大切です。

面会 → **退所・退院** → 事実確認 → 警察等との連携 → 指導方針の検討 → 特別な指導の可否判断 → 保護者・生徒への指導方針等の説明 → 弁明の機会の付与・検討 → **プログラム実施** → ホームルーム復帰

その際，保護者の理解を得て，当該生徒の保護司等と連携することで，より効果的な指導ができます。

5 学校生活適応プログラムに基づく特別な指導等実施上の留意事項について

(1) 実施前の留意事項について

次の留意事項を踏まえることで，実効性の

ある指導が進められます。

ア 生徒との面会について

少年鑑別所や少年院等に送致されている間に、担任や生徒指導主事等が施設を訪問し当該生徒と面会します。

イ 事実確認について

警察等において問題行動（犯罪行為）に係る事情聴取は行われていますが、少年鑑別所や少年院等を退所・退院した後に、学校においても必ず本人から事実確認を行います。



事実確認を行う際の留意事項

- ① 事実はできるだけ複数の教員で個別に聞きます。
- ② すべての事実に矛盾のないように細部まで確認します。
- ③ 関係者・機関からの情報があれば参考にします。
- ④ 事実について当該生徒自身に自書させます。
- ⑤ 事実の供述を強要したり、殴る・蹴る、用便に行かせないなどの体罰を行ったりしてはいけません。

ウ 警察等との連携について

特に、学校外での問題行動については、学校が行った事実確認を踏まえて警察等と連携し、可能な限り事実を突合させます。また、保護者の理解を得て、家庭裁判所の調査官や保護司と連携します。

エ 指導方針の検討について

事実確認によって明らかになった事実に基づき、あらかじめ定められた生徒指導規程に照らし合わせて、生徒指導部会で検討します。



指導方針を検討する際の留意事項

- ① 事実に基づいて検討します。
- ② これまでの指導経過を明らかにし、生徒個々に検討します。
- ③ 非違行為の内容、関与の程度、結果の重大性、反省態度、これまでの指導経過、改善の可能性等について検討します。
- ④ 指導方針を検討する会は、校務運営規程等に定めておきます。

オ 特別な指導の可否判断について

特別な指導の可否判断をする際の留意事項

- ① 指導方針の検討を参考に、校長が、指導方法（特別な指導の可否、方法）を判断します。
- ② 公平で公正な判断を行います。
- ③ 形式的・機械的、感情的・報復的、安易・無責任など説明のつかない判断を行わないようにします。
- ④ 指導方法の判断は、全職員に周知しておきます。

カ 保護者・生徒への指導方針等の説明について

プログラムに基づく特別な指導は、罰として行うのではなく、生徒の望ましい成長を支援するために行うものであることや具体的な指導方針を生徒及び保護者に説明し、理解を得ます。

キ 弁明の機会の付与・検討について

保護者に対して弁明の機会を与えることを明確に伝えます。弁明があればその内容についてあらゆる角度から検討します。また、新たな事実が判明した場合は、すべて確認します。

(2) 実施に当たっての留意事項について

ア 指導の目的及び指導期間、プログラムの内容の説明について[動機づけ]

何故この指導を行うのか、どれくらいの期間、どのようなプログラムを行うのか等について、事前に説明することで、

生徒は見通しを持つことができます。

イ 指導中の留意事項について

学校生活、家庭生活において遵守すべき項目とともに、遵守することの意味を指導開始前に丁寧に説明し、理解させておく必要があります。

これらの項目を行動化させ、行動することの意味に気づかせることで、認知の歪みを修正します。

ウ 家庭の協力の要請について

学校の指導方針を丁寧に説明し、学校と家庭が協力して当該生徒を支援していくことを確認します。

■ 学校生活

- ① 学校のルールのみならず社会のルールを遵守し、自覚ある行動をとること
- ② 時間を守ること
- ③ 服装を整えること
- ④ 積極的に挨拶すること
- ⑤ 学習場所を整理整頓すること
- ⑥ 私語をしないこと
- ⑦ 監督者等の指示に従うこと
- ⑧ 用便は監督者に申し出ること
- ⑨ 監督者等の指導・指示に従わない場合は、指導を中断することがあること

■ 家庭生活

- ① 原則、外出しないこと（病気や身内の不幸等でやむを得ない場合は、事前に保護者から担任に連絡すること）
- ② 電話やメール、無料通話メッセージアプリなどを使用し、外部との連絡を一切とらないこと

エ 反省状況の評価について

反省状況の評価については、事前に評価項目や評価基準を作成し、所定の様式に評価を記入するとともに、その反省記録に基づいて、当該児童生徒にフィードバックします。また、その指導内容は教職員で共有します。

その際、評価が一定の段階に達していない場合などは、再度、同じプログラムを実施することもあります。

コラム

人間への基本的信頼の欠如

児童生徒が育つ過程で親を始めとする周囲の人間が児童生徒にとってどれだけ「よい」存在であるのかは児童生徒によって大きく異なる。周囲から大事に守られ、愛され、可愛がられて育てば、児童生徒は人間や自分を取り巻く環境を「よいもの」と知覚し、他者の自分への働きかけや言葉を信じ、喜び、自分からもほほ笑みや笑顔、言葉で相手に返すようになるだろう。こうした「人間のよさ」体験の積み重ねが他者に対する信頼感の基本となる。

反対に、寒さや飢えなどから守られず、暴力を受けたり放任されたりして育つならば、他者からの働きかけを警戒し、防衛的となり、心を閉ざしがちとなるだろう。言葉の発達や情緒の発達も遅れ、対人関係能力も育ちにくくなる可能性がある。

「いくらこちらが一生懸命投げかけても指導が根付かない」「教員に心を開かない」「反抗的な態度を取る」「被害感が強い」といった児童生徒の中には、こうした「人間のよさ」の体験が欠如しているばかりか、児童虐待や家庭内での大人同士の暴力などによって「人間の恐ろしさ」を体験してきた児童生徒も少なくない。

「基本的信頼感が欠如している」と感じられる児童生徒に対しては、教員が、まずは自分だけでもこの子に「人間のよさ」を感じさせ体験させたい、と願って働きかけることからその児童生徒とのかかわりが始まる。

(3) 学校生活適応プログラム（例）

次に示す学校生活適応プログラムは、暴力行為を行った生徒が少年鑑別所等を退所した後の特別な指導（別室反省指導）の例（5日間実施）です。

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
登 校（頭髪・服装及び家庭学習課題等の確認）					
動機づけ (生徒指導部員)	特別な指導を開始するに当たっての心構え等について	本日のプログラム及び目標の確認	本日のプログラム及び目標の確認	本日のプログラム及び目標の確認	本日のプログラム及び目標の確認
1コマ目	Program1 事実経過の整理	Program5 スクールサポーター等との面接	Program5 部活動顧問との面接	Program8 スクールカウンセラー等との面接	Program5 担任との面接
休 憩					
2コマ目	Program1 問題行動に至った要因（1）	Program4 学習課題	Program4 学習課題	Program4 学習課題	Program4 学習課題
休 憩					
3コマ目	Program1 問題行動に至った要因（2）	Program4 学習課題	Program4 学習課題	Program4 学習課題	Program4 学習課題
休 憩					
4コマ目	Program2 現在の気持ち・謝意	Program7 アングーマネジメント	Program6 奉仕作業	Program7 ソーシャルスキルトレーニング	Program7 アサーショントレーニング
昼 食・休 憩					
5コマ目	Program4 学習課題	Program6 奉仕作業	Program3 感謝の手紙	Program7 生活分析的カウンセリング	Program2 今後の決意の明確化と行動計画の作成
休 憩					
6コマ目	Program6 奉仕作業	Program7 ストレスマネジメント	Program3 感謝の手紙	Program6 奉仕作業	Program2 今後の決意の明確化と行動計画の作成
清 掃					
振り返りと目標設定 (生徒指導部員)	振り返り 1日を振り返り、頑張ったことやできたことなどを明確にする。	目標設定 明日のプログラムを確認し、目標を設定する。	振り返り 1日を振り返り、頑張ったことやできたことなどを明確にする。	目標設定 明日のプログラムを確認し、目標を設定する。	振り返り 1日を振り返り、頑張ったことやできたことなどを明確にする。
	振り返り 1日を振り返り、頑張ったことやできたことなどを明確にする。	目標設定 明日のプログラムを確認し、目標を設定する。	振り返り 1日を振り返り、頑張ったことやできたことなどを明確にする。	目標設定 明日のプログラムを確認し、目標を設定する。	振り返り 1日を振り返り、頑張ったことやできたことなどを明確にする。
下 校（学習環境の整備）					
					これまでの特別な指導を振り返り、頑張ったことやできたことなどを振り返る。
					決意の確認と授業反省指導の説明等

【参考文献】

- 「生徒指導資料 No. 24 生徒指導上の諸問題を未然に防止する指導プログラム例について」平成 16 年 1 月 広島県教育委員会
- 「生徒指導資料 No. 25（改訂版）高等学校における問題行動への対応について」平成 16 年 10 月 広島県教育委員会
- 「生徒指導資料 No. 32（改訂版）児童生徒の規範意識を醸成するための生徒指導体制の在り方について」平成 21 年 10 月 広島県教育委員会
- 「生徒指導提要」平成 22 年 3 月 文部科学省
- 「生徒指導のてびき（改訂版）」平成 22 年 3 月 広島県教育委員会
- 「生徒指導資料 No. 36 児童生徒の心の回復力を育成する指導の在り方について」平成 26 年 7 月 広島県教育委員会

性同一性障害や性的指向・性自認に係る、 児童生徒に対するきめ細かな対応等について

広島県教育委員会

1 はじめに

性同一性障害に係る児童生徒やいわゆる「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、学校での活動を含め日常の活動に悩みを抱え、心身への負担が過大なものとなることが懸念されます。

そのため、各学校においては、「自殺総合対策大綱」（平成 24 年 8 月 28 日閣議決定）を踏まえ、教職員の適切な理解を促進する必要があります。

さらに、管理職や学級担任を始めとして、養護教諭、スクールカウンセラー等が協力し、保護者の意向にも配慮しつつ、児童生徒の実情を把握した上で相談に応じるなど、教育相談体制を確立するとともに、必要に応じて関係医療機関とも連携し、児童生徒の心情に十分配慮した対応を行うことが重要です。



2 用語について

(1) 性同一性障害

生物学的な性と性別に関する自己意識（以下「性自認」と言う。）が一致しないため、社会生活に支障がある状態とされます。

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」第二条には「性同一性障害者」を、「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。」としています。

(2) 「性自認」と「性的指向」

「性自認」と「性的指向」は異なるものであり、対応に当たって混同しないことが必要です。性的指向とは、恋愛対象が誰であることを示す概念とされています。

Sexual Orientation（性的指向）と Gender Identity（性自認）の英語の頭文字をとった「SOGI」との表現もあります。

(3) L G B T

性自認、性的指向及び性同一性障害に関して、いわゆる L G B T などと呼ばれることがあります。それらは、一般的に、次のことを指しています。

L：女性の同性愛者（Lesbian, レズビアン）

G：男性の同性愛者（Gay, ゲイ）

B：両性愛者（Bisexual, バイセクシュアル）

T：性同一性障害（Transgender, トランスジェンダー）

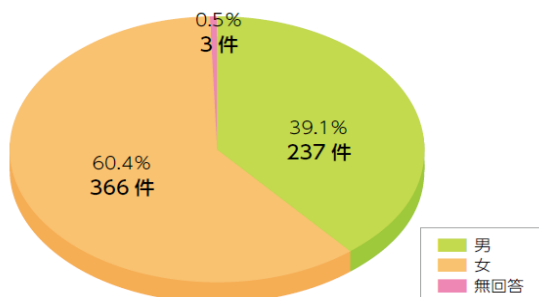
3 学校における性同一性障害に係る対応に関する現状

【文部科学省「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査について」（平成 26 年 6 月公表）に基づく】

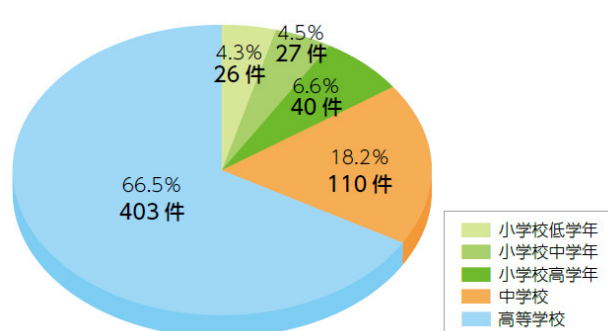
今回の調査では、児童生徒が望まない場合は回答を求めないこととしつつ、学校が把握している事例を任意で回答するものであり、この件数は、必ずしも、学校における性同一性障害を有する者及びその疑いのある者の実数を反映しているものとは言えないと考えている。（文部科学省）

(1) 学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査の結果、全国で 606 件の報告がありました。

■ 戸籍上の性別

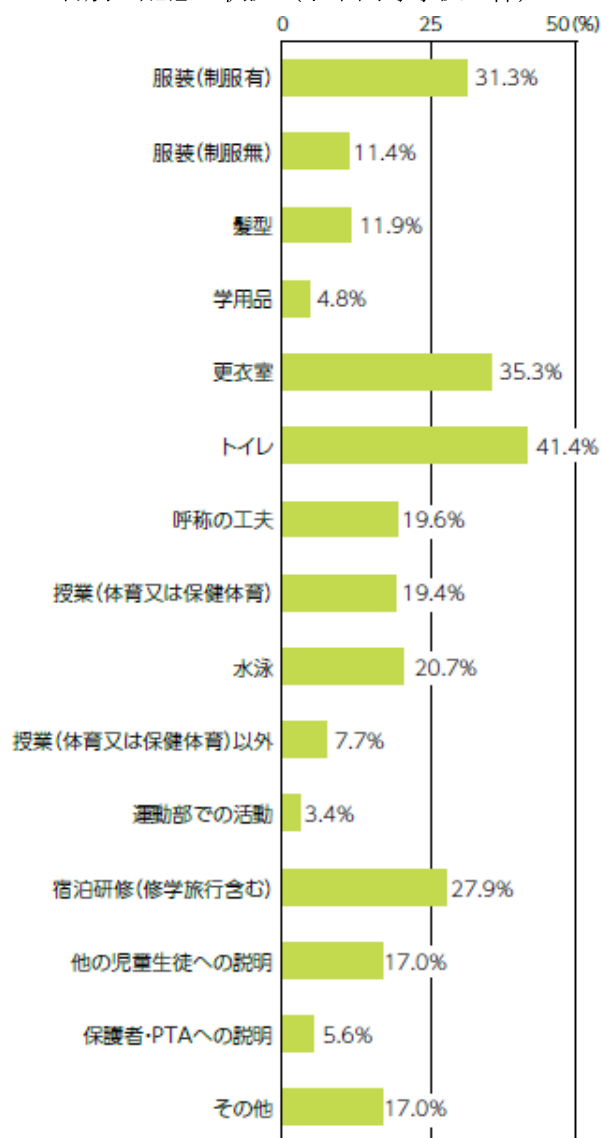


■ 学校段階



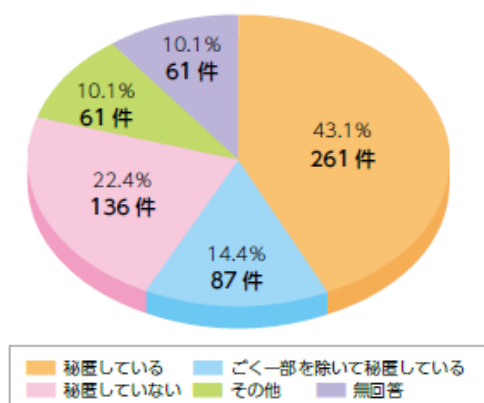
(2) 全国の学校において、服装、トイレ、宿泊研修等に関し個別対応がなされていました。

■ 特別な配慮の状況（小中高等学校全体）



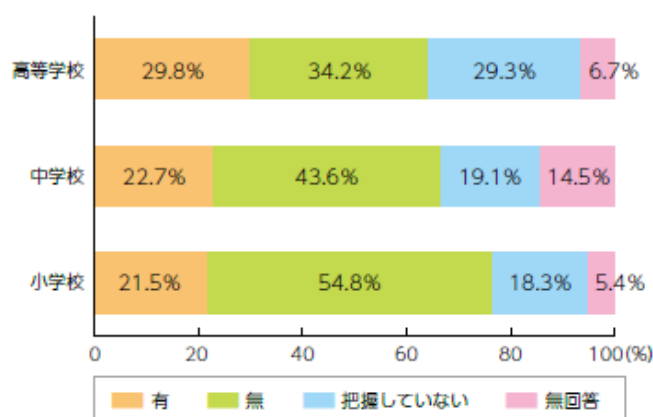
(3) 約 2 割の児童生徒は、他の児童生徒に知らせた上で学校生活を過ごしていました。一方、約 6 割の児童生徒は、基本的に他の児童生徒等には知らせていませんでした。

■ 他の児童生徒や保護者に対する取扱い（秘匿の状況）



(4) 性同一性障害としての診断を有する児童生徒は、学校段階が上がるにつれ増えますが、全体として見れば診断を有しない者の方が多い状況でした。

■ 性同一性障害としての診断の有無



4 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実について

学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でも、いじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となります。



性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒が安心して学校生活を送れるようにするために、教職員は児童生徒の思いを受け止めるに当たって次の点などに留意する必要があります。

(1) 「性的マイノリティ」とされるすべての児童生徒が対象であること

教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものです。

(2) 相談体制等

ア 相談しやすい環境づくり

性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えることが大切です。

イ 教職員の姿勢

教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動を慎まなければならないことは言うまでもありません。例えば、ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等をしていない場合、性同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり揶揄（やゆ）したりしないこと等が考えられます。



また、教職員が児童生徒から相談を受けた際は、当該児童生徒からの信頼を踏まえつつ、まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要です。

(3) 支援体制等

ア 組織的な支援

性同一性障害に係る児童生徒の支援は、最初に相談（入学等に当たって児童生徒の保護者からなされた相談を含む。）を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外に「サポートチーム」を作り、「支援委員会」（校内）やケース会議（校外）等を適時開催しながら対応を進めます。

イ 情報の共有

教職員等の間における情報共有に当たっては、児童生徒が自身の性同一性を可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意しつつ、一方で、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員等の間で情報共有し、チームで対応することは欠かせないことから、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し、理解を得つつ、取組を進めます。

5 医療機関との連携について

医療機関による診断や助言は、学校が専門的知見を得る重要な機会となるとともに、教職員や他の児童生徒・保護者等に対する説明材料ともなり得るものであり、また、児童生徒が性に違和感をもつことを打ち明けた場合であっても、当該児童生徒が適切な知識をもっているとは限らず、そもそも性同一性障害なのかその他の傾向があるのかも判然としていない場合もあること等を踏まえ、学校が支援を行うに当たっては、医療機関と連携しつつ進めることが重要です。

(1) 専門的な医療機関

我が国においては、性同一性障害に対応できる専門的な医療機関が多くないところであり、専門

医や専門的な医療機関については関連学会等の提供する情報を参考とすることも考えられます。

G I D学会のホームページにおいて「性同一性障害診療に関するメンタルヘルス専門職の所属施設」（平成27年2月24日付け）が公開されています。
（参考URL）
<http://www.okayama-u.ac.jp/user/jsgid/>

また、都道府県等の精神保健福祉センターでは、性同一性障害の相談を受けており、専門機関等、必要な情報に結びつくように努めています。こういった機関と連携を図ることも考えられます。

(2) 連携に当たっての留意点

最終的に医療機関を受診するかどうかは、性同一性障害に係る児童生徒本人やその保護者が判断することです。

このため、児童生徒やその保護者が受診を希望しない場合は、その判断を尊重しつつ、学校としては、具体的な個人情報に関連しない範囲での一般的な助言などを専門の医療機関に求めることが考えられます。

コラム

性同一性障害の人々は「社会の中で偏見の目にさらされ、昇進を妨げられたりするなどの差別を受けてきました」とされています。また、性的指向が同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛の人々についても「少数派であるがために正常と思われず、場合によっては職場を追われることさえあります。このような性的指向を理由とする差別的取扱いについては、現在では、不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだ偏見や差別が起きているのが現状です」とされています。

まずは教職員が、偏見等をなくし理解を深めることが必要です。

【性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）】文部科学省

6 学校生活での各場面での支援について

学校においては、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要です。

全国の学校では学校生活での各場面における支援として、次(※)に示すような取組が行われてきたところです。こうした支援の事例を参考にするとともに、個別の事例における学校や家庭の状況等に応じた取組を進めることが大切です。

項目	学校における支援の事例
服装	自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める
髪型	標準より長い髪型を一定の範囲で認める(戸籍上男性)
更衣室	保健室・多目的トイレ等の利用を認める
トイレ	職員トイレ・多目的トイレの利用を認める
呼称の工夫	校内文書(通知表を含む)を児童生徒が希望する呼称で記す 自認する性別として名簿上扱う
授業	体育又は保健体育において別メニューを設定する
水泳	上半身が隠れる水着の着用を認める(戸籍上男性) 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する
運動部の活動	自認する性別に係る活動への参加を認める
修学旅行等	1人部屋の使用を認める 入浴時間をずらす

(※)「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日児童生徒課長通知)の別紙より

7 当事者である児童生徒の保護者との連携について

保護者が、その子供の性同一性に関する悩みや不安等を受容している場合は、学校と保護者とが緊密に連携しながら支援を進めることが必要で



す。保護者が受容していない場合も、学校における児童生徒の悩みや不安を軽減するとともに、いじめや不登校等生徒指導上の諸問題の未然防止を進めることを目的として保護者と十分話し合い、

可能な支援を行うことが大切です。

8 卒業証明書等について

指導要録の記載については学齢簿の記載に基づき行いつつ、卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応することが大切です。

関係機関一覧表(教育相談窓口等)

■ 24時間子供SOSダイヤル(全国)

0120-0-78310 (24時間いつでも)

■ いじめダイヤル24(広島県)

082-420-1313

月～金曜日 午前9時～午後7時

(この他の時間や休日は留守番電話に録音できます。)

■ 心のふれあい相談室

082-428-7110

月～金曜日 午前9時～午後4時

■ こころのそうだん室

084-925-3040

火曜日と水曜日 午前10時～午後5時

□ ヤングテレホン広島(広島県警)

082-228-3993 (24時間いつでも)

□ 広島いのちの電話

082-221-4343 (24時間いつでも)

□ 子どもの人権110番(広島法務局)

0120-007-110

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

(この他の時間や休日は留守番電話に録音できます。)

□ こどもでんわそうだん(広島弁護士会)

090-5262-0874

月～金曜日 午後4時～午後7時

(休：祝日・年末年始・ゴールデンウィーク・お盆前後)

□ ひろしまチャイルドライン

(18歳までのこどもがかけられる電話)

0120-99-7777

毎日 午後4時～午後9時

□ 広島県立総合精神保健福祉センター

(パレアモア広島)

082-884-1051

月～金曜日 午前9時～17時

【参考文献】

- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け) 平成28年4月 文部科学省
- 法務省ホームページ 「性的指向及び性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくしましょう」

児童生徒の心に寄り添う指導の在り方について

広島県教育委員会

1 はじめに

平成 27 年 12 月に府中町内の男子中学生が自ら命を絶つという大変痛ましい事案が発生しました。町教育委員会が設置した第三者委員会による調査後の答申において、「再発防止に向けての提言」の中で、「生徒指導の前提となる教員と生徒との信頼関係の確立」について指摘されています。このことは、当該校だけでなく、すべての学校が厳しく受け止め、児童生徒の心に寄り添う指導を行う必要があります。



児童生徒の心に寄り添う指導とは、教職員が児童生徒一人一人の可能性を信じ、児童生徒の思いや願い、また、成長の過程などを多面的・多角的に捉えるとともに、児童生徒が成長するための手がかりやきっかけとなる適切な環境を整えるなど、児童生徒の成長を支援する視点を持って行う教育活動のことです。

2 生徒指導の意義等について

生徒指導は、一人一人の児童生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現ができるような資質・態度を形成していくための指導・援助であり、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指すものです。

(1) 自己指導能力について

自己指導能力とは、「その時、その場で、どのような行動が適切か、自分で考えて、決めて、実行する能力」のことです。

(2) 自己指導能力の育成について

自らの人格の完成を自ら希求する児童生徒を育てるということは、教育にとって最も困難な課題といえます。なぜなら、教育の方法として、「与える」、「導く」、「型にはめる」などの方法をそのまま用いたのでは、自発性や自主性を強要するということになりかねず、本来の意味での自発性や自主性をはぐくむことができないからです。

教育という言葉は、「大人が子供を教育する」というように、大人が主語で子供が目的

語になる形で用いられることが一般的です。生徒指導についても、そうした側面を有するものです。

しかし、人格の完成については、「児童生徒が望ましい大人になる」というように、児童生徒自身が主語となる形で、児童生徒を基点として行われていく必要があります。

各学校においては、こうした生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、その一層の充実を図っていく必要があります。

(3) 生徒指導の三機能について

自己指導能力を育成するためには、次の三つの機能（生徒指導の三機能）をあらゆる教育活動に生かすことが重要です。

ア 児童生徒に自己存在感を与えること

児童生徒一人一人はかけがえのない存在であり、一人一人の存在を大切にする指導のことです。

イ 共感的な人間関係を育成すること

教職員と児童生徒及び児童生徒同士が、相互に尊重し共感的に理解し合う人間関係を育成することです。

ウ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助すること

児童生徒が、決められたルールを守り、自分自身で責任が取れる範囲内において、自らが行動を選択し、その行動に責任をとる機会を与えることです。

3 児童生徒の多面的・多角的な理解について

児童生徒を共感的に理解するためには、児童生徒の現状（交友関係、興味関心、悩み、要求、性格的な特徴、能力の問題、生育歴、環境条件など）に加え、それらの背景にある思いや感情等についても継続して把握することが大切です。

また、すべての児童生徒は成長の過程において、それぞれの発達の段階に応じた課題に直面します。児童生徒の状況は日々変化しているという認識を持ち、成長のプロセ



ス全体の中で多面的・多角的かつ継続的に理解を進めていく必要があります。

さらに、担任だけの見立てや、特定の情報のみの把握にならないよう、複数の教職員が様々な角度から、児童生徒の状況を把握し、その情報を適切に共有する必要があります。

4 児童生徒理解について

教科指導においても生徒指導においても、教育実践が成果をあげるための大前提の一つは児童生徒理解です。特に、生徒指導においては、児童生徒理解そのものが教育的関係の成立を左右するといっても過言ではありません。

(1) 児童生徒理解に求められる姿勢

ア 愛と信頼に基づく教育的関係について

人は理解してくれている人には安心して心を開きますが、理解してくれていない人に対しては拒否的になり、心を閉ざしたまま対応します。



生徒指導においては愛と信頼に基づく教育的関係が成立していなければその成果を上げることはできません。

イ 共感的理解について

児童生徒を共感的に理解するためには児童生徒について、また児童生徒の生育歴や環境などについて客観的事実を知る必要があります。

児童生徒一人一人を理解しようとする際には、児童生徒はすべて個性的な存在であるという認識を持つことが



大切です。それぞれ独自の特徴を持ち、一人として同じ者はいません。すべての人の人格はその個性の上に成り立っています。

生徒指導において、それぞれの児童生徒の人格を望ましい方向に形成させようとするときにも、それぞれの個性を生かし、個人の持つ特徴に従って進めることが大切です。

個々の児童生徒の長所や短所を把握することによって、いつ、どのような方法によって指導するのが最も効果的であるかということも明らかになります。

(2) 集団の理解について

集団には、それを構成する個人の理解だけではとらえきれない集団特有の問題がある場合があります。

特に、全国的にいじめの問題が頻発して以降は、児童生徒が集団から孤立することを恐れ、不満を内に秘めたまま、表面的に他者に合わせる傾向が強くなっているとの指摘もあります。

こうしたことから、集団の理解は児童生徒理解の重要な一部と見なす必要があります。

5 教育相談について

近年の急激な社会変動の中、家庭や地域の教育力、教育機能が低下していると言われ、児童生徒の抱える問題が多様化し、深刻化する傾向が見られます。

例えば、身体的な悩みや性格、友人関係、学業成績や部活動、将来の進路、家庭生活に関すること、さらには、ネットや携帯電話を介したいじめやトラブルなど、実に様々な悩みを抱えて、児童生徒は学校生活を過ごしています。

こうした児童生徒の抱える悩みを見過ごすことなく、できるだけ早期に発見し、悩みが深刻化しないように助言（アドバイス）や声かけを組織的に行う体制を学校全体でつくるのが大切です。

コラム1

アセスメントとは

「見立て」とも言われ、解決すべき問題や課題のある事例（事象）の家族や地域、関係者などの情報から、なぜそのような状態に至ったのか、児童生徒の示す行動の背景や要因を、情報を収集して系統的に分析し、明らかにしようとするものである。硬直している状態をいったん本人や家族の視点に立って見ることで、本人や家族のニーズを理解することもできる。アセスメントを行うに当たっては、校内で組織的対応を行うことが重要である。

例えば、暴力行為には、思春期の心理、発達の課題、児童虐待や薬物の影響、友人関係など様々な要因が考えられる。その理解により指導方法が異なるので、要因を情報に基づいて的確に明らかにすることなどが重要である。

中学校学習指導要領解説（特別活動編）によれば、「教育相談は、一人一人の生徒の教育上の問題について、本人又はその親などに、その望

ましい在り方を助言することである。その方法としては、1対1の相談活動に限定することなく、すべての教師が生徒に接するあらゆる機会をとらえ、あらゆる教育活動の実践の中に生かし、教育相談的な配慮をすることが大切である。」とされています。

(1) 学校における教育相談の特質について

ア 利点

① 早期発見・早期対応が可能

教職員は日ごろから児童生徒と同じ場で生活しています。そのため、児童生徒を観察し、家庭環境や成績など多くの情報を得ることができ、問題が大きくなる前にいち早く気付くことができることは、学校における教育相談の大きな利点です。

専門機関のように本人や親から自発的に相談に来るのを待つのではなく、小さな兆候（サイン）をとらえて事案に応じて適切に対応し、深刻な状態になる前に早期に対応することが可能です。

② 援助資源が豊富

学校には、学級担任・ホームルーム担任を始め、教育相談担当教職員、養護教諭、生徒指導主事、スクールカウンセラーなど様々な立場があります。校長、教頭は管理職ならではの指導・支援ができます。専科教職員や授業担当者、部活動の顧問は、日常の観察やきめ細かいかわりが可能です。



③ 連携が取りやすい

学校の内部においては、上記のように様々な教職員がいて連携を取ることができます。

また、外部との連携においても、学校という立場から連携が取りやすいことが挙げられます。相談機関、医療機関、児童相談所等の福祉機関、警察等の刑事司法関係の機関などとの連携は、困難な問題の解決に欠かすことができません。

例えば、教育相談の中で発達障害の可能性に気付いた場合には、専門家と連携することで、早期に対応が可能となります。学校では、これら関係機関との日ごろからの連携体制づくりが重要となります。ただし、かわる人が多くなると、情報の管理が難しくなります。それぞれが知り得た情報を他の関係者に全く知らせなければ連携は成

り立ちません。

基本的には、その時にかかわった関係者の中で必要な限度で情報を共有し、それ以外には洩らさないという秘密の保持、個人情報の保護などについての共通認識が求められます。

イ 課題

① 実施者と相談者が同じ場にいることによる難しさ

学校における教育相談は、すべての教職員があらゆる機会をとらえて行うものであることは既に触れましたが、教育相談の実施者が、相談を受ける児童生徒と学校という同じ場で生活していることによる難しさというものがあります。

つまり教育相談における面接に、それ以外の場面の児童生徒と教職員の人間関係が反映しがちであるということです。場合によっては、児童生徒が教育相談の場面においても「この人は自分についての知識を持っている。」等と感じ、安心して相談する気持ちを妨げることがあり得ます。



このような場合には、学校における教育相談の利点である多様な援助資源を活用し、必要に応じてスクールカウンセラー等の、児童生徒が中立的と感じやすい者が教育相談を行えるよう校内において連携を図ることが必要です。

コラム2

不応問題に気付く

児童生徒の心理的あるいは発達的問題は、不登校やいじめ、非行といった具体的問題として表れ明確になっていく場合と、教職員が日常の行動観察や、児童生徒の答案など表現されたものを通して発見する場合、他の教職員や保護者から指摘されたり相談されたりして気付く場合がある。

児童生徒の問題を少しでも早く発見し、問題が複雑かつ困難になる前に指導したり対応したりするためには教職員の観察力が必要である。

② 学級担任・ホームルーム担任が教育相談を行う場合の葛藤

学級担任・ホームルーム担任が教育相談

を行う場合には、特に問題行動などに対応する場面では、児童生徒に対する指導的かわかりを担わなければならない立場と、教育相談の実施者としての役割という、一見矛盾した役割を同時に担うことが求められることがあります。

このような場面では、一方で児童生徒がそのような問題を起こさざるを得なかった背景への理解を深め、その気持ちを受け止めるとともに、問題への指導も行わなければなりません。これは必ずしも二律背反の関係にあるわけではありませんが、実際に同一人が同時に行うことは容易ではないかもしれせん。やはり学級担任・ホームルーム担任が一人で抱え込まずに、学校の利点を生かした対処を図ることが必要となります。



(2) 教育相談体制の確立について

教育相談の機能が発揮されている状態とは、教職員が児童生徒に寄り添い、向き合い、その個性を生かす関係が保たれている状態といえます。

ア 教育相談の組織

教育相談を効果的に推進するためには、その中心となって連絡や調整等を行う組織が必要であり、組織内の分掌として、その役割と責任を明確にして、相互の関連が十分に図られるようにすることが必要です。



教育相談に関する校内組織は、教育相談部として独立して設けられるもの、生徒指導部の中に教育相談係といった形で組み込まれるものなど様々ですが、どのような組織がよいかは、学校種、学校の状況（学校の規模、児童生徒の状況等）などを勘案して作ることが望ましいといえます。

イ 教育相談の計画

教育相談が十分な成果を上げるためには、教育相談の計画が学校経営計画の中に位置付けられていなければなりません。教育相談に関する計画としては、全体計画、年間計画、さらに、それを受けた具体的な実施

計画が柱となります。

このうち、全体計画には、教育相談の理念や自校の課題を踏まえて、その学校の教育相談の目標や重点事項、組織及び運営、相談計画の骨子などが明示されることになります。

また、年間計画には、相談活動の実施計画を始め、相談室の整備と運営、児童生徒理解の手立て（心理検査の実施等）、教育相談に関する教職員研修、保護者や関係機関との連携などに関する事項が、学期・月ごとに整理されて示されます。

さらに、それぞれの事項がどのような方針の下に、だれが、いつ、どのように行うかの細目を、分かりやすく構造化して示したものが、具体的な実施計画です。

ウ 教育相談の研修

教育相談で必要とされる教職員の資質としては、人間的な温かみや受容的態度が成熟しているなどの人格的な資質と、実践に裏付けられたアセスメントやコーピングなどに関する知識と技術の両面が大切です。これらをバランスよく磨くことが、教職員研修では必要です。このことは、教育相談担当教職員にのみ求められることなく、教育相談体制の充実のために、すべての教職員の資質向上が図られなくてはなりません。特に、校内研修会は、一般の教職員にとっては、身近で機動的に実施される有効な機会といえます。

実施上の留意点

バランスのとれた校内教職員研修としては、事例研究会と演習を取り入れた研修会が挙げられます。

前者については、事例提供者と特定メンバーを中心とした事例「報告」会で終わることがないように、参加者全員が率直に意見交換ができる雰囲気づくりが求められます。この雰囲気づくりと守秘義務の遵守などに関して、コーディネーターとしての教育相談担当教職員の果たす役割は大きなものがあります。

また、後者については、視聴覚資料を用いた集団討議、学校カウンセリングに関するロールプレイ、アセスメントで参考資料とする心理検査を自らで実施してみるなど演習を取り入れた研修が効果的です。

(3) 教育相談の進め方

ア 教育相談の対象

教育相談はすべての児童生徒を対象にします。いじめ、不登校、非行などの問題を抱える児童生徒、また、学習や対人関係、家庭の問題等で不適応感を持ち始めてきているが、まだ非行や欠席などの具体的な行動には表れていない児童生徒、さらには、表面上は特段の問題なく元気に学校生活を送っている多数の児童生徒を対象として、学校生活への適応とよりよい人格の向上を目指して行います。



コラム3

教職員の指導性について

教育相談は「児童生徒を無批判に受け入れる」かのように誤解されることがある。これは、児童生徒を受容する、児童生徒の自主性を重んじるということを表面的に理解した結果である。教育相談的配慮で大切なことは、守られた環境の中で児童生徒が、自由に伸び伸びと学校生活を送れるようにすることである。

学校では、時に競争をして切磋琢磨し、時に困難な課題に挑戦して克服する体験をすることも人格形成のためには必要である。教職員は時にリーダーシップを発揮し、児童生徒の先頭に立ってモデルを示すことも重要である。他方、元気のない児童生徒、意欲に乏しい児童生徒に対しては、カウンセリングの配慮でかかわる必要がある。

教職員は、この両面を児童生徒の状態に応じて自在に使い分けることが大切である。

イ 教育相談の実施者

教育相談は、教育相談担当教職員や養護教諭、学級担任・ホームルーム担任、スクールカウンセラーなど限られたものだけが行うものではありません。すべての児童生徒を対象に、あらゆる教育活動を通して行うものである以上、すべての教職員が、適時、適切に行うことが必要です。そのためすべての教職員が教育相談の基本について理解し、実践できるように、様々な機会に教育相談の原理や方法などについて研修を受けることが望まれます。

ウ 教育相談の場面

教育相談は、あらゆる教育活動を通して行われるものですが、定期面談や呼出し面

談等は教育相談の大事な場面です。

また、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の授業では、児童生徒の顔色(表情)や姿勢、学習態度などから、様々な情報をつかむことができ、児童生徒理解を深める大切な場面といえます。その他にも、休み時間や清掃時、給食時、部活動などあらゆる場面が児童生徒理解を深める機会となります。

さらに、学級・ホームルームや学校の生活づくり、適応と成長及び健康安全、学業と進路に関する諸課題への対応に資する活動を通して児童生徒理解を深め、教育相談にも役立ててすることができます。

6 カウンセリングの基本技能について

教育相談は、一部の特別な知識と技法を身に付けた教職員のみが行うものではありません。教職員であればだれでも身に付けなければならない教育方法の一つなのです。

■ 教育相談で用いるカウンセリング技法

🗨️ つながる言葉かけ

いきなり本題から始めるのではなく、始めは相談に来た労をいたわったり、相談に来たことを歓迎したりする言葉かけ、心をほぐすような言葉かけを行います。

例

「部活のあと、ご苦労さま」「待ってたよ」「緊張したかな」 など

👂 傾聴

丁寧かつ積極的に相手の話に耳を傾けます。よくうなずき、受け止めの言葉を発し、時にこちらから質問します。

例

「そう」「大変だったね」 など

🗨️ 受容

反論したくなったり、批判したくなったりしても、そうした気持ちを脇において、児童生徒のそうならざるを得ない気持ちを押し量りながら聞きます。

👉 繰り返し

児童生徒がかすかに言ったことでも、こちらが同じことを繰り返すと、自分の言葉が届いているという実感を得て児童生徒は自信を持って話すようになります。

例

児童生徒「もう少し強くなりたい」
教職員「そう、強くなりたいと思っているんだね」

👉 感情の伝え返し

不適応に陥る場合には、自分の感情をうまく表現できない場合が少なくありません。少しでも感情の表現が出てきたときには、同じ言葉を児童生徒に返し、感情表現を応援します。

例

児童生徒「一人ぼっちで寂しかった」
教職員「そう、寂しかったんだね」

👉 明確化

うまく表現できないものを言語化して心の整理を手伝います。

例

「君としては、こんなふうに思ってきたんだね」

👉 質問

話を明確化する時、意味が定かでない時に確認する場合、より積極的に聞いているよということを伝える場合などに質問を行います。

👉 自己解決を促す

本人の自己解決力を引き出します。

例

「君としては、これからどうしようと考えている？」「今度、同じことが生じたとき、どうしようと思う？」

7 おわりに

児童生徒の自己実現を目指し、自己指導能力を育成するためには、児童生徒をより深く理解する必要があります。

的確な児童生徒理解に基づいた生徒指導の推進に当たっては、多面的・多角的でかつ客観的な状況把握が必要です。

例えば、児童生徒の身体的能力、学力などの能力の側面、性格、興味、要求、悩みなどの心理的側面、交友関係、家庭環境を中心とした環境の側面や就寝時間や朝食摂取、日常的なスポーツ活動などの基本的な生活習慣、家庭での人間関係、地域での人間関係、友人関係、日常的な自然体験や直接体験の有無、情報メディアへの接触状況などを把握する必要があります。

これらの情報をもとに、児童生徒の望ましい成長のために、どのような指導・支援が必要なのかを生徒指導部会やケース会議等を開催し、指導方針を検討するなど、組織的な対応を行うことが重要です。



コラム4

ケース会議とは

「事例検討会」や「ケースカンファレンス」とも言われ、解決すべき問題や課題のある事例（事象）を個別に深く検討することによって、その状況の理解を深め対応策を考える方法。ケース会議の場では、対象となる児童生徒のアセスメント（見立て）やプランニング（手立て、ケースに応じた目標と計画を立てること）が行われる。事例の状況報告だけでは効果のあるものにはならないことに留意が必要である。

【参考文献】

- 「生徒指導提要」平成 22 年 3 月文部科学省
- 「平成 28 年度 広島県教育資料」広島県教育委員会

【出典】

- 「1 生徒指導の意義(1) 自己指導能力」については『生徒指導が機能する教科・体験・総合的学習』平成 11 年 11 月 文教書院 坂本昇一 p.10 から引用

スクールソーシャルワークの考え方を踏まえた 相談・支援体制の在り方について

広島県教育委員会

1 はじめに

近年、都市化や過疎化の進行、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等を背景とした地域社会のつながりや支え合いの希薄化によって、「地域の学校」「地域で育てる子供」という考え方が次第に失われてきたことが指摘されています。



そのような中、学校においては、児童生徒がこれからの厳しい時代を生き抜く力を育成することや、地域から信頼される学校を構築していく観点から、家庭、地域と相互に連携・協働し、社会全体で教育の実現を図ることが重要です。

また、暴力行為やいじめ等の問題行動に加え、不登校、児童虐待等、学校だけで対応するのは困難と思われる事例も多く見られることから、児童生徒の置かれている環境に働きかけ、学校と関係機関をつなぐソーシャルワークを充実させることが求められています。

2 スクールソーシャルワークの考え方

スクールソーシャルワークとは、「児童生徒の置かれた環境への適応力を高める支援」と、「環境に働きかけて問題を解決できるように調整する援助」を学校を基盤として行うもののことであり、『ソーシャルワークの価値及び方法論』を踏まえることが大切です。

(1) ソーシャルワークの価値

ソーシャルワークの価値とは、「すべての人間が平等であること、価値ある存在であること、そして、尊厳を有していることを認めて、これを尊重することに基盤を置く」ということです。



(2) ソーシャルワークの方法論

ソーシャルワークの方法論としては、個人と環境の不適合状態を解消する考え方から、環境とうまく折り合うことができるように対応力を高めるアプローチや、環境に働きかけて個人が安心できるように調整をするといった、個人と環境の双方に働きかけるアプローチなどがあります。

(3) スクールソーシャルワークの考え方を踏まえた支援体制

課題を抱えている児童生徒が「何に困っているのか」、「置かれている環境に、どのような課題があるのか」など、個人と環境との関係に目を向け、背景を踏まえて対応する重要性について、教職員が共有することにより、支援のポイントが明確になってきます。

3 スクールソーシャルワークの進め方

スクールソーシャルワークの考え方を踏まえ、管理職、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、担任、部活動顧問、養護教諭等、教職員によるケース会議や、市町福祉課、こども家庭センター、警察、医療機関、教育委員会等、学校外の関係機関と連携したケース会議等を通して、情報を共有し、様々な視点を踏まえて共同プランニングをすること等により、一人で責任を抱え込みがちな教職員の緊張がほぐれ、硬直していた問題が好転するといった効果が期待できます。

【ケース会議】

事例検討会やケースカンファレンスともいわれ、解決すべき問題や課題のある事例（事象）を個別に深く検討することによって、その状況の理解を深め対応策を考える方法のこと。



(1) スクールソーシャルワークの基本原則

ア 子供の最善の利益

保護者や教職員の一方的なとらえ方ではなく、問題の当事者である児童生徒にとって、本当の利益は何かを考えることが大切です。

イ 自己決定

児童生徒に関わる判断がなされる場合は、他者の利益を侵害することがない範囲において、児童生徒の自己決定を踏まえながら対応の在り方を検討することが重要です。

ウ 秘密の保持

児童生徒から話を聞く際には、聞き取ったことは秘密として保護することを、児童生徒に伝え、安心させることが大切です。

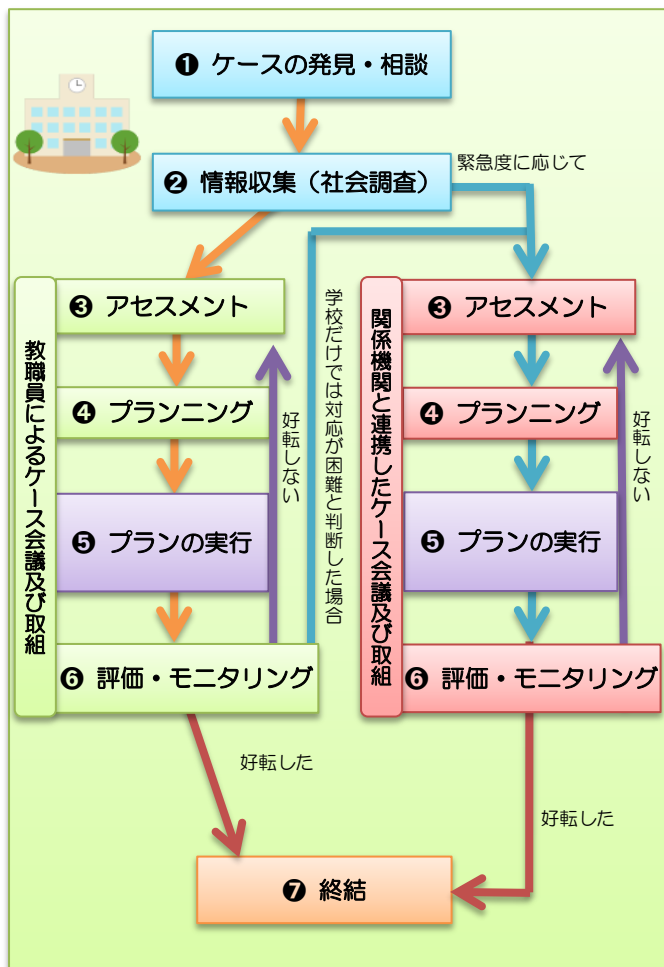


ただし、学校内や関係機関と情報共有する必要がある場合においては、「あなたを支援するために、あなたの話したことは関係する先生（や関係機関）に伝えた方がよい場合がある」と前もって確認するなどの配慮が必要です。

(2) スクールソーシャルワークのプロセス

ソーシャルワークの展開プロセスは、以下のような一連の流れで行うものです。

展開プロセスのイメージ



アセスメント、プランニング、モニタリングは、ケース会議を開催して、関係者で行うことが有効です。

【学校における日常的教育相談体制の確立】

アンケートや定期面談、呼出し面談等だけでなく、各教科等、休み時間、清掃時、給食時、部活動等あらゆる教育活動を通して、表情や姿勢、発言、学習態度などから、児童生徒の様々な情報を多面的・多角的に把握することが児童生徒の置かれた状況のアセスメントを深めることにつながります。



① ケースの発見・相談

担任による発見や家族・本人からの相談によるものが多いが、スクールソーシャルワーカー



(以下、SSWという) 配置校においては、SSWが児童生徒の様々な状況の中から、気になる状況を積極的に発見し、相談につなげていく場合もあります。

② 情報収集（社会調査）

発見・相談のあった事例について、詳しく担任や関係する教職員、必要に応じて本人や家族、また関係する機関、地域から情報を集めることです。

③ アセスメント

情報収集で得た家族や地域、関係者などの情報から、なぜこのような状態に至っているのか探る作業です。たくさんの情報から家族の理解を深めることは適切な援助につなぐ非常に重要な作業になります。

児童生徒が抱える課題が軽減あるいは解決するかどうかは、的確なアセスメントができるかどうかにかかっています。

④ プランニング

アセスメントに基づいて、事例に合った目標とプランを考えることです。目標は短期目標と長期目標があります。

特に、短期のプランニングにあたっては、翌日からでも具体的に取り組めるような目標設定であること、可能な限りプラン実行のイメージが具体的に持てるように話し合っておくことが重要です。

また、想定される危機的状況に陥った時の緊急対応の在り方についても共有しておくことが重要です。

⑤ プランの実行

ケース会議で話し合われた内容を具体的に行うことです。役割分担を担ったメンバーが、確実に自らの役割を実行するためには、プランニングにおいて、ケース会議参加者が共同で策定することが重要です。

⑥ 評価・モニタリング

それぞれの役割を担ったメンバーが、どのように動いたか、結果どうだったのかという方向で評価、見直しをすることです。

⑦ 終結

初めに立てた目標を一定程度、達成したところで終結となります。目標達成の判断にあたっては、ケース会議において一面的な判断にならないよう、プランを実行する中で把握した様々な状況を踏まえ判断します。その際、終結と判断した事例においても、一定期間は改善状況を追跡することが重要です。

(3) ケース会議

ア 準備

(ア) 会議開催の調整

日程・場所・議題（目的）・参加者等を明確にします。

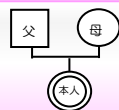
(イ) 情報の整理

それぞれの関係者は、自分が把握している情報を整理し、会議開催時に配付できるようにします。

(ウ) ジェノグラムやエコマップの活用

情報を整理する際、またケース会議でのアセスメントやプランニングを行う際には、ジェノグラムやエコマップを活用することが有効です。

【ジェノグラム（家族関係図）】
多世代にわたる家族関係を図式化したもの。



【エコマップ（人間相関図）】【右図参照】
福祉的なニーズ・課題を持った人に対してどのような社会資源（影響を及ぼす人や組織、機関等）があるかをマップにして、その相関関係を表したもの。

イ 流れ

(ア) 情報の共有

それぞれが持ち寄った情報を共有しながら事実関係を整理します。その中で、どこに注目すればよいか、何が課題か、不足情報は何か確認していきます。

(イ) 支援の方向性の明確化

「どんな家族なのか」「なぜこのような状態に陥っているのか」等、アセスメントと仮説を家族のニーズに合わせて支援方法を複数立て、優先順位を決めます。さらに、何を目標にすればよいか明確にし、長期的な目標に加えて、必ず短期目標・実行可能な目標を決めます。



(ウ) 具体的な支援方法の確認

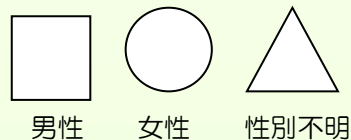
アセスメントと目標から、「誰が」、「誰に」「何を」、「いつまでに」、「どのように」行うかを明確にします。

ケース会議のポイント

- 会議開催時、終了時には守秘義務の確認をします。
- 管理職はメンバーに対し、実行へのねぎらいや、勇気付けの言葉かけを行うことが大切です。
- 事例をあげた教職員が見通しを持てたり、気持ちが悪くなったたりすることが重要です。

ジェノグラム、エコマップの描き方（例）

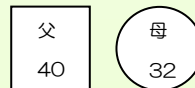
◆性別



◆対象児童生徒（本人） 線を二重にして表す

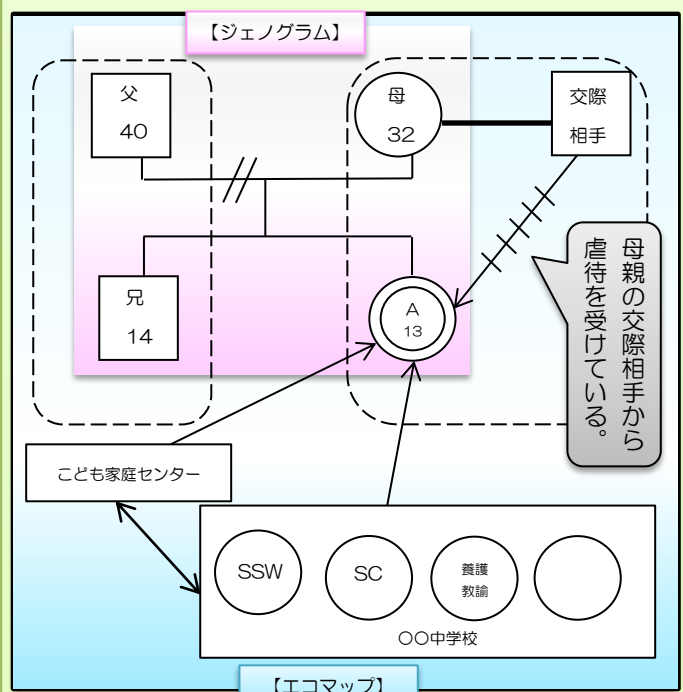


◆情報の記入

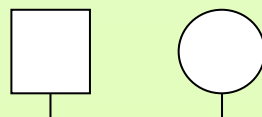


枠内に、年齢、氏名、続柄など、把握している範囲で情報を加える。

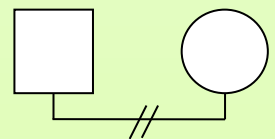
◆同居は点線で囲む、兄弟姉妹（左から出生順）



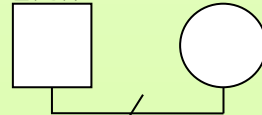
◆婚姻関係



◆離婚関係



◆別居関係



◆未婚関係



◆関係性のライン

良好 —————
普通 —————
希薄 - - - - -
ストレスのある関係 +++++
働きかけの方向 —————→

◆死亡



4 関係機関との連携について

児童生徒の抱える問題や置かれた環境は複雑多岐に渡り、児童生徒の内面や行動を理解するには複数の専門的視点が必要になってきています。

また、児童生徒の不登校や問題行動の中には、家族の経済的問題や疾病、虐待などに起因し、福祉や保健、医療機関との連携なくしては、改善が困難なケースも見受けられます。

これらのケースでは、学校だけで対応することは困難で、学校として関係機関等と組織的・継続的に連携していくことが必要です。

(1) 日々の連携の必要性

学校は、日ごろから関係機関等と連携をしておくことで、人と人とのつながりが深まり、問題行動等が発生した時に相談しやすくなり、適切な「緊急時の対応」につながります。

また、それぞれの機関の役割及び専門性、所在地や担当者などを明確にし、一覧表を作成し、職員室に掲示したり、全教職員に配付したりすることにより、迅速な対応が可能となります。

連携を図る関係機関等一覧表の作成例

分野	関係機関等	所在地	電話番号	担当者 職・氏名	備考
教育	〇〇市教育委員会				
	〇〇教育センター相談部				
	〇〇適応指導教室				
	〇〇中学校				
	〇〇小学校				
	〇〇幼稚園				
	〇〇公民館				
福祉	〇〇こども家庭センター				
	〇〇福祉事務所				
	〇〇市福祉課				
	児童自立支援施設(〇〇)				
	民生委員・児童委員				
	〇〇発達障害支援センター				
警察・司法	〇〇警察署				
	〇〇少年サポートセンター				
	〇〇家庭裁判所				
	〇〇少年鑑別所				
	〇〇保護観察所				
	保護司				
医療	〇〇保健所				
	〇〇病院				
	〇〇クリニック				
	〇〇				

(2) 連携を行う際の留意点

学校が関係機関との連携を行う際、次の点に留意して連携することが大切です。

ア 学校の主体性

学校が取組の方針、連携の目的及び具体的な支援内容や方法を明確にして、主体的に連携を進めます。

イ 組織的な連携

校内での支援体制を確立し、個別の指導計画を作成・活用するなど、全教職員が共通認識をもって組織的な連携を進めます。

ウ 関係機関の役割と専門性の理解

連携する関係機関の役割及び専門性(機関の機能の限界を含め)を認識し、相互の立場を尊重し合い協同して解決に当たります。

(3) 要保護児童対策地域協議会

市町に設置されている要保護児童対策地域協議会とは、子供の虐待、非行等に対する支援を目的とした、地域の子供と家庭に対する援助のためのネットワークのことです。

平成16年の児童福祉法改正により、法律上の位置付けがなされ、平成19年改正では地方公共団体は協議会を設置することの努力義務が課せられ、平成20年改正では、支援対象を、要支援家庭(特定妊婦を含む)に拡大するとともに、調整機関に専門職の配置の努力義務が課せられるなど、地域協議会の機能強化が順次図られ、平成28年改正では、調整機関に専門職を配置することが義務化されました。

個別ケース検討会議を開催する際には、学校の管理職が当該児童生徒が在住している市町福祉課に依頼します。

会議の参加メンバーには、守秘義務が課せられ、会議の中で支援が必要な児童生徒についての情報共有を行い、各々の参加機関や個人の機能を活用し、地域に密着した支援を行うことが可能となります。



(4) 主な福祉機関

こども家庭センター(児童相談所)

児童相談所は、児童福祉法に基づき都道府県、政令指定都市及び児童相談所設置市に設置された行政機関で、市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、原則として18歳未満の子供のあらゆる相談に応じています。

なお、広島県においては、こども家庭センターがその機能を担っています。

こども家庭センターの連絡先

広島県西部こども家庭センター	082-254-0381
広島県東部こども家庭センター	084-951-2340
広島県北部こども家庭センター	0824-63-5181
広島市児童相談所	082-263-0694

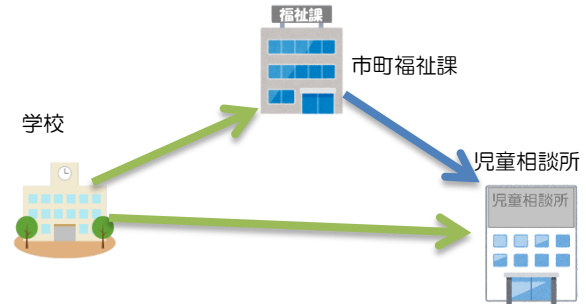
市町福祉課

各市町には、児童家庭相談及び虐待などに係る通告先があります。

市町福祉課の連絡先

市町	課 名	電話番号
広島市	中福祉事務所	082-504-2739
	東福祉事務所	082-568-7794
	南福祉事務所	082-250-4160
	西福祉事務所	082-294-6519
	安佐南福祉事務所	082-831-5017
	安佐北福祉事務所	082-819-0639
	安芸福祉事務所	082-821-2827
福山市	佐伯福祉事務所	082-943-9773
福山市	ネウボラ推進課	084-928-1258
呉市	子育て支援課	0823-25-3599
竹原市	社会福祉課	0846-22-3544
大竹市	福祉課	0827-59-2148
東広島市	こども家庭課	082-420-0407
廿日市市	子育て応援室	0829-30-9129
江田島市	子育て支援センター	0823-42-2852
府中町	子育て支援課	082-286-3163
海田町	こども課	082-823-9227
熊野町	子育て・健康推進課	082-820-5609
坂町	民生課	082-820-1505
大崎上島町	福祉課	0846-62-0302
安芸高田市	子育て支援課	0826-47-1283
安芸太田町	児童育成課	0826-28-1969
北広島町	福祉課	050-5812-1851
三原市	保健福祉課	0848-67-6217
尾道市	子育て支援課	0848-38-9215
府中市	女性こども課	0847-43-7255
世羅町	子育て支援課	0847-25-0295
神石高原町	保健課	0847-89-3368
三次市	女性活躍支援課	0824-64-6011
庄原市	児童福祉課	0824-73-0051

平成31年3月現在



5 広島県におけるSSW活用事業について

SSWは、社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、課題の解決に向けて支援するスクールソーシャルワークの専門家のことです。

(1) SSWの職務

広島県のスクールソーシャルワーカー設置要綱において、次のように示しています。

- ア 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- イ 関係機関等とのネットワークの構築・連携・調整
- ウ 学校内のチーム体制の構築・支援
- エ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- オ 教職員等の研修活動 等

(2) SSW活用事業の配置校数

平成30年度は、20中学校区及び4高等学校に配置しています。

配置校数の推移

	中学校	中学校区内の小学校	高等学校	合 計 (小学校入り)
平成27年度	8	29	2	39
平成28年度	10	32	2	44
平成29年度	14	41	2	57
平成30年度	20	53	4	77

6 スクールソーシャルワークの視点を踏まえた取組事例について

SSW配置校においては、校長のリーダーシップの下、教育相談体制を整備・充実することに加え、SSWの配置のねらいや専門性、役割等について、全教職員が理解し、協働して取り組むことが重要です。

またSSW配置の有無にかかわらず、全ての学校において、児童生徒が「何に困っているのか」「何が課題の要因になっているのか」など、社会的要因も含め、組織でアセスメントを行い、解決方法を考えていくことが大切です。

取組事例 1 【問題行動への指導の中で、児童虐待を発見したケース】

1 ケースの発見・相談

- (1) 当該児童は多動で落ち着きがなく、授業中に大声を出したり、暴言を吐き教室を飛び出したりする等、粗暴行為を繰り返していた。
- (2) 5月の連休明けから、担任は気になる児童として、学年会で当該児童について報告する回数が増えてきた。
- (3) 学年会でケース会議を開く必要性が話し合われ、管理職がケース会議のメンバーを決定しケース会議開催に至った。

ケース会議のメンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、担任、前年度担任、養護教諭

2 アセスメント

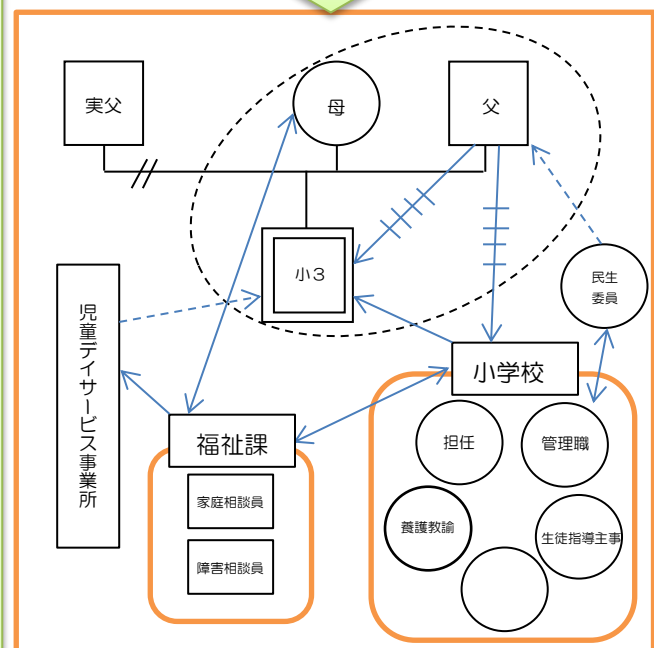
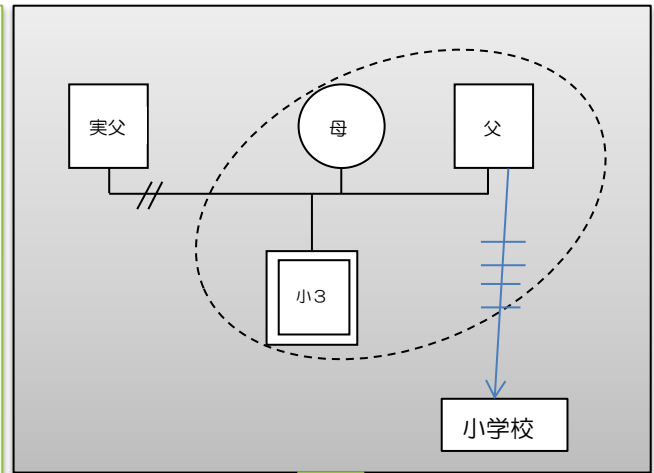
- (1) 昨年度、母親が再婚した。
- (2) 家庭連絡をすると、父親は学校の指導方針等にクレームをつけることがある。
- (3) 朝の挨拶運動をしている生徒指導主事は、最近特に当該児童の表情が曇っていることが気になっていた。
- (4) 当該児童は今年度転勤したばかりの担任の指示を聞かないことが多い。
- (5) 養護教諭は、腕に古く汚れた湿布を貼っていたり、衣服が汚れていたりすることを気にしていた。

3 プランニング

- (1) 当該児童の情報収集を行う。
- (2) 担任は当該児童に肯定的な言葉かけを行い、気持ちが落ち着かない時には保健室に行くように声かけを行う。
- (3) 当該児童が保健室に来た際は、養護教諭は当該児童に寄り添い、家庭での状況を聞く。

4 取組の成果

- (1) 養護教諭は、当該児童から再婚相手の父親から叩かれたり、夕食を食べさせてもらえなかったりすることがあることを聞き取った。
- (2) 管理職が、福祉課に児童虐待の通告を速やかに行うことができた。
- (3) 福祉課の家庭児童相談室、家庭相談員は母親から当該児童の発達障害について相談を受けており、児童デイサービスへつなぐことを決めた。



取組のポイント

- (1) **速やかな通告（通告義務）**
虐待が疑われたため、虐待が疑われる事案として、福祉機関への通告を行う必要があります。
【児童虐待防止法 第6条】
- (2) **キーパーソン**
当該児童からの聞き取りは、当該児童と最良の関係を築くことができる教職員がキーパーソンとなり、児童から話を聞き出すことがポイントです。
- (3) **アセスメントの重要性**
ケース会議では、参加者の些細な情報も、全てホワイトボードに記入するなどし、可視化した状態で情報の共有を行うことが重要です。その際、情報を時系列にまとめるとよりアセスメントを深めることができます。

取組事例 2 【連続欠席する生徒の支援から、経済的困窮に対応したケース】

1 ケースの発見・相談

- (1) 当該生徒は、2学期から学校を欠席することが増え始め、3学期以降はほとんど学校に登校せず欠席日数が30日を越えた。
- (2) 担任が家庭訪問をして母親と話をしたが、その日の気分によって、感情的に話す時があり、当該生徒の登校に向けた前向きな話し合いができずにいた。

ケース会議のメンバー

小学生の妹も同様の傾向がみられることから、小学校の関係者も出席する。

小・中学校…校長、教頭、生徒指導主事担任、養護教諭、SSW

※2回目以降

(福祉課、自立相談支援機関)

2 アセスメント

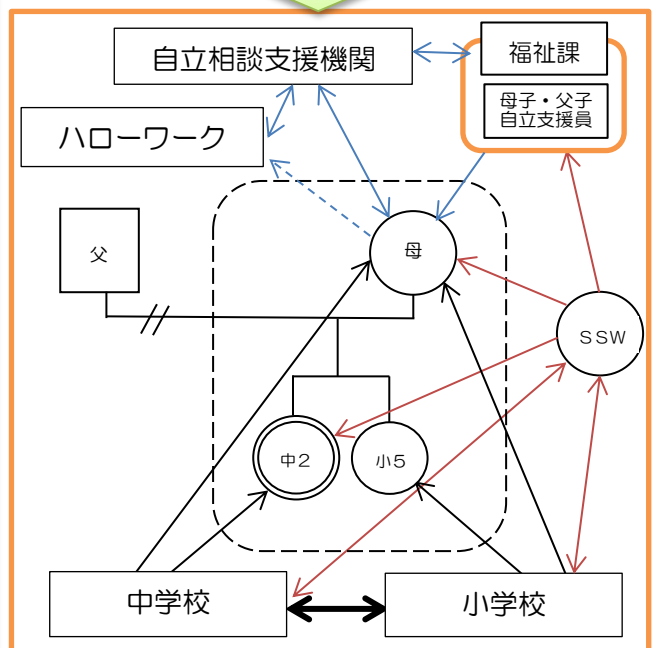
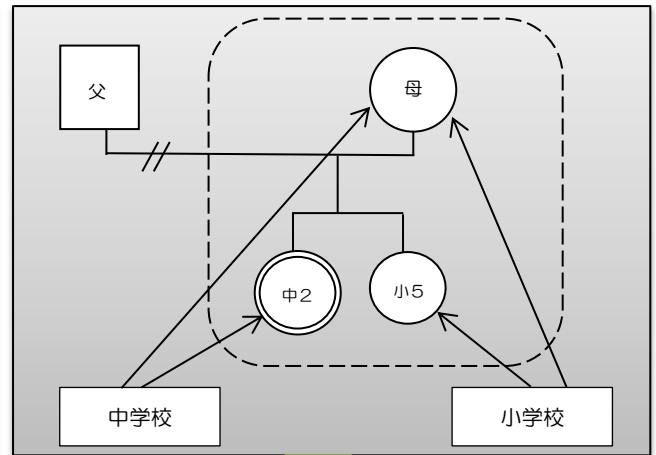
- (1) 当該生徒宅はひとり親家庭であり、母親と妹の3人で生活している。
- (2) 母親は現在、無職であり、経済状況は厳しい。
- (3) 当該生徒が朝、起きられないのは、夜中にスマホに夢中で、昼夜逆転の状態になっている。
- (4) 妹も同様に、生活リズムが崩れている。
- (5) 当該生徒の母親が、仕事を辞めて、家庭内の経済的な不安が子育てに影響していることがわかった。母親自身も生活リズムが崩れ昼夜逆転の状態になっていた。

3 プランニング

- (1) SSWは福祉課と連携し、母親を母子・父子自立支援員へつなぐよう働きかける。
- (2) 小中連携により、定期的に当該児童生徒の情報を共有する。
- (3) 中学校と小学校の担任が連携しながら、当該生徒の母親との面談を定期的に重ねる。

4 取組の成果

- (1) SSWは母親への肯定的な声かけを継続しながら信頼関係を構築し、福祉課の母子・父子自立支援員と連携し、ハローワークへ同行した。
- (2) 就労意欲もあり、離職による生活困窮のため、自立相談支援機関による住居確保給付金を利用した。
- (3) 母親が就労したことにより、家庭内の生活リズムの好転が見られ、当該生徒、小学生の妹と共に、登校する日数が少しずつではあるが増えてきた。



取組のポイント

(1) 校内ケース会議の開催（小中連携）

本事案のように、当該生徒に姉妹が他の学校にいる場合、姉妹が所属する学校の教職員にも、ケース会議への参加を促すことが重要です。アセスメントを行う際は、より多くの情報が集まる工夫をしてください。

(2) 福祉サービスへつなぐ

SSWが母親の就労支援のため、福祉課と連携し自立相談支援機関のサービスにつなぐ一方で、学校として当該生徒の支援を継続して行うことも大切です。

(3) 背景要因の把握

児童生徒に表れている課題に対して、児童生徒が生活している環境を把握しながら、支援方法を決定していくことが大切です。そのためにも、ケース会議で行われる「アセスメント」が重要となってきます。

7 おわりに

全ての学校において、児童生徒の相談・支援体制を充実させることはとても重要です。

その際、児童生徒の置かれている環境に働きかけることや、関係機関と連携しながら支援していくといったスクールソーシャルワークの考え方を教職員が理解・実行することで、児童生徒に対する、相談・支援体制の構築が充実されていきます。

これからの各校の教育相談に関する取組が更に充実し、学校・家庭・地域の関係者が一体となって協働することで、辛く苦しい思いをしている児童生徒が将来への希望を持ち、自己実現に向け望ましい姿につながることを期待しています。



【参考文献】

- 「生徒指導提要」
平成 22 年 3 月 文部科学省
- 「スクールソーシャルワーカー実践活動事例集」
平成 20 年 12 月 文部科学省
- 「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～」
平成 29 年 1 月 教育相談等に関する調査研究協力者会議
- 「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」
平成 27 年 12 月 中央教育審議会
- 「生徒指導資料第 4 集学校と関係機関等の連携～学校を支える日々の連携～」
平成 23 年 3 月 国立教育政策研究所
生徒指導研究センター
- 「スクールソーシャルワーカー設置要綱」
平成 30 年 広島県教育委員会
- 「スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するために」
平成 30 年 広島県教育委員会
- 「生徒指導のてびき（改訂版）」
平成 22 年 3 月 広島県教育委員会
- 「S S W活用マニュアル」
やまぐち総合教育支援センター